

平成 22 年第 1 回 (3 月) 川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
○応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (3 月 3 日)

○開 会.....	5
○開 議.....	5
○議事日程の報告.....	5
○諸般の報告.....	5
○行政報告.....	5
○会議録署名議員の指名.....	9
○会期の決定.....	9
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
○議案第 6 号の上程、説明.....	15
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
○議案第 8 号の上程、説明.....	21
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
○議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
○議案第 12 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	30
○議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	32
○議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	50
○議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	52
○議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	54
○議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	56
○議案第 18 号～議案第 25 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	57
○散 会.....	68

第 2 号 (3 月 16 日)

○開 議.....	71
○諸般の報告.....	71
○一般質問.....	71
小 藪 侃一郎 君.....	71

鈴 木 多津枝 君.....	8 5
太 田 侑 孝 君.....	1 0 0
中 野 暉 君.....	1 1 2
原 田 全 修 君.....	1 1 7
市 川 昌 美 君.....	1 2 9
○ 議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	1 4 0
○ 議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	1 4 1
○ 議案第 1 2 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 1
○ 議案第 1 8 号～議案第 2 5 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 3
○ 会議時間の延長.....	1 5 8
○ 議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 6 4
○ 議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 6 5
○ 議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 6 7
○ 議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 6 9
○ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 7 0
○ 常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 7 1
○ 閉 会.....	1 7 1

○ 応招・不応招議員

応招議員（ 1 2 名 ）

1 番	中	野	暉	君
2 番	太	田	侑 孝	君
3 番	山	本	信 之	君
4 番	中	田	隆 幸	君
5 番	小	藪	侃 一 郎	君
6 番	原	田	全 修	君
7 番	森		照 信	君
8 番	中	澤	智 義	君
9 番	市	川	昌 美	君
1 0 番	鈴	木	多 津 枝	君
1 1 番	高	畑	雅 一	君
1 2 番	板	谷	信	君

不応招議員（ なし ）

平成 2 2 年第 1 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 3 月 3 日 (水) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 4 号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 5 号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6 号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8 号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約変更について
- 日程第 9 議案第 1 0 号 駿遠学園管理組合規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 1 1 号 島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 国土利用計画 (川根本町計画) の策定について
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度川根本町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度川根本町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第
2 号)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（１２名）

１番	中 野 暉 君	２番	太 田 侑 孝 君
３番	山 本 信 之 君	４番	中 田 隆 幸 君
５番	小 藪 侃一郎 君	６番	原 田 全 修 君
７番	森 照 信 君	８番	中 澤 智 義 君
９番	市 川 昌 美 君	１０番	鈴 木 多津枝 君
１１番	高 畑 雅 一 君	１２番	板 谷 信 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 公 敏 君	副 町 長	小 坂 泰 夫 君
総 務 課 長	西 村 太 一 君	企 画 課 長	羽根田 泰 一 君
税 務 課 長	中 澤 莊 也 君	福 祉 課 長	柴 田 光 章 君
生活健康課長	西 村 一 君	産 業 課 長	鈴 木 一 男 君
建 設 課 長	大 石 守 廣 君	商工観光課長	羽 倉 範 行 君
教育総務課長	山 田 俊 男 君	生涯学習課長	森 下 睦 夫 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	藤 田 至 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大 村 敏 正

開会 午前 9時00分

開 会

- 議長（板谷 信君） ただいまから平成22年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。
-

開 議

- 議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。
-

議事日程の報告

- 議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。
-

諸般の報告

- 議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
- 2月24日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。
- 今期定例会は、お手元に配付のとおり議案22件が町長から提出されております。
- 次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付しておりますので、御了承ください。
- 次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
- また、中澤視察研修委員長から、議員行政視察研修について報告書の提出がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
- 以上で諸般の報告を終わります。
-

行政報告

- 議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつ

があります。町長、佐藤公敏君。

- 町長（佐藤公敏君） 本日は、平成22年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、お忙しい中、全員の皆様の御出席をいただき開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

3月に入り、21年度も残すところわずかとなってまいりました。2月19日に公表された日銀金融経済月報によりますと、我が国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直しているとし、輸出や生産は増加ペースが次第に緩やかになっていくと見られるが、海外経済の改善が続くもとで、増加基調を続けると見られる。設備投資は、収益がなお低水準で、設備過剰感も強く、当面はなお横ばい圏内にとどまる可能性が高く、下げどまりつつある。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから、耐久消費財を中心に持ち直してはいるが、なお横ばい圏内にとどまる。住宅投資は下げどまりの動きが見られている。この間、公共投資は頭打ちとなって、次第に減少していくと見られている。先行きについては、景気は持ち直しを続けるが、当面、そのペースは緩やかなものにとどまると考えられるとしております。

また、物価については、生鮮食品を除く消費者物価の前年比は、経済全体の受給緩和から下落が続いているが、石油製品価格などが反映し、下落幅は減少している。物価の先行きについて見ると、当面、現状程度の下落幅で推移した後、マクロ的な受給バランスが徐々に改善することなどから、下落幅は縮小していくとしております。

金融面では、金融環境は厳しさを増しつつも、改善の動きが続いている。コールレートが極めて低金利で推移する中、企業の資金調達コストは低下傾向が続いている。実体経済活動や企業収益との対比で見れば、低金利の緩和効果はなお減殺されるものの、その度合いは和らぎつつある。資金供給面では、企業から見た金融機関の貸し出し態度はなお厳しいとする先が多いものの、改善はしている。資金需要面では、企業の運転資金需要、設備資金需要とも後退しているということでもあります。

我が国経済は、持ち直しつつあるとはいえ、その足取りは弱く、まだしばらくは厳しい状況が続くと考えなければならないでしょう。

平成21年度における大きな出来事は、何といても自民党、公明党の2党連立政権から、民主党、社民党、国民新党による3党連立政権へと政権交代が行われたということであり、静岡県政においても、民主党が推薦する川勝知事が誕生したことであります。

このことにより、国も県も行政の進め方が大きく変わろうとしております。1つは、官主導から政治主導へという動きであり、もう一つは、中央集権から地方分権、さらには地域主権へという動きであります。また、「コンクリートから人へ」というように、従来の公共投資による景気刺激策から、人々の暮らしや命を守るという観点から、子ども手当などに見られるような政策転換が図られようとしております。また、川勝知事の政治手法を見てみますと、行政にはスピードアップが必要なんだということを強調しているのではないかという感じがいたします。行政処理については、今後、スピードアップが求められるようになるで

しょう。

私は、官か民か、官主導か政治主導か、中央集権か地域主権か、コンクリートか人かというように、2項を対立させるという図式の中からは有効な策は生まれにくく、2つは両立させていかなければならないものだと思っております。

本年3月末をもって失効となる現行の過疎法、過疎地域自立促進特別措置法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望があり、議員立法による法案の国会提出に向けて、これまで各会派で協議調整が行われてきましたが、このたび過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が取りまとめられ、全会一致の議員立法として国会に提出の見込みとなりました。失効期限については、6年間延長して平成28年3月31日まで、改正の内容は、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加、ソフト事業への拡充など過疎対策事業債の対象の追加、過疎地域自立促進市町村計画の策定に係る義務づけ等の廃止などとなっております。

また、水力交付金、電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、環境への負荷が小さい水力発電の特性を認識するとともに、水力交付金の対象市町村478の大半が過疎化、高齢化で疲弊している現状にあり、水力交付金が対象市町村の主要な財源となっていることもあって、事業仕分けの結果、見直しを行うということとなりましたが、見直しの方向は地方自治体の自由な判断で使っていただけるようにすべきと結論づけられました。

私たちの町においては、10月には国民文化祭神楽フェスティバルが開催され、全国の神々が川根本町に集い、郷土色豊かな伝統神楽の数々が繰り広げられました。多くのボランティアの力もあって、大成功のうちに終了することができました。

12月5日には市町村対抗駅伝が行われ、川根本町は全体では41チーム中34位、町村の部では14チーム中9位という成績を上げました。前年度に比べ3分以上タイムを縮め、敢闘賞をいただくことができました。選手や監督、コーチの頑張りと家族の皆様の協力はもちろん、大勢の町民の皆様が沿道から、あるいはテレビの前から大きな声援をおくっていただいたおかげだと思っております。

国民文化祭と市町村対抗駅から、私たちのまちはいさいけれども、目標が定まれば、それに向かって突き進むことができるすばらしい人たちの集まりなんだということを実感することができました。

12月3日には、知事広聴「平太さんと語ろう」が開かれ、8名の皆様が、知事に対してそれぞれの立場からさまざまなアイデアや考えを発表されました。知事広聴の中で、知事は川根茶の販路拡大のために、青磁の里、龍泉市との友好都市提携について提言をされました。青磁と川根茶をセットにして、川根茶のブランド化のためのストーリーづくりをしようというのです。この件については、素早い県の対応もあって、一昨日の3月1日から5日にかけての5日間、県の定期調査団に加わって、企画課、商工観光課、産業課の職員3名が浙江省

を訪問いたしております。知事が肝いりを務めてくださるということから、急展開で進んだものですが、川根本町にとってプラスに作用するような交流にしていかなければなりません。そのためには、川根本町へ訪れる交流人口の増大につなげることで、そして川根茶の拡販につなげることであります。

また、知事は牧之原台地から大井川沿いに連なる茶園の緑を「グリーンティー・ガーデン」と称しました。私は、このグリーンティー・ガーデンの上を南北に縦断する大井川、大井川鉄道と井川線、車道の3本を軸として、富士山静岡空港を玄関口、そして奥大井・南アルプス地域を奥座敷と位置づけ、誘客を図っていきたいと考えます。国土交通省の日本風景街道に便乗して、仮称、大井川・南アルプス街道とし、沿線に数カ所の溜まりをつくっていきたいと思っております。この溜まりとなる地点は、トイレ休憩、グルメ、ショッピングなど、グリーンツーリズムの展開や農林産物の地産地消を進める場所にしたらどうかと考えておりますが、街道を通すためには、島田市や静岡市など、沿線の市町との連携が必要となりますので、これからしっかり話し合って詰めていかなければならないと考えております。

4月から時之栖がもりのくにの指定管理者となります。県内でリゾート事業を展開するトップクラスの企業が大井川流域の川根筋に可能性を見出してくれたという点に、大きな意味があると思っており、大変元気づけられたところであります。

2年間にわたる地域の元気再生事業から、まちかど博物館が生まれました。2月28日に行われた認定式で新たに24の博物館が加わり、現在、40館にまでなりました。いろいろな施設、いろいろな展示、いろいろな人の語りなどを楽しめる小さな博物館になっており、エコミュージアム、川根地域まるごと博物郷のサテライトとして機能させていけば、ユニークなエコミュージアムのまちとなる可能性も出てくるものと期待されます。

癒しの里づくり事業でのミニ公園づくりやまちかど博物館など、今後の展開によっては、大井川筋の魅力がさらに高まっていくものと思われれます。川勝知事に言わせれば、今は女どき、女どきは花と団子であります。沿線を花でいっぱいにし、山の幸とお茶でおもてなししたいものであります。

現在、まちづくり基本条例の策定を進めておりますが、策定委員会では、川根本町固有の歴史、文化、風土に根差した格調高い基本条例を策定しようと、活発な議論が展開されております。この条例の策定は、今後のまちづくりに大きくかかわってくる川根本町の憲法とも言える条例となるものであります。委員会に臨席して、川根本町にふさわしい、いい条例ができるような予感がいたしております。

行政改革については、自治体がある限り、行政が継続する限り、常に意識の中に入れて進めなければならないもの、それが行政改革だと思っております。私たちは、まちづくりという大変すばらしい仕事にかかわっております。一人一人の仕事はパーツでしかないかもしれませんが、そのパーツがしっかりしないと、町という全体はあり得ないのでありますから、常に意識の改革、業務の改善に努め、コストパフォーマンスを考えながら、効率的な行財政

運営に励んでいきたいと考えております。

行政改革については、22年度から、内部評価ということではありますが、行政評価を行うべく、現在、試行中であります。将来は何からの形で外部評価も行う必要があると考えております。これによって、予算編成や執行についての透明性が増すと同時に、職員の事務事業についての説明能力が高まり、業務に対する取り組みの意識もいや応なしに変わっていくものと考えられます。

いろいろ申し上げてきましたが、富国有徳のふじのくにの理想郷づくりを目指す川勝県政のその一角に、何とかして川根本町を位置づけていかなければなりません。川そのものが文化遺産としての価値を持っている大井川、その流域の人々の暮らし、文化、風土をアピールしていきたいと思います。そのために、グリーンティー・ガーデンや風景街道の展開が必要となるのです。

将来とも茶園の緑を残していくためには、茶業の振興が不可欠であり、茶園に続く森の緑と水をきれいに保つため、林業の振興や森の持つ多面的な機能の活用も図っていかねばなりません。風景街道は、ニューツーリズムの展開を可能にし、新たな雇用を創出する起爆剤になるものと期待されます。ここに大井川学、川根学を起こし、大井川流、川根流のおもてなしの作法というか、流儀をつくり上げていきたいと考えております。地域そのものがブランド力を持つことになるのです。それぞれの現場で場の力、場力を出し合うことによって、まちづくりを進めていきたいと思います。

今回提案する事件は、条例の一部改正5件、規約の変更2件、協議会の廃止1件、計画策定1件、補正予算5件、22年度当初予算8件の合わせて22件であります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、市川昌美君、10番、鈴木多津枝君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 14 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 16 日までの 14 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 4 号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例に
ついて

- 議長(板谷 信君) 日程第 3、議案第 4 号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第 4 号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案 1 ページから 2 ページをごらんください。

現在、後期高齢者医療に関する事務は、高齢者施策として福祉課分掌事務としております。高齢者福祉行政の一貫性という面では、事務効果は大きいものがあります。反面、受け付けに來られた住民の皆様が、医療保険を受け持つ生活健康課と年齢区分によって担当課が分かれていることなどから混乱をされたり、医療機関への振り分け事務が煩雑となるなど、効率的でないことも生じております。医療保険に関する事務を 1 課へ集約することで、住民の皆様へのサービス向上がより図れるものと考え、国民健康保険を担当する生活健康課の分掌事務としたいものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10 番、鈴木君。

- 10 番(鈴木多津枝君) 今度の改正で、福祉課から後期高齢者に関する医療事務を生活健康課へ移すということで、この点については、多分庁内で担当者とも話し合われて、そのほうがやりやすいだろう、町民の方にもわかりやすいだろうということで、先ほどの町長提案のように変更されるんだと思うんですけども、この議案の出し方ですね、書き方というのかな、2 ページを開いて見たときに、本当に若い人にはこういう書き方が受けるのかもしれないんですけども、私にはなかなかわかりにくくて、こういう書き方をしなければならなかったのか、なぜこういう書き方になったのかというのを何回も全協でも聞いたりしたんで

すけど、再度その点で質問をさせていただきます。

第1点は、この書き方は、法制執務を通して内容をチェックしているという全協での説明があったんですけど、その法制執務のメンバーの方たちとチェックした日はいつなのか。

それから、2点目は、条例第2条の、要するに改正の中身というのは、第2条中の括弧、福祉課、生活健康課、それぞれの所掌事務が書いてありますけれども、括弧で閉じて、それを次の福祉課、生活健康課、もう一つ下の括弧、次の括弧に改めるといふような改正内容だということなんですけれども、なぜそのように言っているように、最初に「第2条中」というふうに書いて、最初の括弧の後に「を」をつけて、下の括弧の閉じたところに「に改める」というふうに書かなかったのか、その理由をお聞きいたします。こういうふうに書かなければいけないものなのかどうか、その点をお聞きいたします。

このほうがよいという結論でこうやって上程されたんだと思いますけれども、私としては非常にわかりにくい。皆さんはどうなのかわかりませんが、私はわかりにくかったので、質問をいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

まず最初に第1点目でございますけれども、メンバーによるスタッフ制度はとっておりません。ただし、平成17年から平成21年度におきまして、自治研修所で実施されます初級、要するに法制執務の初級でございますけれども、7名、それから中級においては4名が出席しております。研修を受けております。それから、当町役場で実施されます、専門家の講師において実施されます研修では、平成20年7月3日から4日の2日間、初級は17名、平成21年度におきましては、11月12日から13日の中級では7名が研修を受講しております。したがいまして、平成17年からは35名が研修を受けていると思います。それから、合併前におきましても、旧町でも受講をされている方も多くおります。

次に、チェックをした日はいつなのかということでございますけれども、チェックをした日につきましては、起案されますので、起案の日が、平成22年2月18日に起案されていまして、その時点においてチェックをされております。

次に2点目でございます。2点目につきましては、条例第2条中のかぎ括弧を下のかぎ括弧に改めると読むとの説明だが、なぜそのように順に書かれていないのかという御質疑でございますけれども、これにつきましては、既にお手元に資料№4において配付してありますけれども、これは株式会社のぎょうせいで発行しております、法制執務詳解という新版の本があります。そこから抜粋したものでございますので、これをごらんになっていただければ、例の2と例の6に書いてございます。そのような形で私どもの提案したものも書かれております。

したがいまして と重複しますけれども、したがいまして、提案方法としては妥当ではないかと判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は議員になって、こういう書き方で出されたのは初めてなんですけれども、若い人たちが見れば、この括弧を1つの固まりで見るんだよという説明は、確かにぱっと見ただけでわかるんだろうなと。私も何度も何度も見て、やっとタベごろわかるようになりました。でも、その何度も何度も見なければわからない書き方よりは、さっと見てわかる書き方のほうが、だれにでもわかりやすい条例に、議案になるんじゃないかと思ってただしているわけですから、これからはこういう書き方をされると考えておられるんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村太一君） 私どもの関係のほうはですね、何か基準がないと、やるたびに変わってきってしまうというおそれがありますので、基本的には先ほどと重複させていただきますけれども、法制執務の詳解という本がございまして、それに基づきまして処理をさせていただいているわけです。

ただ、今回につきましては大変わかりにくいかもしれないのでございますけれども、要するに福祉課と生活健康課がどういうふうに変ったよというのが一目でわかるような形のつもりでここに提案させてもらったものですから、御理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 10番。

○10番（鈴木多津枝君） 議論をするほどの大きな問題ではないと思いますので、もうこれで終わろうと思いますけれども、なるべく万人が見てわかりやすいようなものにしていただきたいなと。こう書かなければいけないという規則はないらしくて、いろいろな書き方があるということで、また研究をしていただきたいなと要望いたします。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

- 議長（板谷 信君） 日程第4、議案第5号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第5号、川根本町附属期間設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案3ページから4ページをごらんください。

平成21年3月をもって策定された川根本町男女共同参画プランの具現化のため、推進会議の設置をし、今後の男女共同参画に係る重要事項の審議、検証をお願いする町の附属機関としての位置づけを御議決いただきたく、またこの事務の関連性から、別表においては川根本町まちづくり基本条例策定委員会の次に加えての改定をお願いするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

- 10番（鈴木多津枝君） まず最初に、今回、設置される男女共同参画推進会議という名前のものなんですけれども、22年度予算の新しい、今、提案されている予算ですけれども、そのこの2款2項1目企画総務費の1節の報酬のところには、男女共同参画審議会委員報酬というふうに、推進会議ではなくて、審議会という違う名前で13万1,000円の報酬が計上されています。この推進会議と審議会は多分同じではないかと思うんですけれども、なぜ同じ名前にしなかったのか。もっとも違うものかもしれませんが、その点をお聞きいたします。

そして、今回、新しくつくる委員会なのに、委員の人数あるいはどういう人たちを選んでいくのか、開催する回数とか、任期とか、新年度予算のところの審議で説明がされるのかもしれませんが、全くわからない状態で今、出されていますけど、そういうものを定める規則あるいは要綱みたいなものはもう既にできているのか、できていないのか、その点を確認をいたします。

- 議長（板谷 信君） 企画課長。

- 企画課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

1つ目の審議会という名前で予算計上されているがということなんですけれども、この予算計上の段階では会議の名称を検討中であったため、仮称として男女共同参画審議会という名称を使用しました。

2番目のなぜ同じ名前にしないのかということなんですけれども、会議では、このプランを具現化するために、目標値に対する検証などの審議を行ってもらう予定ですが、会議の本来の目的は、町の男女共同参画の推進です。この名称を庁内、役場内で検討した結果、推進の文言のほうが、会議の名称がより住民にわかりやすいのではないかということで、このたび男女共同参画推進会議ということに決定しました。

また、3つ目の委員の人数、選び方とか、開催とかの質疑ですけれども、まだこれは案の段階ですけれども、委員の人数は10名以内、選び方は学識経験者、各種団体、民間企業が推薦する者、その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱するというように考えております。また、開催回数は2回を考えております。任期は2年と。

また、目標値の検証ですけれども、これは第1次川根本町総合計画の男女共同参画に係る平成23年度までの目標値が8項目あり、その項目について、目標を達成するために必要な事業について審議をしてもらう予定です。

4つ目の規則などはないのかという質疑ですけれども、この議案が可決された後、平成22年4月1日を施行日とする川根本町男女共同参画推進会議設置要綱を告示する予定です。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） プランをつくるときから、男女共同参画プランをつくるときですね、男女共同といいながら、どちらかというと女性の地位がなかなか平等になっていない現状を、本当に働く女性が増えた中で、家庭の中から、職場の中から、地域の中から、そういうところから本当に働きやすいように、女性も社会人の一人として生きていけるようにということで、この共同参画プランをつくる目的を目指されていると思うんです。そういう中で、プランをつくるときにどのように女性の意見とか、女性が委員会の中でどれくらい委員がおられて、今度の新しい推進会議の委員会も10名ということなんですけれども、女性の意見をどのように大きく取り上げていこうと考えておられるのか、その女性を社会的に生きやすいようにしていくという目的を達成するために、どのように対応されようと考えているのか、その点をお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 今の質疑ですけれども、この男女共同参画プランをつくるときに、川根本町男女共同参画プラン策定意見交換会の委員を10名、県立大学の教授、座長を入れると11名になりますけど、その中で先生を外すと10名になります。その中で5名を女性の委員ということで出席してもらいまして、この中には会社に勤めている方、また各種委員をやっている方、また起業をされている方ということで、10名のうち5名が女性ということで、広

く各係というんですか、家庭の主婦もいますけれども、いろいろ。細かく言うと、保育園また人権擁護委員とか、また会社に勤めている方とか、広く1つの職種ではなくて、多面的な選択をしていきたいと思っております。

以上ですが。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページから7ページをごらんください。

平成21年11月30日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、同法の中で地方公務員法についても一部改正が行われました。これらの一部改正により、職員の月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支

給割合と本来の支給割合との差額分の時間外勤務手当の支給にかえて、有給の休暇、時間外勤務代休時間を与えることができるようになりました。

川根本町においても、国の制度を基本とする条例の規定の整備を行う改正案を上程するものであります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号につきましては、質疑、討論、採決を本定例会の最終日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第6 議案第7号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案8ページをごらんください。

国民健康保険税に係る介護納付金賦課限度額の引き上げにつきましては、平成21年2月12日に国民健康保険税施行令の一部を改正する政令、平成21年政令第21号が公布され、平成21年4月1日に施行され、9万円から10万円に引き上げが行われています。税率改正を行う際、低所得者や中間所得者層への負担増加を緩和するために、介護賦課限度額を10万円へとするものです。

また、後期高齢者医療制度の開始に伴い、平成20年度より被用者保険の被扶養者であった方が国民健康保険へ加入された際の減免期間を加入日より2年間と設けてありましたが、後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、この減免が継続されることとなりましたので、期限の削除を行うために、条例の一部を改正するものであります。

以上が一部改正の内容です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

- 10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

まず最初、第1点目ですけど、当町はこれまで支払基金を少しずつ取り崩して、税率を据え置くというふうな条例も改正して、国保条例も改正してやってきて……あ、基金条例ですか、やってきているわけですが、今回もそういう形で、ほんのわずかな額ですので、基金を取り崩して、今、大変な不況の中で、業者さんあるいは年金が目減りしている高齢者など、苦しいこの支払いを強いられているわけですので、何とか値上げをしないような回避を、値上げ回避を避ける、あの、回避するという考えがなかったのかどうか、その点についてまず1点目、お聞きいたします。

それから、2点目ですけども、国保が、国保税が高くなっているお宅には、家族割や固定資産税割など、所得に関係ない部分が多いために高くなっているという人もあるんじゃないかと思うんですけども、そういう人の実態がわかれば一番ありがたいわけですが、1点通告で出したのは、そういう限度額、所得の多い人たちにも滞納者がおられないかどうか。本当に支払い困難で困っている人を見る一つの指標になるかなと思ひまして、お聞きいたします。

それから、3点目ですけども、限度額の1万円引き上げで増額される推定額、これは今年度の算定によるものですから、22年度はまた違ってくると思いますけれども、16万6,000円というふうな推定額が示されましたけど、16万6,000円の収入を得る、値上げをすることによって、中低所得者一人平均、こういう中低所得者の負担増を回避するというふうに言われているんですけども、一人平均幾らの負担増を回避することができるというふうに試算されているのか伺います。

それから、4点目ですけども、据え置いた場合、1万円上げなかった場合には、もう国の法律が変わってしまっていて、9万円を10万円にするということで、昨年から施行されているわけですが、そういうことで国や県からペナルティーがあるというふうなことで、国が調整交付金の評価を下げるというふうな、いわゆるペナルティーがあるんだということも説明資料に載っていました。こういうことは普通ちょっと考えられないわけなんですけれども、実際には乳幼児医療費のときもありましたので、ペナルティーをかけてくるということがありましたので、本当にこういう通達や指導あるいは事例があったのかどうか、その点についてお聞きいたします。

- 議長（板谷 信君） 生活健康課長。

- 生活健康課長（西村 一君） 今、4点ありましたけれども、1点ずつ御説明させていただきたいと思います。

1点目ですけども、今まで支払基金を取り崩して税率を据え置いてきたのに、今回なぜ

このわずかばかりの金額を取り崩さないのかというお話だと思うんですけども、この件につきましては、一人当たりの介護納付金負担金は年々増加しております。議員が言われるとおり、19年度から介護税率も賦課限度額も据え置いてきました。その後、それに対しては基金の取り崩しを行って、負担の増加を緩和してきたわけですが、現在、先ほど議員も言われたとおり、法定額は1万円もう上がっております。それをそのままにしておる段階なんですけれども、このままにしておきますと、他の保険者、高額納税者間の負担の公平を考慮して、高額所得者の方には応分の負担を今回お願いするものであります。

2点目ですけれども、国保税が高い人には、所得だけでなく、均等割、固定資産税割など所得に関係ない部分もあるんじゃないかというお話と、それから限度額の人には滞納者がいるのではないかと御質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、構造的に保険税の負担能力の低い方が加入しているということが現状であります。こうした問題を解決するために、均等割とか平等割については、保険税の軽減が条例で定められています。世帯構成により要件は異なりますが、負担能力に応じた軽減がされていると思います。また、資産割につきましては、地方税法の規定による標準賦課割合と比較し、川根本町の割合は低く定められているということで、国保税については適正に賦課されているのではないかと考えております。

この中で、また限度額に達する世帯の納税のことにつきましては、今調べた結果では、滞納者はおりません。

3番目ですけれども、限度額の1万円を引き上げて推定する増額はどのぐらいになるかというお話なんですけれども、この件につきましては、中低所得者一人当たり約160円の負担の回避となる算定が出ています。

それから、4点目ですけれども、据え置くと国のペナルティーがあったりとか、そういう通達や指導あるいは事例があるのではないかと御質問ですけれども、指導ということで、平成21年11月26日、県の国保室が実地検査に参りまして、そのときの結果としまして、平成21年12月7日に医国第337号の2により、助言事項として、賦課限度額について法律で定められている金額まで引き上げるという通知がありました。

そして、国のペナルティーという言い方がちょっと不適当だったかもしれないんですけども、この点については、特別調整交付金の算定において、交付基準の一つとして、賦課限度額が法定額未満ですと評価がマイナスという項目があります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 2点目の質問に対して回答が、質問は国保税が高い人でも、必ずしも所得が高くて高くなっているだけではなくて、家族が多くて家族割が多いとか、商売なんか、事業とかをやっておられると、固定資産税もかなり多い人たちが多いのではないかと、思うわけです。そういう所得に関係のないところで、限度額になっていらっしゃる人たちも、

国保税が高くなって限度額になっている人たちもおられるのではないかとということをお聞きしたんですけれども、限度額の人に滞納者がおられないということだったんですけれども、大変な負担をされて、頑張っておられるんだなというふうには思いますけれども、課長の答弁は、負担能力の低い人が加入している国保税だから、一般的にね、解決するために、それを解決するために、均等割とか平等割のところで軽減制度がありますよというふうな言われ方をされたものですから、その点は、こういう高い人の場合には全く軽減はないわけだから、回答にはならないんじゃないかと思うんですけれども。こういう家族割、固定資産税割などが多くて国保税が高くなっているという人もあるんじゃないかということに対するお答えはどうなんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（西村 一君） 所得が低くて家族割や固定資産税割が多いお宅ということのお話だと思うんですけれども、所得が低い場合は、その家族割、均等割につきましては軽減ですね、軽減しておるということで御理解願いたいと思うんですけれども。家族割1人ずつについての軽減が、7割、5割、2割という形で軽減しております。それから、資産割につきましても、資産がたくさんある人に対しての割合というのは、割合としては、低目に抑えておるということになっております。

○議長（板谷 信君） 10番。

○10番（鈴木多津枝君） 軽減の対象になるほど所得が低ければ、それはそういう軽減の対象になると思うんですけれども、本当に何というのか、限度額近くに、今回、対象になるような方たちは、ほとんど軽減の対象になっていないんじゃないですか。その点をそれじゃお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（西村 一君） その点につきましては、軽減になる方はほとんどの方が高額である方が多いというふうに考えておりまして、家族割とか固定資産税割については低いというふうに考えています。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。反対の立場から討論を行いたいと思います。

これは提案されたときから、非常に賛成してもいいかな、反対しなければいけないかな。私は、昨年の選挙のときにも町民の方、有権者の方に訴えたことの一つに、私は住民負担増、値上げに対して一度も賛成したことはありませんということを訴えてきたものですから、た

とえわずかな負担増でも……。

本当にこの対象になる人たちは高額所得者だというふうに決めつけていて、先ほどの答弁でも、高額所得者だから大丈夫なんだと。そこに負担を求めて、中低所得者の負担増を回避するためなんだというふうなことを一生懸命、全協のときも先ほども説明をされるわけですが、でも例えばぎりぎりのところにおられる人たちが、また1万円値上げになるということは、本当にこれはまた値上げかということで、一生懸命営業している、不況の中で大変な営業をしている商店や何かの人たち、あるいは年金もらってても、年金などをもらっていて対象になっていても、医療費がかかるよ、年をとっているから大変だよという人たちもたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんです。だったら、私は、もう少し、この不況、不況と言っている状況が先ほど町長も言われたように、やや少し持ち直しかげんになっているという状況ですので、そこに水をかけるようなことを町がしないで、もうちょっと待って、何かそういう機会があったときに、町民の人たちが、さあ、じゃこれならやっていけるぞというふうになったときに、もう少しこういう値上げ、あるいは本算定で見直しをしていくということをやるのがいいんじゃないかなと思うんです。

法律が改正されているわけですから、いずれはそうにしなければならないというのはあるでしょうけれども、国の方、県の方がペナルティーをかけるということなんですけど、そのペナルティーの影響がどれぐらいあるのかということはお聞きませんでしたけど、本当にわずか、この1万円の引き上げをしないことによって、一人当たり回避できる負担増も160円だと、年間で、ということですので、私は今の時点でまだ値上げということに私の立場では、賛成できないかなと思って、反対討論を行いました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 私は、議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

当議案は、国民健康保険税の介護納付金に係る賦課金限度額を1万円引き上げ、現行の9万円を10万円に引き上げる改正であります。この条例改正は、国の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年2月12日に公布され、平成21年4月1日より施行されています。

川根本町は、21年度は税率、限度額をも引き上げを見合わせ、据え置いてまいりました。国保会計は、支払基金の一人当たりの納付金額が増加し続けております。条例を改正しないと、国県からの調整交付金の査定評価が下がってきます。国県からの交付金、補助金の減収は、被保険者の全員の負担の増加につながります。限度額を9万円から10万円に引き上げることによる影響は、国民健康保険税該当世帯の832世帯中25世帯で、全体の3%であります。

当議案の反対者は、基金を取り崩して対応するということをしていましたが、基

金は被保険者全員のものであります。基金を取り崩すということは、弱者、中間層まで、すべての被保険者全員の負担をするということにつながると思います。私は、弱者、中間層の負担は避けるべきだと考えます。限度額を引き上げ、支払い能力のある世帯に負担をお願いすることが妥当だと思います。

この議案につきましては、2月18日、国保運営委員会でも検討され、原案どおり認められております。よって、私は原案に賛成であり、議員諸君の良識の判断を期待して、賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第8号、いやしの里診療所条例改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案9ページをごらんください。

診療報酬の改定につきましては、国において2年に一度見直しが行われています。前回、平成20年度において見直しが行われ、公設公営で運営されていますいやしの里診療所において、厚生労働省の見直しに伴い条例の改正をお願いし、4月以降の診療報酬を新たな診療報酬で対応したく、条例の改正をお願いするものであります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号につきましては、質疑、討論、採決を本定例会の最終日としたいと思います。

御異議はありませんか。10番。

- 10番（鈴木多津枝君） 最終日にすることには異議はないんですけども、前回こういうときに、質疑を新たに、例えば通告していない、もうここで通告していなければ、最終日の質疑は認めないよとか、そういうふうなことがあったものですから、今回、私はこの点について質疑通告していないんですけど、条例に関するといえば、条例に関するというふうになってしまうし、大事な質疑を通告していないということで、最終日に移ることで、改めて質疑を受けるということで考えていいでしょうか。

- 議長（板谷 信君） そのような対応をした記憶はありませんけれど、最終日にお願いします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第8 議案第9号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少及び規約変更について

- 議長（板谷 信君） 日程第8、議案第9号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第9号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案10ページから11ページをごらんください。

本年3月23日、組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給事務及び非常勤職員の公務上並びに通勤上の災害に対する認定及び補償事務を共同処理する静岡縣市町総合事務組合の構成団体である芝川町が富士宮市への編入合併、新居町が湖西市への編入合併により、3月22日をもって本組合から脱退することに伴う静岡縣市町総合事務組合の規約変更の協議につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 駿遠学園管理組合規約の変更について

- 議長(板谷 信君) 日程第9、議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案12ページから13ページをござんください。

昭和44年4月1日、志太・榛原地域の3市10町は、圏域の知的障害児の自立支援のため、一部事務組合、駿遠学園管理組合を組織し、知的障害児施設を開設しました。この駿遠学園は、児童福祉法に基づく施設であり、18歳以上の利用については同法の特例措置により認められていましたが、障害者自立支援法が施行されたことにより、18歳以上の者は知的障害児施設から障害者施設に移行することになり、自宅を住まいの場にできない場合には、共同生活介護施設に入居することになりました。

このような状況のもと、この圏域には受け皿となる共同生活介護施設が少ないことから、5市2町の首長で構成する運営委員会の協議により、組合が主体となって、島田市にありま

す旧養護老人ホーム金谷富士見寮を改修、共同生活介護施設を設置し、管理運営する方針を立てました。ついては、この方針に基づき、組合事務及び経費の分担方法などを定める必要があることから、駿遠学園管理組合規約を変更しようとするものであります。

また、平成22年度における御前崎市の分担金の人口割を平成21年9月末日現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳の登録人口とするため、あわせて規約を変更するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず、1点目ですけれども、新旧対照表の14ページなんですけど、あ、13、12、13、14になるんですかね、見ていただきたいんですけども、第2号のところの短期入所、相談支援事業。

まず、12ページを見ていただきたいんですけど、2号が随分削られて、改正後の2号になっているんですけど、そこで削った分を新たに号を起こして、4号、5号というふうに事務を書いているわけです。そういうところで、負担割合、あの分担金ですね、加入している各市町の分担金についての記述が、号も略、略と書いてあるものですから、何のサービスなのか、ちょっとわからないんですけども、そのところで示されていない部分がありますので、そこを少し確認をしたいと思います。

それと、その書かれていないサービスについても、どういうサービスなのかをお聞きしたいと思います。

まず1点目に、第2号の短期入所、相談支援事業、日中一時支援事業と第5号についての分担金は、ここでは利用者割というふうに書かれていますが、第1号が人口割70%、均等割30%となっているのが、相談事業を第4号として、人口割70%、均等割30%に変わるのではないかと、このままだと、思います。このことで当町の負担はどのように変わるというふうに考えるのか、お聞きいたします。

それから、2点目なんですけれども、第1号、第3号、第4号、第5号から新しい方の第6号、第7号に繰り上げている各規定なんですけれども、第1号についても略で書いてありません。第3号についても略で書いてありません。それから、旧の第4号、第5号旧のですね、を第6号、第7号に繰り上げるんですけども、これも略で、どちらにも新旧書いてありません。この規定について、中身がどういうものなのか、サービスというんですか、それをお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、改正後の第3号、第7号ですね、第3号、第7号、略と書いてあるんですけども、それと新規に第8号、今回改正の一番大きな理由になっている18歳以上の方を収容できる、入所できるケアホームを建設するという事務に関してが第8号

に新たに書かれてきているわけなんですけれども、そのケアホーム建設費の、第8号のケアホーム建設費の分担金について、どのように規定しているのか。これ見ますと、全然その第3号、第7号、新規の第8号についての分担金の規定がないように思われるんですけれども、3号、7号については今までと変わらないのか、あるいは建設費については分担金が利用者割ということはないと思うんですけれども、人口割、均等割を用いるのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから、附則第3のところ、改正前の附則第3に、均等割については21年度分は協議して定めるというふうに書かれていますけど、それを協議したと思うんですけれども、結局、今までどおり均等割30%のままになっているという報告をいただいているわけです。書かれているわけなんですけれども、本当にこういう事業は自治体間、大きい自治体、小さい自治体も力を合わせてやっていかなければならない重要な事業なわけなんですけれども、負担割合においては、やはり加入している自治体の財政力に応じて、本当に負担しやすいというか、公平・公正な負担になるように定められなければならないと思いますが、そういう見直しをするというふうに出たのは、多分そういう話が駿遠学園の組合議会で出たから、こういう附則の第3のところに書かれたんだと思うんです。でも、その協議した状況とか結果とかを全く聞いていけませんので、どういう協議によってそのままになってしまったのか。30%っていうのは小さい自治体にとっては、均等割30%というのは非常に重い負担ですので、その点をお聞きしたいと思います。

それから、最後に、各市町の組合議員の数は変わらないのだと思いますけれども、もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） それでは、鈴木議員の質疑にお答えいたします。順次、説明いたします。

まず、最初の質問でございますけれども、相談支援事業の関係の負担でございますけれども、これまで利用者負担としてまいりました。そういう規定ではございますけれども、実際の運用では負担は取っておりませんでした。平成21年度に相談支援事業所としての県指定を受けて、新たにスタートをすることになりましたけれども、相談支援事務は特に負担を求めず、運営費の中で賄うことになっております。したがって、これまでどおり負担は変更ありません。

次に、2番目の質問でございますけれども、規約の3条に組合が共同処理する事務が規定されております。新しい方の規定で説明させていただきますけれども、第1号でございますけれども、これは駿遠学園の設置及び管理運営に関する事務でございます。第2号ですけれども、これは短期入所に関する事務でございます。第3号ですけれども、これは駿遠学園の生活寮の設置及び管理運営に関する事務でございます。第4号ですけれども、これは相談支援事業に関する事務、これは旧の2号から振り分けになっております。第5号ですけれども、

日中一時支援事業に関する事務で、これも２号からの振り分けになっております。第６号でございますけれども、これは静岡県障害児、者地域療育支援センター事業に関する事務ということで、これは県の補助事業でございます。障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の関係機関や福祉施設と連携をとりながら、必要なサービスを受けられるよう調整を図るコーディネーターを配置する事業でございます。こういった事業も行っております。第７号ですけれども、障害児者ライフサポート事業に関する事務ということでございます。ライフサポート事業、未就学児の発達遅滞者療育教室おひさまというような、そういった事業でございます。第８号でございますけれども、新たに追加するもので、駿遠学園ケアホーム建設に関する事務ということでございます。

次に、運営費、あ、分担金ですね、の関係でございます。第２条による、改正後の規約第３条第３号のケアホームによる共同生活介護事業の運営費でございますけれども、これは第１１条第２項第３号において、入居者割５０％、人口割２５％、均等割２５％と規定しております。

また、第７号のライフサポート事業は、第１１条第２項第２号において利用者割と規定をしております。これまでと変更はありません。

第８号のケアホーム建設費でございますけれども、これは第１１条第４項の施設の建設その他、臨時に多額の支出を必要とする経費の分担方法は、その都度、関係市町長の協議により定めるという規定がありますけれども、これに基づきまして、人口割７０％、均等割３０％としたものでございます。

ケアホームの建設費の各市町の分担金でございますけれども、総額で１億２８４万８,０００円で、島田市が２,０６１万４,０００円、藤枝市が２,６７８万３,０００円、焼津市が２,６７７万６,０００円、牧之原市が１,２６４万４,０００円、吉田町が９５８万５,０００円、川根本町が６４４万６,０００円となっております。

その次でございますけれども、附則第３の均等割協議の関係の規定でございますけれども、これは市町村の合併に関して設けられたものでございまして、平成１７年度から設けられております。この２１年度の負担金については、平成２０年度に行われました藤枝市、岡部町それから焼津市、大井川町の合併に関して、負担内容を協議するということを規定したものでございます。

均等割の協議に関しましては、３０％の負担割合に基づき、平成２１年度については前期分５市５町で、後期分５市２町で分担するような形になっております。

この負担割合の協議は、均等割と人口割の負担比率を変更するというものではなくて、均等割３０％分を、合併に伴って市町数を変更することによる負担割合を協議するということを規定したものでございます。

最後ですけれども、組合の議員数でございますけれども、これは組合規約の第５条によりまして、島田市が２人、藤枝市が２人、焼津市が２人、御前崎市が１人、牧之原市が２人、吉田町が１人、川根本町１人の１１人となっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑は。10番。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

当町の負担割合はどのように変わるのかというふうに第1問で聞いたわけですが、何か課長の答弁は、本人の、利用者の負担のことについて答えられたのかなというふうに聞きました。相談支援事業について、相談支援事業が2号から分けられて4号になるわけですが、その4号については、今までは利用者割だったのが、均等割30、人口割70というふうな割合になるということで、それでは町の負担が増えるんじゃないですかということを聞いたわけですが、私の聞いた中身が間違っていたのか、そうではないよと、今までと全く同じなんだと言われるのか。また、私が聞いた感じでは、利用者割だったけれども、負担はなしであって、これまでどおり負担はないというふうに答えられたんじゃないかと思って、これは利用者のことではなかったのかなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 相談支援事業のことに关しましての質問ということでお答えしましたが、これまで規定では利用者負担ということになっておりましたけれども、実際は負担は取っていないということでございます。

今後の関係ですが、運営費の中に盛り込むというんですか、結果的には相談支援を受ける担当者の人件費というような内容のものでございますから、運営費の中で賄うということでございます。

○議長（板谷 信君） 町の出し分はないのか、負担は。そのことを聞いているんでしょう。

（「増える」の声あり）

○福祉課長（柴田光章君） 増えるということとはございません。運営費の中で賄うと。今までの各市町で分担しています運営費の中で賄うと。

（「（聞き取り不能）ないということですか」の声あり）

○福祉課長（柴田光章君） そういうことです。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、駿遠学園管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止について

- 議長(板谷 信君) 日程第10、議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

議案14ページをごらんください。

昭和47年7月設立の島田・榛原地区広域市町村圏組合を廃止するに当たり、引き続き当圏域の広域市町村計画の事業実施の連絡調整を図ることを目的として、平成17年4月に島田・榛原地区広域市町村圏協議会を設置し、事務を進めてまいりました。しかしながら、近年の市町村合併の進捗等に伴い、広域連携の必要はあるものの、これまでの広域圏施設の実効的な役割を終えたとの認識に立ち、平成22年3月31日をもって島田・榛原地区広域市町村圏協議会を廃止したいというものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

- 10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

提案理由の説明のように、広域圏の連携というのは非常に大事だけれども、この組織で取り組んでいる事業がもうふれあい合唱祭だけということで、島田市と吉田町と当町だけになって、広域という役割は終わったということで、廃止するというような説明があったわけですが、21年度の予算ですか、負担金を各1市2町で出しているのは合計で17万円ということで、これが主に旅費、おおりの使用料それからコピー代に充てたという説明がありました。広域の連携は、本当にこの時期、ますます必要になってきていて、景観、環境づくり、観光事業、いろいろな点で、地場産業、地域の活性化などで、本当にもっともっと今以上に手をつないでいかなければいけないという状況になっているわけですが、この組織がなくなって大丈夫だというふうに言われたわけで、ほかにいろいろ広域連携の組織があるので大丈夫というふうに言われたわけですが、最も身近な自治体である1市2町の

連携する広域市町村圏協議会なわけですけど、同じような1市2町の組織がほかにあるのでしょうか。一番身近なところでの連携組織なものですから、もしないとしたら、どのように連携を図るつもりなのか。

また、ふれあい音楽祭をこれまでやってきたわけですが、これはどのようになるのか、その点をお聞きいたします。

- 議長（板谷 信君） 企画課長。
- 企画課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

1つ目は、この広域連携、島田・榛原地区広域市町村圏協議会が廃止された場合の今後の連携ですが、現在、1市2町のみ組織はありません。ただし、島田・川根地域活性化連絡協議会というのがありまして、これは川根本町とか島田市、また大井川観光連絡会というところに島田市も入っております。また、大井川流域首長懇談会とか大井川流域連携検討会とか、これは島田市も吉田町も入っております。といいますと、1市2町の組織はありませんけれども、今後もこういう広域的な協議会がありますので、地域活性化とか観光、景観、水問題等、連携がとれる体制にあると思っております。

2つ目のふれあい音楽祭はどうなるのかということですが、これについては22年以降も開催される予定となっております。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 22年度は開催するということは全協でも聞いたんですけど、ずっと続けてきて、出演する団体の人たちも、当町にも2つか3つあるわけですね、コーラスグループの人たちが。年に1回の発表会に向けて、ずっと練習してきているわけですが、もう22年度以降はどういうふうになるかわからないよということになると、女性の会が町の補助金がばっと削られたことで、ばっと一斉に町じゅうで支部が、本部がそういうやる気がなくなっているのなら、私らもということで、ほとんどあちこちで解散の機運が今、もうすごい嵐のようにできているわけですが、こういう大事な住民の人たちの組織を守っていくという点で、どのように計画というか、話し合われたのか、これをどうしようというふうに話し合われたのかどうか、お聞きします。
- 議長（板谷 信君） 企画課長。
- 企画課長（羽根田泰一君） 今のふれあい音楽祭についてですが、これはこの前の説明でもしましたように、事務局は島田市がやっております。そして、構成市町として島田市、吉田町、川根本町でしたけど、このふれあい音楽祭については、うちの川根本町でも2団体が出ていまして、今度、22年度の予算の計上には補助金というスタイルで出させてもらって、島田市、吉田町、川根本町で話し合ったとき、この合唱祭は主催されている方々も継続したいということで、じゃ向こう3年ぐらいは経過措置で見ていこうじゃないかという話になっておりますけれども、ちょっと口幅ったい言い方ですけど、それぞれ団体があり

ますけれども、できれば自主的にやっていただきたいという意向もあるんですけど、とにかく協議会ももう解散ということなものですから、島田市の事務局のほうに合唱祭のメンバーの方から継続的にお願いしたいということで、向こう3年は対応しようではないかということの話はしております。

以上です。

- 議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 国土利用計画（川根本町計画）の策定について

- 議長（板谷 信君） 日程第11、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第12号、国土利用計画、川根本町計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案15ページをごらんください。

新町が誕生しまして、川根本町総合計画が策定されたことを受け、川根本町国土利用計画の策定を平成20年度、平成21年度の2カ年で実施してまいりました。国土利用計画法第8条第3項の規定により、市町村計画は議会の議決を経なければならないと規定されております。これに基づき、今議会におきまして国土利用計画、川根本町計画案を提案するものでござい

ます。

全国的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展、地球規模での環境問題の顕在化、自然災害への懸念、土地利用に対する町民意識の高まりなどを背景として、土地の効率的な利用や質的向上などにより、町民生活の安全性の確保、自然環境への負荷の低減、川根本町らしいまちのにぎわいや農村集落環境の向上などが求められている中、今後の課題への対応を含め、計画的な土地利用を推進するため、土地利用に関する総合的かつ基本的な指針として本計画を策定するものです。

計画は、3章立てとなっており、1章で町域の土地の利用に関する基本構想として、町の概要、計画策定の背景、基本理念・基本方針、利用区分別の基本方向、2章で区分ごとの規模の目標、3章で規模の目標を達成するために必要な措置の概要をうたい、総合的な措置、利用区分別の措置、地域別整備施策の概要、土地に関する調査の実施という内容で構成されております。

なお、附属資料として、計画の根拠となる参考資料を添付させていただいております。

当計画案につきましては、県の担当部局との調整協議並びに住民や町内外に対してパブリックコメントの募集を経て調製させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は10時40分から行います。

休憩 午前10時32分

再開 午前 10 時 40 分

- 議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 12 議案第 13 号 平成 21 年度川根本町一般会計補正予算
(第 6 号)

- 議長（板谷 信君） 日程第12、議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第 6 号の概要について説明いたします。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3,900 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 5,839 万 4,000 円としたいものであります。

第 2 表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第 3 表では、地方債の借入限度額について補正したいものであります。

今回の補正予算は、地域情報通信基盤整備事業及び携帯電話エリア整備事業の執行に伴う入札差金の減額、介護保険事業に係る国庫支出金等返還金の追加、各事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般 17 ページをごらんください。

第 1 款議会費、第 1 項議会費は、75 万円の減額です。議会会議録作成業務委託の入札差金と研修旅費の実績により減額するものであります。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費は、698 万 1,000 円の減額です。財産管理費は、公共施設敷地周辺景観整備委託の事業量減による減額及び財源更正、交通安全対策費は、交通整理業務委託区間の一部を道路管理者が実施したことによる減額、自治会振興費は、消耗品及び区事務取扱交付金の減額、総合支所管理費は、施設点検、清掃管理、設計監理委託料及び工事請負費の入札差金を減額するものです。

第 2 項企画費は、4,623 万 6,000 円の減額です。まちづくり事業費は、各種負担金及び補助金事業の事業量減に伴う減額、コミュニティ施設管理費は、各地区集会所修繕に伴う工事請負費及び負担金補助及び交付金を入札差金によりそれぞれ減額し、環境企画費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の財源充当を変更し、情報政策費は、ブロードバンド整備基本方針策定及び携帯電話伝送路基地局整備に係る委託料、工事請負費、備品購入費をそれぞれ

減額し、負担金補助及び交付金の増額をお願いするものであります。路線バス対策費は、町営バス北部路線の見直しによるバス停標識修繕に係る需用費の増額をお願いするものです。

第3項徴税費は、1,430万円の減額です。これは、中部電力浜岡原子力発電所が修正申告を行ったため、過誤納還付金が減少したことにより減額するものです。

第5項選挙費は、247万1,000円の減額です。町長選挙費及び町議会議員選挙費は、それぞれ決算見込みにより減額するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、27万3,000円の増額です。社会福祉総務費は、社会福祉基金の財源更正です。心身障がい者福祉費では、実績見込みによる報酬、委託料、工事請負費、補助金を減じ、扶助費を増額、老人福祉費では需用費、補助金、老人保護措置費では扶助費、老人医療費では老人保健特別会計の医療費の見込みに伴う繰出金を、それぞれ決算見込みにより減額するものです。介護保険費では、介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助返還金の増額と介護給付費の増額及び地域支援事業費の減額に係る特別会計への繰出金について増額をお願いするものです。後期高齢者医療費は、役務費、委託料の減額と保険基盤安定負担金の増額に伴う特別会計への繰出金の増額をお願いするものです。

第2項児童福祉費は、837万9,000円の減額です。児童福祉施設費については、決算見込みによる臨時職員等の賃金、需用費、徳山聖母保育園補助金をそれぞれ減額し、次世代育成支援対策交付金の実績に伴い、国・県支出金の返還金を増額するものです。子育て支援対策費は、子育て応援手当が廃止となったための減額と、決算見込みにより賃金、役務費、委託料、備品購入費をそれぞれ減額するものです。児童措置費は、子ども手当システム改修に係る委託料の増額をお願いするものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、2,211万3,000円の減額です。母子保健費及び予防費は、医療費扶助、需用費、予防接種委託料をそれぞれ決算見込みにより減額するものです。環境衛生費は、霊柩車購入事業の入札差金と合併処理浄化槽補助金を決算見込みにより減額するものです。飲料水供給施設費は、委託料及び工事請負費の入札差金を減額するものです。

第2項清掃費は、177万3,000円の減額です。これは、ごみ処理運搬業務に係る委託料及び使用料及び賃借料を決算見込みにより減額するものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、526万8,000円の減額です。農業振興費では耕作放棄地再生利用対策実態調査に係る委託料を、茶業推進対策費では報償費、負担金補助及び交付金を実績見込みによりそれぞれ減額し、農業農村整備事業費は、まちづくり基金の財源更正です。地籍調査事業費は、入札差金による委託料の減額です。

第2項林業費は、929万円の減額です。林業振興費では、林業振興基金の財源更正と実績見込みにより補助金を減額するものです。林道費は、過疎対策事業債の財源更正です。治山費及び中山間地域林業整備事業費は、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は、補助対象事務費への配分により工事請負費、補償補填及び賠償金を減額し、需用費、委託料、使用料及び賃借料の増額をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は、317万5,000円の増額です。商工業振興費は、小口資金利子補給金に係る負担金補助及び交付金の増額をお願いするものです。観光費は、過疎対策事業債の財源更正です。もりのくに運営費は、施設修繕に係る需用費の増額をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、150万円の減額です。実績見込みにより、道路台帳更新業務委託料を減額するものです。

第2項道路橋りょう費は、地域活性化・経済対策臨時交付金の財源充当を変更するものです。

第3項河川費は、460万円の減額です。急傾斜地崩壊対策事業について静岡県で事業の先送りが決定されたことにより、委託料、負担金補助及び交付金を減額するものです。

第4項住宅費は、140万円の減額です。若者定住促進住宅附帯工事の入札差金による減額です。

第9款第1項消防費は、421万2,000円の減額です。常備消防費は、常備消防事務委託料の増加に伴う増額をお願いするものです。災害対策費は、災害対策用ブルーシート購入事業の入札差金による減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、197万円の減額です。事務局費及び教育諸費は、需用費、賃金、負担金補助及び交付金、貸付金について、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。

第2項小学校費は、724万7,000円の減額です。学校管理費及び教育振興費は、共済費、賃金、委託料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金について、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。

第3項中学校費は、311万3,000円の減額です。学校管理費及び教育振興費は、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金について、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。

第4項社会教育費は、427万8,000円の減額です。社会教育総務費は、まちづくり基金の財源更正と赤石太鼓運搬車両購入に係る入札差金の減額です。文化会館運営費は、実績見込みに伴う委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金の減額です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、激甚災害特別措置による高率補助の適用により、財源更正をするものです。

第12款公債費、第1項公債費は、500万円の減額です。平成20年度借入金の町債の利子の実績見込み等による差額を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第2項分担金は、12万円の減額です。集会所等修繕負担金の減額です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、473万1,000円の減額です。保育所運営費負担金及び障がい者自立支援給付費負担金の増額をお願いするものです。

第2項国庫補助金は、927万1,000円の減額です。民生費国庫補助金では地域生活支援事業費の減額と、教育費国庫補助金は幼稚園就園奨励費、小・中学校における情報通信技術環境整備事業及び理科教育施設整備事業の減額と、民生費国庫交付金は子育て応援特別手当交付金の廃止による減額と子ども手当システム改修費交付金の増額をお願いするものです。衛生費国庫交付金は、合併処理浄化槽設置費補助金の減に伴う減額です。地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、事業費の増減に伴う財源充当の変更です。総務費国庫補助金は、地域情報通信基盤整備推進交付金事業の実績見込みによる減額です。

第14款県支出金、第1項県負担金は、406万3,000円の増額です。保育所運営費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、障がい者自立支援給付費負担金の実績見込みによるものです。

第2項県補助金は、2,144万7,000円の減額です。総務費県補助金では、実績見込みにより携帯電話等エリア整備事業費補助金を減額し、民生費県補助金では、実績見込みにより重度障がい者、児医療費補助金、人にやさいまちづくり推進事業費補助金、障がい者自立支援総合助成事業費補助金、地域生活支援事業費補助金等の増減額です。衛生費県補助金は、実績見込み合併処理浄化槽設置費補助金の減額です。農林水産業費県補助金では、中山間地域農業振興事業費補助金の追加です。商工費県補助金では、実績見込みによる緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の減額です。土木費県補助金では、急傾斜地崩壊対策事業費補助金について、事業実施の先送りにより減額するものです。農林水産業費県交付金では、実績見込みによる森林・林業交付金の減額です。市町村合併特例交付金では、各対象事業の減額に合わせ、充当金額を更正するものです。災害復旧費県補助金では、激甚災害特別措置による高率補助の適用による増額です。

第17款繰入金、第1款特別会計繰入金は、275万6,000円の増額です。老人保健特別会計繰入金及び後期高齢者医療事業特別会計繰入金の増額をお願いするものです。

第2項基金繰入金は、8,337万円の減額です。財政調整基金、まちづくり基金、社会福祉基金は、今回の補正による一般財源の調整をさせていただくものです。林業振興基金は、充当事業の減額によるものです。

第19款諸収入、第5項雑入は、路線バス料金収入の減額と心身障がい者扶養共済年金、後期高齢者特定健診委託金、広域連合負担金前年度返還金の増額をお願いするものです。

第20款町債につきましては、第3表地方債補正にて説明させていただきます。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費は、子ども手当の支給に対応するようシステムを改修するものであり、平成22年度より実施される新たな制度であるため、システム改修の完了が年度を越すためです。

第6款農林水産業費、2項林業費は、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林道寸又線改良事業の実施に当たり、河川管理者等との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完成が見込めなくなったためです。原山治山事業は、契約相手方が工事続行不可能になったことにより再入札することとなり、年度内完成が見込めなくなったためです。

第8款土木費、2項道路橋りょう費は、町道境川線改良工事は小規模な落石が続き、現地測量までに不測の日数を要したため、町道田代中道線舗装工事、町道地名中央線改良工事の用地交渉に不測の日数を要し、町道小長井田代線舗装工事については、代行事業の進捗に伴い舗装工事の年度内完成が見込めなくなったためです。

第10款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費は、電子黒板機器購入事業について低入札となり、契約までに調査及び審査に日数を要したため、年度内納入が見込めないためです。理科教室振興備品購入事業は、新学習指導要領への移行に伴い、全国的な需要の集中が生じたことにより年度内納入が見込めなくなったためです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、平成21年10月7日、8日に発生した台風18号により災害を受けた林道家山線、林道平田線ですが、国の現地査定が12月15日に実施され、事業費が決定しました。このことにより、発注が1月となったことから、年度内完成が見込めないためです。

それぞれ平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたく、願います。

第3表地方債補正につきましては、6ページをごらんください。

充当事業の対象事業費の減額等に伴い、過疎対策事業債を470万円減額し2,430万円に、合併特例事業債を1,300万円減額し1,200万円に借入限度額を補正するものです。災害復旧事業債は、激甚災害特別措置による高率補助適用に伴い、3,030万円減額し70万円に借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） ちょっと訂正をお願いします。町長。
- 町長（佐藤公敏君） すみません、ただいまの提案理由の説明の中で、歳入の方ですけども、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は473万1,000円の減額と申し上げたそうですが、増額の間違いですので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

提案理由の説明は歳出、歳入というふうな順でやられましたけど、私は事項別明細書の最初のほうのページから順に質疑を行いたいと思います。

まず最初に、4ページの繰越明許費のところですけども、6款2項林業費のところで、

原山治山事業150万円を繰越明許にするというふうに出ていますけど、これは6目治山費というのが予算にあるんですけれども、6目治山費の工事請負費は当初予算で294万円、9月補正で250万円増額をしているんですけれども、この原山線はこのどちらに幾ら上げていたのかお聞きします。

そして、請負契約をした企業が倒産をして未執行のため、22年度に繰越明許するということですけれども、こういう場合に事故繰り越しとするのが普通ではないかと思えますけど、繰越明許で扱う理由を説明をお願いいたします。

それから、契約金額は、この請け負った企業との契約金額が幾らだったのか、それから幾ら支払っているのか、工事の進捗状況、手をつけているのかどうか、その点。また、契約不履行になるわけなんですけれども、そのことに対してどのような対応をするのか伺います。

次に、歳入の15ページですけれども、19款諸収入の、19款5項6目の雑入、諸収入のところの雑入ですけれども、広域連合負担金前年度返納金として1,353万円入ってくるように上がっていますけれども、後期高齢者医療の返納金だと思うんですけど、広域連合に払った返納金だと思うんですけど、何に対して返納されるのか。このことによって、町にはお金が入ってくるんですけれども、もらい過ぎたということで、75歳以上の方の保険料はもらい過ぎになっていたのではないかという点についてお聞きをいたします。

次、歳出の18ページですけれども、18ページ、歳出に移りますけれども、2款2項3目のまちづくり事業費のところの19節、細節20の癒しの里づくり事業費補助の250万円減額についてです。当初予算では640万円計上していたわけなんですけれども、今回250万円減額ということで、3分の1以上に及ぶ減額になっています。地域の活力を生み出す大事な事業で、申請が減ったために減額するという説明でしたけれども、どのようにこういう大事な事業をもっと浸透させていく、活用していただくための対策を考えておられるのか、伺います。

それから、19ページの2款2項6目の情報政策費の13節委託料のところ、細節7、9、10というふうに出ています。この細節9は携帯電話伝送路設計業務委託料で、予算が399万円のところを319万円も減額をします。80%を超す減額です。それから、細節10の基地局設計監理業務委託料は、予算が630万円のところを230万円減額して、約3分の1減額することで、大変大幅な減額をするわけなんですけれども、細節7のところのブロードバンド整備基本方針策定業務委託料は、予算630万円に対して60万円ということで、入札差金のこれも一つでしょうけれども、当町での入札ではほとんどこういう形が普通だったんじゃないかなと思うんですけど、その、さらに15節の工事請負費では、3,800.....当初予算が、予算が3,864万円だったのを1,190万円という、これも3分の1の減額、大幅な減額、それから18節の備品購入費でも、9月補正の2,814万の補正予算がそうなのかなと思うんですけど、それに対して2,448万円という、これもまた大幅な減額となっていて、これを見ると、私たちは、議会は一体何を予算のときに審査したんだろうと、本当に予算額が妥当だったんだろうかというふうな疑問もわいてくるところなんですけれども、それぞれの入札予定価格が幾

らだったのか、通告をしてありますので、細節7、細節9、細節10、それから15節、18節について、当初予算は今、言いましたけれども、備品購入では確認をとということもありまして、通告に従った答弁をお願いいたします。

それから、23ページに移ります。3款1項2目の心身障がい者……あ、21ページです。21ページが3款1項2目の心身障がい者福祉費ですけど、質問は次のページの20節扶助費のところ……次の次のページですか、23ページですね、扶助費のところでは質問の通告をしております。細節5の自立支援医療給付費において、これ当初予算は81万円だったのが、全部皆減ということで81万円の減、それから細節9の精神障がい者医療費扶助費、これも当初予算が360万円に対して143万2,000円の大幅な減額、それから細節11の療養介護医療費扶助費、これは当初予算104万4,000円で、減額104万4,000円ということで、皆減というふうに変減額が大きいわけですが、理由としては、説明されたのは、実績による減額、あらかじめ予定していた方が亡くなられたとか、利用がなかったというふうな説明があったわけですが、PR不足とか、あるいは医療費を抑制するという方向がもう国の政治でずっと続いているんですけれども、そういうこともあったのではないかと、考えられないかということで、ちょっとこの点は確認をしておかなければいけないなと思ひまして、通告をいたしました。

次、24ページの3款1項9目のところの後期高齢者医療費のところなんですけれども、13節委託料のところの細節3で後期高齢者特定健康診査委託料、ここで422万4,000円の予算を243万2,000円減額をすると。半分以下になるわけです。出ているわけですが、これは減額の理由を聞いていませんでしたので、説明をお願いいたします。

それから、25ページの3款2項3目子育て支援対策費の13節委託料ですね。放課後児童クラブ業務委託料のところですが、これも当初予算で521万円出していたのが、上げていたのが、今回155万5,000円の減額ということで、その理由としては、4月からスタートの予算をとったんですが、スタートが6月に遅れたためというふうな説明がありました。でも、2カ月分遅れたことで4分の1……3分の1減らすというのでは、余りにも減らし過ぎではないかということで、理由をもう一度お聞きいたします。

それから、25ページ……27ページです。4款1項8目の飲料水供給施設費、13節委託料、委託料ですけど、細節1の定期検査委託料が、予算が267万8,000円に対して216万円減額という、もう本当に驚く減額なんですけれども、これは入札の結果、低入札があったということなんですけれども、その下の飲料水供給施設水質、水源管理委託料も予算54万に対して48万円減額という、これも幅としては大変な、率としては大変な減額なんですけれども、こういうことが入札において低入札が行われた結果だということなんですけど、私たちは、先ほども予算審査を一体どういうふうに考えればいいのかと、もう非常に疑問がわくところなんですけれども、こういう安いお金で業者が入ることができるとしたら、これで妥当だというふうな再調査で結論を出しているわけですね。とすると、この予算の妥当性が疑われるわけで、当局としては競争入札の効果だというふうに考えているのか、予算を今後は

もっときちんと見ていこうというふうに考えておられるのか、お聞きをいたします。

28ページ、次のページの6款1項3目農業振興費のところですが、13節、やはり委託料のところの耕作放棄地再生利用対策実態調査委託料ということで、600万円の予算を106万5,000円減額をしています。これは委託先はどこで、減額は入札差金だと思うんですが、600万円は高いじゃないかというふうな議論も当初予算のときにしたような記憶もあります。それで、入札予定価格そのものを下げて入札を行ったのか、それとも全然、600万円という予算で、そこから入札予定価格を出して入札をされたのか、その点をお聞きいたします。

実態調査をして再生利用対策を立てるまでを委託したんだと思うんです。500万近い額になっているわけですから。そのことで取り組みの方針あるいは見通しですか、どういうふうに対策を立てていこうというふうな見通しが立ったのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それから、31ページです。7款1項8目のもりのくに運営費のところ、11節の需用費の細節6 修繕費で、当初予算で100万円上げていた修繕費を287万5,000円増額をするという補正予算が出ています。何をやるかという、寝湯というところが漏れがひどくなったので修理をするということですが、このことにその他の収入があるのかなと思いましたが、全くありません。指定業者の負担を求めないのか、求める気がないのか。契約がどうなっていたのか、ちょっと確認する余裕がなかったんですが、建物本体の修理は町でやるというのは、それは仕方がないと思うんですが、営業に使っていたところなわけですよね。寝湯というのは。そうやって指定業者が営業に使って営業していたところの修理については、やはり業者も負担すべきではないかと思うんですが、全く求めないのかどうか、確認をいたします。

それから、34ページになります。34ページと35ページに小学校費、中学校費の教育振興費がそれぞれあるんですが、その19節の負担金補助及び交付金のところに遠距離通学事業費補助金ということで出ているんですが、小学校費の方では86万4,000円の予算を20万9,000円減額、それで中学校費の方では167万6,000円を111万1,000円の減額ということで、非常に、中学校のほうは特に減額が大きいわけですが、この減額の理由について、単に対象になる児童が見込みより少なかっただけなのかどうか。何かほかに共通する補助制度の変更みたいなものの理由があるのかどうかを伺います。

それから、最後になります。

36ページの11款1項2目の林業施設災害復旧費ですが、そこで財源更正になっていて、その理由が歳入の方でも出ているわけですが、県の激甚災特別補助が適用され、1,888万1,000円入るということで、一般財源を1,141万9,000円上げて、余裕があったんだと思うんですが、地方債、災害復旧債ですね、借り入れを3,030万円減額をして70万円の借り入れにする、減らしていくというふうな補正、財源更正の内容なんですけれども、災

害復旧というのは、国の補助がかなり高額に来ると。最高95%ぐらいまで事情によっては来るというふうなことをこれまでずっと説明を受けていたんですけれども、なぜこのように事業費に対して補助率が低いのに、何か激甚災特別補助、県の激甚災特別補助ですか、そういうものがあつたと、やっと探したみたいな説明の仕方で、幸運だったみたいな説明なんですけれども、こういう補助しかなかったのかどうか。それともこれからきちんと災害復旧に対する補助が入ってきて、一般財源を減らすことができるのかどうか、その点をお聞きいたします。

以上です。

- 議長（板谷 信君） それでは、建設課長。
- 建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問で、建設課に関係をいたします御質問3件かと思えますけど、これに對しまして御説明をいたします。

まず最初に、4ページ目の繰越明許費、6款2項の原山治山事業費の関係でございますけど、原山治山事業の事業費につきましては、昨年9月の定例議会におきまして、新規事業といたしまして250万円ということで補正を行いました。そして、平成21年11月18日に入札を実施をしたところ、有限会社小林建設が落札をし、136万5,000円という工事請負金額で契約を締結をいたしました。

しかし、その後、会社が倒産をし、業務続行不可能であるという内容の通知が管財人よりありました。これを受けまして、2月4日をもちまして契約解除の手続を行いました。この契約解除に当たりましては、工事請負契約の約款の規定によりまして、契約金額の10%が違約金として生じております。この契約に関しての支払い済みの金額というものはございませんでした。また、工事の進捗状況ということでございますが、この時点では現場着手はしておりませんでした。

今後、新たに入札を実施をいたしまして、請負業者を決定するというスケジュールになりますので、事故繰り越しということではなく、明許繰り越しという形になります。

それから、2番目の御質問ですけれども、27ページの4款1項8目飲料水供給施設の中の委託料の関係でございますけど、委託料の当初予算の算定に当たりましては、複数の業者から見積もりをとりまして、その中の一番低い金額、これを基にいたしまして予算額を見積もっておりますので、予算編成時点での予算計上額、これにつきましては適正な金額であったものと考えております。

低入札となりました原因につきましては、いろいろとあるとは思いますが、業者間の競争や企業努力、また委託業務受注に対します業者の強い意欲のあらわれがあつたためということで、こちらとしては認識をしております。

また、これまでに検査結果に対する不審な点や不具合といったようなことは、特にございませんでした。

それから、3点目になりますけれども、36ページ、11款1項2目の林業施設災害復旧費の

関係でございますけど、林道の災害復旧事業の実施につきましては、基本の補助率は65%ということになっておりますので、当初の財源内訳ということにつきましては、この65%ということの基本としております。今回の林道災害につきましては、2路線ということでございますけど、2路線ともに最終的には激甚災害に指定されるということを県からの情報でもいただいておりますので、最終的には高率補助を受けることになるものということで考えております。

なお、災害復旧事業に限りませんが、我々公共工事を実施するにつきましては、常に有利な財源を使いまして執行するということを心掛けているところでもございます。

建設課関係につきましては、以上です。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） それでは、福祉課関連の4件につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の方のページ15でございます。19款5項6目雑入の関係でございます。広域連合負担金の前年度の返納金でございます。前年度、概算払いしておりました医療給付費の負担金、それから広域連合の一般会計、特別会計の負担金が確定したことによります返還金でありまして、主な理由としまして、後期高齢者医療制度は平成20年度に創設されたんでございますけれども、このときの負担金の総額見込みを老人医療給付費の額を基に予算化しております。結果としまして、医療給付費の見込みより下がったという結果で、精算に伴い返還するということになったものでございます。

あと、保険料の関係でございますけれども、これについては2年間の予算を組むということでございますけれども、最終的に余剰が出た場合には、繰り越し財源としてもらうという措置を行うということでございます。

次に、23ページでございます。3款1項2目心身障がい者福祉費の関係でございます。この中で、PR不足や抑制があるではないかというような質問でございましたけれども、自立支援の給付費等につきましては、病院にかかった場合に、町に扶助制度があることを周知し、町に申請するよう、医療機関のほうに制度のPRは行っております。ただ、精神障害者の医療費などは本人申請であり、秘匿する方もいらっしゃいますし、個々の事情もあって、あえて申請しないというような方もいるように伺っております。

窓口に見えられたときにはしっかり相談に応じておりますが、PRについても、必要に応じ実施してまいりたいと考えております。

次に、24ページ、3款1項9目後期高齢者医療費の特定健診の関係でございますけれども、当初、健診受診者につきまして、希望調査をもとに予算を確保し、委託をするものでございますけれども、受診者の見込みが430人程度におさまることから、減額するものでございます。これは、既に病院等にかかっており、この特定健診を受けない人が発生するものと考えております。

次に、25ページでございます。3款2項3目の子育て支援の対策費で、放課後児童クラブの

業務の委託料の関係でございます。主な理由としまして、6月ということで、2カ月遅れのスタートになったということでございますけれども、当初計画におきましては、土曜、日曜を除く260日というような予算化をしておりました。実績の見込みでございますけれども、学校開催日で約60日の減、それから長期休業日で、冬休み等の関係もありまして25日の減となりまして、75日分が不要となったものです。これに伴いまして、従事者への配分金が約130万7,000円の減額、またおやつ代として100円を24人分で予算化しておりましたけれども、実際には15人程度の利用となったことから、約24万8,000円の減、合わせて155万5,000円の減額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 18ページの2款2項3目まちづくり事業費の640万の当初予算が3分の1以上の減ということで、申請が減ったため減とのことだが、どのように対策を考えているかということの質疑についてですけど、これについては、年度当初の区長連絡会での説明、また平成20年度はちょっと申請が少なかったものですから、21年9月25日付で癒しの里づくり事業、来年度の要望等についての文書を区長あてに出してありまして、その文書中にも、もし事業を実施するなら、説明に担当が伺うよという文面も記載しております。

ちなみに、平成21年度においては6件の申請額があったわけなんですけど、この21年度当初予算計上時は5地区の事業実施と3地区の計画策定でしたが、事業費が予想より少なかったため等、このような減になったと考えております。

そこで、どのように対策を考えているかということの質疑ですけど、平成22年度においては、予算は事業実施が8地区、計画策定4地区を考えておりますけど、現在、事前にとったところによりますと、7地区の申請があるのは予定しております。この交付要綱には、地域コミュニティのための環境づくりの促進ということをうたっておりますので、今後、より一層各地区の区長さんと連携し、進めていきたいと思っております。

続きまして、19ページの2款2項6目の情報政策費の委託料の件について、それぞれの予定価格は、入札予定価格は幾らかという質疑ですけども、これについては、7細節ですけども、ブロードバンドの整備基本方針策定業務委託料、これが630万、9細節の携帯電話伝送路設計業務委託料394万8,000円、10細節の携帯電話基地局設計監理業務委託料、これが489万3,000円、15節に入りまして、工事請負ですけど、携帯電話伝送路整備工事、これが2,394万、もう一つの携帯電話の基地局整備工事、これが1,212万7,500円、そして18節に入りますけど、L G W A Nの機器ですけども、これに546万、公共施設設置テレビに287万7,000円、それともう一つ、携帯電話の無線設備、これが405万7,914円となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鈴木一男君） 28ページの農業振興費ですが、委託先はどこかということですが、

静岡市内に営業所を持つ株式会社バスコです。

次に、減額は入札差金か、入札予定価格の減額かということですが、補助対象事業の内容を精査したことによる減額と入札差金による減額です。

次に、実態調査をして再生利用対策を立てるまで委託したのかということですが、実態調査のみの委託です。内容として3項目ほどありますが、耕作放棄地現況調査、再生利用の対象となる耕作放棄地について、植生や農地の基盤また該当地への用排水路や進入道路の状況を調査します。2番目として、再生作業活動計画基礎資料調査、再生作業活動計画の基礎資料となる荒廃程度の区分を調査いたします。A、B、Cとかということで、区分の調査をいたします。それから、3番目に意向調査ですが、耕作放棄地の所有者に対して、再生利用や引き受け等に関する所有者の意向を調査します。

それから、取り組みの方針、見通しは立ったのかという質問ですが、解消の見通しは、現在のところまだ立っておりませんが、町としては、多面的機能を持つ農地の維持確保対策推進事業実施要領及び補助金の交付要綱を制定して対応しているところであります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 31ページの7款1項8目もりのくに運営費関係でございます。修繕費について、事業者負担を求めないのかという御質問ですが、施設の修繕につきましては、協定によりまして、原則、指定管理者側が負担となっておりますが、10万円を超える修繕につきましては、町との協議をしまして決定するとなっており、その都度、協議をして修繕をしている状況です。あと、指定管理者の過失があった場合には、10万円を超えても業者の負担となる場合があります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田俊男君） それでは、34ページ、35ページの遠距離通学費の関係の御質問にお答えします。

多く見込んだ部分、小学校におきますと3人分でございます。それにあわせて、大間地区の1名の通学費の減、合わせて20万9,000円でございます。中学校費においては、11人分多く見込んでありましたので、それとあわせて、大間地区の3人分の通学費の減を合わせて111万1,000円になります。

なお、今、言いました小学生1人、中学生3人の通学につきましては、大鉄バスの業務委託の方で対応してあるということでございまして、遠距離通学費の方の減をさせていただきました。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 再質問ありますか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

最初に、歳入の15ページの広域連合負担金前年度返納金1,353万円ですけれども、これは先ほど最終的に、あ、75歳以上の被保険者ですか、保険料を払っている高齢者の方々ですけれども、そういう人たちに対してもらい過ぎがなかったかというふうな質問に対して、最終的に余剰金が出た場合は何というふうに答えられたのか、そこがよく聞こえませんでしたので、何と答えられたかを確認させてください。

いろいろ私がいったり通告した数字で間違いがあったりした点は、こちらが訂正をしたいと思います。

それから、次の25ページの子育て支援の放課後児童クラブの件ですけれども、減額は、多く見込んでいたということで、日数とか人数が不要になったための減、あるいはおやつ代の減額というふうな説明があったんですけれども、利用をされているお子さんからは直接は聞いていないんですけど、親御さんから聞くと、非常にありがたいんですけども、もう少ししっかりやってほしいという。何をしっかりやってほしいと言うかということ、遊びの相手をしてほしい、あるいはおやつなんかも、手づくりで作ってくれるときなんかは本当にうれしいんですけども、買ったものを与えられるというときには、やはり子供たちも余りうれしくないみたいだよとか、非常にもっと島田市あたりでやっているように、放課後学童クラブは人数が少ないから、大してお金をかけられないよじゃなくて、こんなに予算が余るなら、もっとかけてもよかったんじゃないかと思うんですけれども、質問になりませんので、再質問としては、まずおやつ代で減額、おやつ代で余ったということですが、その理由を伺います。

それから、おやつ代の減額だけでなく、設備、おもちゃなんかもありますよね。遊びに使うおもちゃとか、テレビとか、冷蔵庫とか、その運営をしていくのに必要な設備、そういうものもきちんとしていたのかどうか。それから、利用者の要望などは聞いているのかどうか、その点を伺います。

次に、その次の産業課長さんに伺いますけど、耕作放棄地の再生利用対策実態調査委託料についてですけれども、委託したのは実態調査だけだということですが、パスコに調査したというんですけれども、こういうことを専門業者に委託しなければならなかったんでしょうか。予算のときに、多分、そういう説明もあったかもしれませんが、多分意見も予算審査のところで、もっと、そういう業者じゃなくて、もっと町内の町民の人、農業委員さんとか、庁舎内の職員の人たちとか、そういう人たちで実際に見て回るのが必要だというふうな意見が出たんじゃないかと思うんです。ちょっと記憶にあるんですけど。そういうことに対してどのような考えだったのか、お聞きいたします。

それから、次のもりのくにの運営費についてですけれども、10万円を超える分は指定業者と町と協議をして決めると、その都度、協議をするという説明だったんですけれども、これは確実に10万円を超しているし、その前の大規模修理については、町がやると言ったのかどうか、そのところがちょっと確認ができませんので、その前の答弁をもう一度お聞きした

いんですけれども、こういうことについて、協議を、今回されたのかどうか、お聞きいたします。

それから……あ、それだけです。以上、お願いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） それでは、再質問の関係でございますけれども、保険料の関係でございます。75歳以上の方からいただく保険料の関係の処理でございますけれども、先ほど御説明させていただいたんですけれども、聞き取りできなかったということでございますけれども、最終的に繰り越して財源化していただくというようなことでございます。繰り越し財源でございます。

それから、もう1点でございますけれども、放課後児童クラブの関係でございます。いろいろ支援員の方に、遊びの相手とか、手づくりのお菓子とか、そういったような配慮をとか、いろいろ御意見を伺いましたけれども、それこそちょうど年度変わりになりまして、新年度も同じような形でスタートする予定でございます。年度当初に当たりまして、利用者の方に集まっていいただいて、いろいろ御意見を聞きながら、来年度スタートするわけでございますけれども、そんなときに要望等を聞く機会を設けまして、よりよくしていきたいと。

それこそ初年度でありましたので、至らなかった点多々あるかと思いますけれども、そういうふうに対処していきたいと思えます。

あと、細かい苦情とか、そういったものにつきましては、それこそ委託をしておりますシルバー人材センターの方々の方から、時に触れ、そういったお話を伺っていきまして、なるべく課題解決を図るように努めてまいりましたので、今後ともそのような形で対処したいと思えます。

設備につきましても、ある程度予算を確保していただきまして、買わせていただいて、適正に管理させていただいております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鈴木一男君） 調査の方法なんです、平成20年、21年と農業委員さん、それから区の産業部長さんというか、産業に関係する方または区長さん等に耕作放棄地の箇所を確認していただきました。それで、その詳細をこの業者に委託するということで、個人情報とか、権利関係とかがありますので、業者に委託したということであります。

それから、26.7haという面積でして、筆数でいいますと578筆あります。多くの筆数があるものですから、それも一つの業者に委託した理由です。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 先ほどの回答で、前段の部分がちょっとわかりにくいということで、再度お答えしますが、施設の修繕につきましては、協定書によりまして、原則、指

定管理者側が負担となっておるということで、そのうち10万円を超える部分については協議ということで回答させていただきました。

また、今回の修繕につきまして協議したかということでありますが、私それから担当者、それから指定管理者ということで、現場を確認しながら協議、また予算計上についても予算査定上、上司とも協議して、今回、補正の計上をさせていただくことになりました。

よろしく。以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） もりのくにの修繕費なんですけれども、これは業者からもらう分は計上していないですよ。負担分は、どこにも載っていないんじゃないでしょうか。そうですね。全額これだと一般財源で、町でやるという予算だと思うんですよ。課長の説明と全く違うんじゃないですか。

だって、課長は今、契約では原則、施設の修繕は指定管理者が負担すると。ただし、10万円を超えるものになったら、町と協議をして、要するに業者だけでは大変でしょうから、町も幾らか出しましょうという協議をするということなんでしょう。その協議をしたんですかという質問をしたのに対しても、何か現場を見てという説明はあったんですけど、どういう負担をやりましょうかと、どれくらい出せますかという協議をしたという答えは一切、今なかったですよ。

○議長（板谷 信君） 負担の部分について、もう一回しっかり答えてください。商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） この、町が実施する場合は、全額町負担となります。小さな部分につきましては、原則、管理者側が負担という形で修繕を行っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ついに反対に立ってしまいました。

いろいろ今回の補正予算、予算精査とか入札差金とかの精査など、行政がこれまでやってきたことが上がっていて、賛成してもいいなと思っていたんですけども、先ほどからの答弁を聞いていたり、また気になる点もあったものですから、じゃ、もうついでにというか、気になる点も言えるしということで、反対討論を行うことにいたします。

まず最初に、繰越明許のところなんですけれども、原山線はしょうがないと思うんです。

本当に町があ、入札……入札じゃない、公共事業を発注をしていて、発注をしていてというか、業者の経営状況による倒産による繰越明許ということで、事故繰り越しには新たにやるからならないよということで、これは納得できるんですけども、もう1点質問をしなかった点で、境川線の工事費も繰越明許になっています。それは、ここは行政がもしこの境川線に最初から手をつけなかったら、やっと、三津間渡地区の高齢者の人たちは数軒しかないわけですけども、バス停もあって、歩いて、高齢者が歩いてそのバス停に来られる状況だったわけです。ところが、いろいろな私たちにはわからない不明朗な契約みたいなものがありまして、やらなければいけないんだと言って、私は最初から猛反対したんですけども、あの山は崩れやすい山だから手をつけてはいけないと言われていた山で、そこを手をつけてしまった。そして、本当に担当者は苦労していると思うんです、このことではね。私も何回も言っていますから、もうこれまでに何回も崩れては直し、崩れては直し、今ではもうとても手をつけられないということで、災害復旧か何かの予算が来ないと手をつけられないというふうなこともありまして、今、もっと崩れるところはもう崩してしまうという状態で、本当に三津間渡地区の高齢者は、せっかくバスが走るようになって、バスに乗れるかと思っていたら、もう乗れない状態になっているわけですよ。停留所が本当にちょっとで来れていたのが、もうそこに来られなくなってしまった。

そういう行政の大きな過ちがあって、そのことを私は本当に言いたいわけですけども、今回、もう一つ、これと同じように寸又線ですね。あの、改良工事が繰越明許をされました。この寸又線改良工事では、今回はまだ入り口の寸又橋口ですか、あの補強工事、落橋補強工事みたいなもので、これは必要な工事かもしれませんが、これから先、壮大な、林道を国から買い取って、壮大な工事が予測されるわけですね。そうすると、そこで日常、住民の人たちが、あるいは観光客がいつになったら通れるか見通しもないままに、落ちやすい山を広げていく、手を入れるということについて、私は非常に境川線……第2の境川線になるんじゃないかと、行政が幾らつぎ込んでも、つぎ込んでも終わらない工事になりはしないかと、そういうことが非常に危惧されることです。十分な調査と計画が求められることではないかと思っています。

それと、全く話は変わりますが、保健福祉、農業振興のところでも、対象者や希望者、要望者がいないということで、いろいろそれぞれ説明を受けたわけですけども、周知、PRが十分だとは思えない状態で、大幅な減額がされているんじゃないかという危惧もこれ、予算を見て晴らすことができません。

それから、放課後学童クラブも、それぞれ質問をしたところでは、今後は改善をしていきますということなんですけれども、大幅な減額がされている。やっているときに改善できることもあったと思うんです。でも、そのことについて、やはり予算に固執しているというか、もちろん予算を守らなければいけないんですけども、1年間の運営中に利用者の子供たちやお母さん、家族の方の意見などを聞いたのかなと。これからそれをやるのかなというふう

な疑問もあります。

そして今回、数少ない貴重な新規予算が幾つか上がっています。その大きなのが、今、最後に羽倉課長と議論をしました指定管理者による運営に変えたもののくのにの寝湯の水漏れ修繕費287万円についてです。営業に業者が、指定管理業者が使っていたものが壊れたことに対して、町が発注する事業だから、指定管理者には1円も負担を求めないという、これはもう本当に、町外の企業に対して何の、こういうことをやって、何の効果があるんだろうということを大いに疑問を抱かざるを得ない答弁でした。

それから、小・中学生の遠距離通学、これは答弁で納得しました。

それから、今回の補正予算は、事業費の精算や国県補助がついたことで財源更生などがたくさん出ていて、そこが主なものになっていますけども、そこには先ほど述べたように過去のトップによるしがらみを負わされながら、あるいは国の猫の目のようにくるくる変わる制度への対応……あ、ごめんなさい、ちょっとあの、通学……遠距離通学費のあとにそれは納得したんですけれども、もう一つ、納得できないことがありました。子ども手当のシステム改修委託料356万円が出ていますけれども、これは今回は全額国から入っています、経費が。予算に計上されています。ところが、この制度は新しい政権がやろうとしていることで、子ども手当の給付や児童手当の廃止、あるいは扶養控除も廃止する、そういうことと引きかえに行われるもので、当町のように……。まあ、子育て世帯にとっては、子供さんがいらっしゃるお宅にとっては、毎月2万6,000円全額支給されれば、本当に待ち望んでいることとは思いますが、そういう形での支援は必要だとは思いますが、そういう反対に、引きかえに住民負担が起きる、あるいは地方自治体への負担が求められる。そして、さらにはいろいろな財源の中で……

○議長（板谷 信君） 10番議員に注意します。発言は簡潔に行いたいと思います。会議規則54条で規定されていますので、御注意申し上げます。

○10番（鈴木多津枝君） はい、もう少しで終わります。

そういうシステムの改修費が、改修費で出ているけれども、その陰には、これから始まる大変な制度の内容を今、申し上げているので、簡単に賛成していいものではないんじゃないかということを申し上げております。

それで、今回の補正予算は事業費の精算や国県補助がついたことでの財源更正などが主になっていて、そこには過去のトップのしがらみによる国のしがらみをを負わされたり、国の制度が猫の目のように、先ほどのようにくるくる変わる、その対応に追われている現場の職員の苦勞もとてもよくわかるわけですが、大変な不況の嵐の中で、歯を食いしばって必死に頑張っている中小の業者や、給料の保障もなく、不安を抱きながら懸命に子育てしている親御さんたち、また弱者に冷たい政治によって、次々と年金天引きがされて、目減りする一方のわずかな年金を頼りに細々とつましく暮らしておられる多くの高齢者の方々など、深刻な町の状況を思うと、今こそ行政はもっともっと真に守るべき町民の立場に立って、元

気を取り戻すために温かい支援の手を差し伸べなければならないという、そういう深刻な状況であるということをこの予算からはとても感じられなくて、反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

○11番（高畑雅一君） それでは、私は議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第6号に賛成の立場から討論をいたします。

今回の一般会計の補正予算というのは、歳入歳出それぞれ1億3,900万9,000円を減額するものであって、その中の主なものというのは、2款の総務費6,998万8,000円の減額、1項の10目にもありますけれども、総合支所管理費の委託金の入札差金による160万7,000円の減額、2項では企画費、6目の情報政策費の委託金入札差金による639万円の減額、備品購入費の2,448万円の減額、徴税費の1,430万円の減額などがなされております。

また、3款民生費において、生活福祉費においても各種委託料の300万円の減額があり、また利用者が少なかった日常生活用具給付費等が減額されている中、重度障がい者医療費扶助費、自立支援事業補装具費など、障害者の方や老人の方が利用される項目等は増額をされております。

4款衛生費、6款農林水産業費、8款土木費、9款消防費、10款の教育費等においても、委託料、工事請負費、備品購入、材料等の入札差金による減額が主なものであり、住民への安心・安全また景気回復等のための予算は減額はされておりません。

また、繰越明許につきましては、治山事業費、町道の維持修繕費、改良費、災害復旧費等、また教育費については小学校、中学校教育設備整備費等が繰越明許として計上をされております。

しかしながら、この平成21年度の補正予算の中からもおわかりのように、特産物振興費補助金、林業関係の事業費の補助金等が減額されております。景気、経済の先行き不安から茶業、林業が低迷し、農業、林業の従事者の家計を苦しくさせ、その結果、茶園の改植等が少なくなった現状等も示しているように思われます。

明日から審議される平成22年度川根本町予算につきましても、商工業、地場産業である茶業、林業の振興をお願いをいたしまして、本案に賛成といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第13号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は、原案のと

おり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

- 議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

日程第 1 3 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度川根本町老人保健特別会計
補正予算（第 2 号）

- 議長（板谷 信君） 日程第13、議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ799万8,000円としたいものであります。

これは、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し、減額補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

老保7ページをごらんください。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は、490万円の減額です。医療給付費のうち、現物給付に係る医療費を減額するものです。

第2款諸支出金、第2項繰出金は、273万5,000円の増額です。これは、医療機関からの返納金に伴い、一般会計繰出金を増額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

老保5ページをごらんください。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、289万5,000円の減額です。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、200万5,000円の減額です。これは、今回の補正に伴い、医療費給付実績に基づく見込みに合わせ、一般会計繰入金からの措置を減額するものです。

第6款諸収入、第3項雑入は、273万5,000円の増額です。医療機関からの返還金に伴う増額です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告をしていませんけど、お聞きいたします。

7ページ、歳出の医療給付費490万円減額について、先ほども一般会計のところで医療抑制みたいながないかというふうなこと、全然ここは関係ないんですけども、聞いたんですけども、ないということでしたので、この点、ここでも確認をさせていただきたいんですけども、国の制度としては、高齢者の医療抑制、受診抑制はいまだにやられていますけれども、490万円も見積もりから減らすということについて、説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 医療費の抑制の関係という質問でございますけれども、これは老保の会計でありまして、これまでの医療費実績の関係で請求が遅れてというような形のものですから、そういった医療費抑制に関して等の内容については、ちょっと感知できないというのですか、これに関しては特に関連はないと考えております。

○議長（板谷 信君） 休憩。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時04分

○議長（板谷 信君） それでは、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これまでの老人医療費関係の実績から、要するに遅れた、精査した分が遅れて、こういう形でできたから減額するんだという説明だったんですけども、それで抑制の方とは関係ないというんですけども、お年寄りの人たちは、一部負担というのですか、窓口負担が上がっているわけだから、それは抑制につながっていくと思うんですよ。なぜこういう余りが出るのかというところを、余りというか、総体的に見て医療費が少なくなっているのかということ、先ほども一般会計で、1,353万円後期高齢者の連合へ返納金が発生していましたよね。そういうことで、高齢者がお医者さんにかかりにくくなっているのではないかということをお聞きしたんですけども、それは大丈夫ということですか。この町ではそういうことは実態はありませんということでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） すみません、これは、先ほどもちょっと触れましたけれども、老

保会計でございまして、今は後期高齢の方に肩がわりしておりますので、当時の受診に關しましての医療費の請求が遅れて入ってくるというような形でございます。

予算的には、前年度の実績等を見まして、ある程度予算を見込むわけでございますけれども、そういった請求が年々、年とともに減っているというようなことで、今度、減額をさせていただくものでございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成21年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第14、議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,672万6,000円としたいものであります。

これは、現在までの実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し、増額補正をお願い

いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

後期高齢医療 7 ページをごらんください。

第 1 款後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、211 万 9,000 円の増額です。これは、保険基盤安定負担金の増額によるものです。

第 2 款諸支出金、第 2 項繰出金は、2 万 1,000 円の増額です。督促料及び預金利子の増額に伴う一般会計繰出金の増額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

後期高齢医療 5 ページをごらんください。

第 2 款使用料及び手数料、第 1 項手数料は、1 万 2,000 円の増額です。督促手数料の増額です。

第 3 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金は、211 万 9,000 円の増額です。これは、保険基盤安定負担金の増額に伴い、一般会計繰入金からの措置を増額するものです。

第 4 款諸収入、第 3 項預金利子は、9,000 円の増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。10 番、鈴木君。

○10 番（鈴木多津枝君） 後期高齢者医療特別会計補正予算ですけれども、納付金……広域連合への納付金が 211 万 9,000 円増額ということなんですけれども、これは保険基盤安定負担金の増額ということで、要するに低所得者への軽減ですか、その分を県と町が 3 対 1 で負担し合って広域連合に納めるといふ部分が増えたんだよということだと思いますけれども、間違っていたら訂正をしてください。

それについて、要するに軽減が見込みより増えたということなんですけれども、通告では、その増えた状況を教えていただきたいということで、実績ですか、軽減をしている内容、人数とか軽減額。2 割軽減、5 割軽減、7 割軽減というふうに、国保と同じような軽減をしていると思うんですけれども、それとまたその他の軽減も制度的に軽減があるんですけれども、扶養の方ですか、今まで扶養者だった人で後期高齢者に移される人に対する 9 割軽減とかあると思うんですけれども、そういうものについて、どのような実績数、額になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 納付金の関係の質問でございますけれども、最初の議員が申されました内容につきましては間違いございませんで、保険基盤安定のための負担金ということで、これは軽減に該当する人数や額が増えたというようなことでございます。

それで、実績でございますけれども、それぞれ 10 月 20 日時点で決定するという事になっ

ておりますけれども、そのときの各区分ごとの人数と軽減額を今から申し上げます。

2割軽減でございますけれども、254人で軽減額が158万9,360円です。5割軽減が、106人で169万5,377円でございます。7割軽減が、823人で1,799万5,002円でございます。その他、被扶養者の5割というような内容でございますけれども、206人で327万3,415円ということで、合計しますと1,389人で2,455万3,154円ということでございます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 平成21年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第15、議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,969万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,590万7,000円としたいというものであります。

今回の補正は、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し、増額補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

介護９ページをごらんください。

第２款保険給付費、第１項介護サービス等諸費は、３,１４３万８,０００円の増額です。

第２項介護予防サービス等諸費は、８６万９,０００円の増額です。

第３項高額介護サービス等諸費は、６０万３,０００円の増額です。

第４項高額医療合算介護サービス等費は、９９万円の増額です。

第５項その他諸費は、８万円の増額です。

第６項特定入所者介護サービス等費は、４５５万９,０００円の増額です。いずれも実績見込みによるものです。

第４款基金積立金、第１項基金積立金は、８３９万５,０００円の減額です。介護給付費準備基金積立金を減額するものです。

第５款地域支援事業費、第１項介護予防事業費は、４５万円の減額です。事業の実績見込みによる減額補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護５ページをごらんください。

第１款保険料、第１項介護保険料は、２１６万３,０００円の減額です。収入見込みにより減額するものです。

第３款国庫支出金、第１項国庫負担金は、６１９万７,０００円の増額です。介護給付費の増に伴う国庫負担金の増額です。

第２項国庫補助金は、３１９万４,０００円の増額です。介護給付費の見込みによる調整交付金の増額と地域支援事業費の見込みによる減額によるものです。

第４款支払基金交付金、第１項支払基金交付金は、１,１４２万８,０００円の増額です。介護給付費の増による介護給付費交付金の増額と、地域支援事業の減による地域支援事業費交付金の減額によるものです。

第５款県支出金、第１項県負担金は、６３２万９,０００円の増額です。これも介護給付費の増による介護給付費県負担金の増額によるものです。

第３項県補助金は、５万６,０００円の減額です。地域支援事業の減により減額となるものです。

第６款財産収入、第１項財産運用収入は、３,０００円の増額です。介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金利子によるものです。

第７款繰入金、第１項一般会計繰入金は、４７６万２,０００円の増額です。介護給付費の増、地域支援事業費の減に係る一般会計の負担分の補正をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第16、議案第17号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第17号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、歳入歳出それぞれ2億4,489万4,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回の補正は、財源更正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

簡水 9 ページをごらんください。

第 2 款水道事業費、第 2 項水道建設費は、財源更正です。町道小長井田代線拡幅工事に伴う送水管布設替事業によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水 7 ページをごらんください。

第 4 款繰入金、第 2 項基金繰入金は、206 万 6,000 円の減額です。

第 6 款諸収入、第 3 項雑入は、206 万 6,000 円の増額です。これは、静岡県から町道小長井田代線拡幅工事に伴う送水管布設替事業の管移設補償費を受け取ることにより、雑入を増額し、水道事業基金繰入金を減額するものです。

第 2 表繰越明許費につきましては、簡水 3 ページをごらんください。

第 2 款水道事業費、第 2 項水道建設費は、代行事業の進捗に伴い、送水管布設替工事について年度内の完成が見込めなくなったためです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号、平成 21 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第 17 号、平成 21 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 19 号 平成 22 年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

日程第 19 議案第 20 号 平成 22 年度川根本町老人保健特別会計
予算

日程第 20 議案第 21 号 平成 22 年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

日程第 21 議案第 22 号 平成 22 年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

日程第 22 議案第 23 号 平成 22 年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

日程第 23 議案第 24 号 平成 22 年度川根本町温泉事業特別会計
予算

日程第 24 議案第 25 号 平成 22 年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

- 議長（板谷 信君） 日程第17、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算から日程第24、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第25号まで一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算の概要について説明をいたします。

平成22年度当初予算は、51億8,500万円です。前年度と比べ1億2,900万円、率にして2.4%の減額となる予算を編成させていただきました。

昨年から、国における一連の景気対策が講じられておりますが、地元企業等の活性化や地区からの要望箇所の早期実現に努めてきたところであります。このような中、平成22年度予算につきましては、川根本町行政改革大綱実施計画、集中改革プランの最終年度であり、引き続き効率のよい行政改革に努めるとともに、地域資源を生かした施策の展開や次世代を担う子供たちの育成、高齢となっても安心して生活できる環境づくりを実現していくための予算編成に努めました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成22年度予算編成に当たっては、昨年に引き続き退職者に対する補充人員を抑え、経常経費の節減に努めましたが、平成21年度の大規模事業である森林・林業交付金事業、菌床しいたけ施設建設補助事業や北部地域振興センター関連工事が完了したことを踏まえ、高度情報化社会の実現、子育て支援の充実、医療費扶助の拡充など、限りある財源の中で新しい時代への対応、健やかに暮らせるふるさとづくり、地域の元気再生を目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、財源の構成では、自主財源が35.9%、依存財源が64.1%となっております。

地方交付税が41.5%、町税が25.2%、国県支出金が9.8%となり、財政調整基金などの繰入金5.0%、町債が8.9%を占める割合となっております。

地方交付税では、過疎対策事業債等償還額の減額による影響はありますが、国の交付税予算措置額の伸びと新たに措置された雇用対策・地域資源活用特例費等の要因により、増額となっております。

町税につきましては、昨今の景気低迷による町民税個人分の所得割が減額となりますが、法人税については、一部法人が平成20年度並みに回復したことによる増額となっております。

国庫支出金は、子ども手当の設置や共聴施設整備事業費、耐震性貯水槽建設費により84.6%の増となる一方、県支出金は、菌床しいたけ施設整備費補助の完了に伴い、41.4%の減となっています。

自主財源であります基金からの繰入金は、各事業に関する補助金などの特定財源の確保及び臨時財政対策債発行可能額の増加により8,950万円、率にして25.6%の減となり、前年度と比べ基金に依存する額が減少し、緊急時への対応に備える財源が確保できました。

歳出予算の目的別の構成比では、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は21.0%、町営バスの運行、環境対策の推進、地域情報網の整備に関する総務費が17.9%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や飲料水供給施設、水道施設整備の促進による清浄で安定した水の供給を図る衛生費は11.6%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が6.8%を占めています。また、起債の元利償還金である公債費は、16.5%と大きな割合を占めています。

性質別では、菌床しいたけ施設整備費補助事業の完了により、投資的経費が8.9%で、前年度より31.0%の減となっております。義務的経費である扶助費は、子ども手当の計上や各種予防接種費扶助の拡充により6.5%で、前年度より38.5%の増となっておりますが、退職者補充の抑制に伴う人件費や公債費の減額により、義務的経費が2,350万円、率にして1%の

減となりました。

物件費では、ブロードバンド整備事業詳細設計委託料、小型動力ポンプ積載車更新、中国龍泉市との友好都市提携の推進及び中国等戦略的市場開発における事業費の計上により、7,130万円、率にして6%の増となっております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は、6,322万1,000円です。前年度と比べ491万5,000円の減額です。

第2款総務費は、9億2,866万2,000円です。前年度と比べ2,883万7,000円の増額です。北部地域振興センター外構工事等関連工事が完了し、おおむね整備が終了しました。また、中国龍泉市との友好都市の提携及び中国等戦略的市場調査研究に要する旅費、需用費、委託料を盛り込むとともに、ブロードバンド整備計画詳細設計及び自主共聴施設整備事業費補助金を計上し、地域資源を生かした施策の展開、高度情報化社会の構築を目指します。

第3款民生費は、10億8,693万2,000円です。前年度と比べ6,602万4,000円の増額になっています。子ども手当を新たに設置し、安心して子供を育てられる環境づくり推進します。

第4款衛生費は、5億9,885万9,000円です。前年度と比べ436万円の減額になっています。特定不妊治療費助成事業を盛り込み、季節性、新型インフルエンザ、肺炎球菌、子宮頸がん等の予防接種扶助の拡大を図りました。また、医療機器の購入による診療施設の充実や地名簡易水道、南部簡易水道田代地区の施設整備の実施により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は、193万7,000円です。

第6款農林水産業費は、3億5,086万4,000円です。前年度と比べ1億9,168万5,000円の減額となりました。菌床しいたけ施設建設事業の完了に伴い大幅な減額となりましたが、耕作放棄地対策を初め、農業用排水路や林道整備などにより、茶業、林業の振興を図ります。

第7款商工費は、2億5,028万円です。前年度と比べ3,562万9,000円の増額になっています。商工会建物改修費補助、プレミアムつきお買いもの券発行事業費補助を計上し、地域商店街の活性化を図るとともに、エコツーリズム推進事業費の計上などにより、当町への交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、1億8,877万8,000円です。前年度と比べ1,909万円の増額です。道路や河川整備を図り、快適で安全な社会資本整備に努めます。

第9款消防費は、3億1,467万4,000円です。前年度と比べ3,558万1,000円の増額です。常備消防への委託費のほか、小型動力ポンプ積載車更新、耐震性貯水槽整備事業費、木質耐震シェルター補助などを計上しました。

第10款教育費は、5億1,373万2,000円です。前年度と比べ753万6,000円の減額です。特別支援学級用教室改修を含めた小中学校校舎等修繕工事や小中学校の英語、県外研修により、教育環境の充実を図ります。

第11款災害復旧費は、1,695万9,000円です。前年度と比べ71万8,000円の減額です。災害

が発生した場合の迅速な対応を目指します。

第12款公債費は、8億5,510万2,000円です。前年度と比べ1億885万7,000円の減額です。これは、過去の過疎対策事業債等の償還完了によるものです。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上いたしました。

次に、歳入でございます。

第1款町税は、13億628万3,000円です。前年度と比べ98万4,000円の減額です。昨今の景気低迷により、町民税個人分、所得割が大きく減少する一方、法人税は一昨年の収入規模近くまで回復しております。

第2款地方譲与税は、5,000万円です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、40万円です。

第6款地方消費税交付金は、7,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は、2,000万円です。これは、平成21年度から23年度までの時限的措置として、環境への負荷の少ない自動車に係る所得税の税率軽減措置のため、減額となっています。

第8款地方特例交付金は、1,711万円です。前年度対比1,011万円の増額です。地方特例交付金は、住宅借入金等特別控除及び自動車取得税の減税に伴うものと子ども手当によるものが措置されています。

第9款地方交付税は、21億5,000万円です。前年度と同額です。普通交付税は21億円、特別交付税を5,000万円計上させていただきました。普通交付税については、過疎対策事業債等の減額がありますが、国の交付税予算措置額の伸びと新たに措置された雇用対策・地域資源活用特例費等の要因により増額としたものです。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、3,557万2,000円です。前年度対比581万9,000円の増額です。集会所等大規模修繕費負担金、保育料が増額となっています。

第12款使用料及び手数料は、6,328万2,000円です。前年度対比54万7,000円の増額です。

第13款国庫支出金は、1億9,693万2,000円です。前年度対比9,024万3,000円の増額です。子ども手当負担金、共聴施設整備事業費補助、耐震性貯水槽建設費補助、子育て支援施設分となる児童厚生施設等事業費交付金が増額となっております。

第14款県支出金は、3億1,332万3,000円です。前年度対比2億2,151万5,000円の減額です。農林水産業費交付金における森林・林業交付金事業である菌床しいたけ施設の交付金が減額となっております。

第15款財産収入は、3,376万6,000円です。前年度対比588万3,000円の減額です。基金の運用による利子分の減額です。

第16款寄附金は、2,000円の科目設置です。

第17款繰入金は2億6,040万9,000円で、前年度対比8,947万4,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の4万6,000円で、基金繰入金が2億6,036万3,000円です。

第18款繰越金は1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億42万1,000円です。前年度対比456万3,000円の減額です。

第20款町債は4億5,950万円で、前年度対比1億450万円の増額です。過疎対策事業債が6,350万円、合併特例事業債が4,600万円、臨時財政対策債は3億5,000万円です。

以上が平成22年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億円で、前年度と比べ5,100万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、2,531万8,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は、6億9,055万4,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などの計上があります。

第3款後期高齢者支援金は、1億399万1,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として35万1,000円です。

第5款老人保健拠出金は、294万6,000円です。

第6款介護納付金は、4,714万4,000円です。

第7款共同事業拠出金は、1億83万円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,711万4,000円です。特定健診及び特定保健指導費、人間ドック費用助成事業などを計上しております。

第9款基金積立金は、60万円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、115万円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は、2億239万7,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億8,609万8,000円です。

第4款療養給付費交付金は、5,155万5,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億6,987万3,000円です。

第6款県支出金は、3,731万円です。

第7款共同事業交付金は、9,249万1,000円です。

第8款財産収入は、60万円です。

第9款繰入金は、5,969万3,000円です。一般会計繰入金が5,565万1,000円で、基金繰入金は400万2,000円です。

第10款繰越金は、1億1,000円です。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成22年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算の概要について説明いたします。

老人保健特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ143万円で、前年度と比べ577万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、平成22年度においても過誤、月遅れ分の負担分の計上となっております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款医療費は、142万円です。医療費の現物給付、現金給付及び審査支払手数料です。

第2款諸支出金は、1万円です。

次に、歳入でございます。

第1款支払基金交付金は、2,000円です。

第2款国庫支出金は、1,000円です。

第3款県支出金は、1,000円です。

第4款繰入金は、142万円です。

第5款繰越金は、1,000円です。

第6款諸収入は、5,000円です。

以上が平成22年度老人保健特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,010万円で、前年度と比べ440万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,005万7,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、4万3,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,641万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は、3万2,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、2,364万円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、1万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成22年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億890万円で、前年度と比べ6,120万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

第4期介護保険事業計画における給付費の見込みに基づいて、必要額を計上させていただきました。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,416万7,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、9億4,344万6,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、6万2,000円です。

第5款地域支援事業費は、3,118万8,000円です。介護予防事業や生活機能評価検査を実施する経費、福祉介護手当などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、3万5,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は、1億4,897万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、3万7,000円です。

第3款国庫支出金は、2億5,744万3,000円です。

第4款支払基金交付金は、2億8,562万4,000円です。

第5款県支出金は、1億4,468万円です。

第6款財産収入は、6万2,000円です。

第7款繰入金は、1億7,201万9,000円です。一般会計繰入金が1億6,061万5,000円、積立基金繰入金が1,140万4,000円です。

第8款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、5万6,000円です。

以上が平成22年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,450万円で、前年度と比べ7,020万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表のとおりであります。

平成21年度から料金体系を統一し、川根本町簡易水道事業としてスタートしました。本年度は、地名簡易水道施設整備事業が主な事業となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,496万6,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、1億4,499万2,000円です。地名簡易水道施設整備事業、南部簡易水道田代中継槽ポンプ増設事業を計上しております。

第3款公債費は、1億3,354万2,000円です。過疎債、水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,309万9,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款国庫支出金は、1,273万5,000円です。

第4款県支出金は、22万円です。国庫、県とも、地内簡易水道施設整備によるものです。

第5款財産収入は、114万6,000円です。

第6款繰入金は、1億3,560万2,000円です。施設建設と公債費への支援としての一般会計繰入金が主なものです。

第7款繰越金は、209万6,000円です。

第8款諸収入は、1万2,000円です。

第9款町債は、4,950万円です。地名簡易水道施設整備に伴う過疎対策事業債及び簡易水

道事業債によるものです。

以上が平成22年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,860万円で、前年度と比べ500万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための引湯管布設替事業と施設を良好に管理運営するための経費を計上するものであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、934万円です。職員人件費と事務費です。

第2款温泉事業費は、1,911万円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業、接阻峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は、5万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は、462万9,000円です。

第2款財産収入は、5万円です。

第3款繰入金は、2,381万7,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成22年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

最後になります。

議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,060万円で、前年度と比べ50万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,255万6,000円です。医師の報酬、職員人件費等、診療所の運営経費です。

第2款医業費は、793万1,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、11万2,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療収入は、3,378万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、27万1,000円です。

第3款繰入金は、654万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成22年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

ここで、先ほどの説明について、一部変更をさせていただきます。

一般会計予算の歳出の関係ですけれども、第4款衛生費についての説明中、前年度との比較を、436万円の減額と申し上げましたが、43万6,000円の減額と訂正させていただきます。

すみませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 予算の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は、議案第18号から議案第25号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第25号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第25号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、３月４日から３月15日までの12日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、３月４日から３月15日までの12日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 １時５７分

平成 22 年第 1 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 22 年 3 月 16 日 (火) 午前 9 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 6 号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 8 号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 12 号 国土利用計画 (川根本町計画) の策定について
- 日程第 5 議案第 18 号 平成 22 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 19 号 平成 22 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 20 号 平成 22 年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 8 議案第 21 号 平成 22 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 22 号 平成 22 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 23 号 平成 22 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 24 号 平成 22 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 25 号 平成 22 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 26 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 14 議案第 27 号 平成 21 年度川根本町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 15 議案第 28 号 平成 21 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 議案第 29 号 平成 21 年度川根本町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 18 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（１１名）

１番	中 野 暉 君	２番	太 田 侑 孝 君
３番	山 本 信 之 君	５番	小 藪 侃一郎 君
６番	原 田 全 修 君	７番	森 照 信 君
８番	中 澤 智 義 君	９番	市 川 昌 美 君
１０番	鈴 木 多津枝 君	１１番	高 畑 雅 一 君
１２番	板 谷 信 君		

欠席議員（１名）

４番 中 田 隆 幸 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 公 敏 君	副 町 長	小 坂 泰 夫 君
総 務 課 長	西 村 太 一 君	企 画 課 長	羽根田 泰 一 君
税 務 課 長	中 澤 莊 也 君	福 祉 課 長	柴 田 光 章 君
生活健康課長	西 村 一 君	産 業 課 長	鈴 木 一 男 君
建 設 課 長	大 石 守 廣 君	商工観光課長	羽 倉 範 行 君
教育総務課長	山 田 俊 男 君	生涯学習課長	森 下 睦 夫 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	藤 田 至 君	代表監査委員	柳 原 義 六 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 村 敏 正

開議 午前 9時00分

開 議

- 議長（板谷 信君） ただいまから、平成22年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月3日の日と同様ですので、御了承ください。
-

諸般の報告

- 議長（板谷 信君） 諸般の報告を行います。
3月4日、5日、8日、9日、10日の5日間、平成22年度予算審議のため、予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。
なお、11日には平成22年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。
また、10日には第1常任委員会を開催し、本定例会で付託されました議案第12号についての審査を行っていただきました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。
-

日程第1 一般質問

- 議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。
通告制により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、鈴木多津枝君、太田侑孝君、中野暉君、原田全修君、市川昌美君であります。順番に発言を許します。
再質問については、議会運営の申し合わせにより、一問一答方式とします。
なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。
5番、小藪侃一郎君。5番。
○5番（小藪侃一郎君） おはようございます。5番、小藪でございます。通告に従い、一般質問をいたします。
平成22年度予算案についてであります。
3月3日の定例議会の冒頭、ごあいさつの中で、12月3日、平太さんと語ろうの会が開かれ、知事公聴の中で、知事は川根茶の販路拡大のため、青磁の里、龍泉市との友好都市提携について提言されまして町長は述べております。私も会場にいましたが、つたない記憶では、有

名な青磁茶器で日本一の川根茶を飲む青磁の町、龍泉市が友好都市を探していますとお話をされた中に、中国に川根茶の販路拡大というような提言は聞いていないと私は記憶しております。

さて、議案第18号、一般会計予算の概要説明の中では、中国龍泉市との友好都市提携の推進及び中国等戦略的市場開発と説明され、中国龍泉市との友好都市の提携及び中国等戦略的市場調査研究に要する旅費、需用費、委託料を物件費、総務費で盛り込むと述べており、あたかも中国龍泉市と川根本町の友好都市提携が既成事実のような予算であります。この事業の事柄が既にでき上がっていると町民が納得、理解されているとは思えないのであります。

そこで、以下それぞれの質問をいたします。町長にイメージ的でなく、具体的な答弁をお願いいたします。

目次1つ目は、静岡県は中国浙江省と友好都市提携を結んでおります。川根本町は静岡県の中の1自治体です。友好を深めようとの思いは、県の一員として参加し、十分に発揮できるわけであります。川根本町単独で中国龍泉市友好推進事業予算額499万3,000円の計上についての質問をいたします。

質問1、知事が提言されたことは、12月3日会場で、また新聞等で町民も知っておられると思いますが、町民に説明を果たし、理解されたとは思えないわけであります。中国浙江省龍泉市人口約28万との友好都市推進事業の動機と目的を伺います。

質問2、川根本町に与える効果と提携の必要性はどのように考えているのかをお伺いします。

目次2つ目は、川根茶の中国市場開発研究事業、予算額1,000万円についてであります。その中で質問1は、現在当町の川根茶業が置かれている状況をどのように認識しているか。生産家、流通業、住民にどう影響を与えているのかをお伺いいたします。

質問2、この事業計画と表現される中国等市場開拓調査研究経費は、町長が要求して計上されたのか。担当課の企画からの予算計上かを伺います。

質問3は、1,000万円の中身はどのような内容か。事業主体はどこか。事業予算の積算根拠を伺います。

質問4は、中国はお茶の発祥の地であります。茶を取り巻く文化や環境は日本と大きく異なります。同地の川根茶の市場調査というわけでありますけれども、龍泉市か、どの階層をターゲットにするかをお伺いいたします。

質問5として、21年度において、産業課で経営構造対策推進事業として、川根茶マーケティング調査を行っておりますが、その進捗状況と分析はどのようになっているか。そして、今回の中国市場開拓調査研究の整合性をどうとるのかお伺いいたします。

質問6、中国と茶市場開拓調査研究事業を進めるとき、一番大事で大切なことは、茶生産者、流通業者、いわゆる町長の常々言われる現場の理解を得られるかをお伺いいたします。

目次3つ目、大きい目次3つ目は、ふるさと納税についてお伺いいたします。

川根本町にふるさと納税をしていただいている方の人数と状況をお伺いいたします。

そして最後に、あれからどうなったということで、追跡質問します。平成19年12月議会で一

般質問いたしました職員の町外居住について、町外居住職員も基本的には川根本町に住みたいのだらうと思います。お嫁さんに行かれた、お婿さんに行かれた方を言っているのではありません。町内に戻るため離婚されては元も子もありませんので、誤解のないようお願いいたします。やむなく町外居住に至った理由が解決されれば、生まれたこの町に住みたい、あるいは戻りたいと思う職員もおられると思います。町外居住によって災害時や行政運営上の問題がないとか、小学校の複式学級がよくなるかもしれないとか、この町に住む住民の懸念、心に引っかかる問題があります。町外居住職員について、現場の声、町民の声をどのように聞き、感じているか伺います。

それから、川根本町職員総数と給与総額を示してください。そして、町外居住職員の人数、そして、その人たちの全体の給与総額、そして全体の家族人数、小学生、中学生の人数をお伺いいたします。

私は、川根本町の農業の基幹生産物の川根茶について厳しい環境にあることを町民とともに共有しております。同僚議員によると、川根茶の課題について今議会の一般質問では、6人のうち4人が川根茶の産地、川根本町の農業、お茶を取り上げております。

再質問は、中国市場開拓調査研究事業関連を中心にいたします。

以上よろしくようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 小藪議員の質問にお答えいたします。

まず、友好都市推進事業についてでございます。中国龍泉市との友好都市提携推進の動機と目的につきましては、先日2月24日の全員協議会におきまして経過報告をさせていただきましたとおりであります。本町の第1次総合計画にも記載されておりますとおり、これからは国内だけではなく、海外においても様々な国や都市との交流を進め、相互を知ることによって、お互いを高め合い、広い視野を持つ人材を育成し、世界につながるまちづくりをの第一歩として今回の龍泉市との交流を計画させていただきました。

この計画は、川勝知事の御提案により、龍泉市の青磁器と本町のお茶とのコラボレーションがきっかけとなったわけですが、龍泉市と本町では多くの様々な共通点があります。その一つとして、龍泉市のしいたけ栽培については世界的にも有名で、中国でも有数の産地であり、日本への輸出も盛んであります。

さらにお茶については緑茶やウーロン茶が栽培され、林業経営にも力を注いでいると聞いております。特に緑茶については、その製法や飲み方にやや違いが見られるものの、お互いの交流によって様々な効果がもたらされることを期待しているものであります。

もちろん産業関係だけではなく、児童・生徒を中心とした教育やスポーツでの交流を初め、伝統文化、福祉、環境、観光など、可能な限りさまざまな分野において交流を深めてまいりたいと考えております。その上で多くの町民の皆様にも龍泉市にお出掛けいただき、川根本町のさまざまな情報を伝えていただくとともに、異国での貴重な経験を重ねていただきたいという

ふうに思っております。そして、当然龍泉市の皆様方にも川根本町にお越しいただき、本町の皆様と交流をしていただく予定でありますが、こうしたたくさんの交流を重ねることによりまして、町民の皆様には視野を広めていただき、新しい考え方を学んでいただくなど、これからの川根本町のまちづくりに大いに御活躍いただけることを願っております。

今後、具体的な交流についての手続等につきましては、県の国際室の御指導をいただきながら順次進めてまいりる予定であります。平成22年度中にはある程度の形を整えていきたいと考えておりますので、議会の皆様方にも御理解、御協力をお願いするものであります。

次に、川根茶の中国等における市場開拓調査研究事業についてであります。

現在、当町の川根茶が置かれている状況をどのようにとらえているかという御質問ですが、近年の景気悪化に伴い、消費者の節約志向、生活防衛意識はこれまでになく強まってきております。消費者の志向も多様化し、販売不振による過剰在庫を抱える茶商も多く、今年の新茶取引に大きな影響を与えるなど、お茶に関する厳しい新聞報道が連日のようになされております。当町においても大変厳しい現状のまま一番茶を迎えることは間違いないと思われます。大変厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。

予算計上した経緯はということですが、予算には各課からの要望に基づくものと、私ども執行部からの指示に基づくものとがあります。御質問の趣旨は、今回の予算が企画課から出たものかどうかというようなことですが、議案として議会にお諮りしている案件は、町長が提案しているものでありますので、そのところをよろしくお願いしたいと思っております。

事業費の積算根拠等については、担当課の方から説明をさせます。

茶文化の先進地における中国龍泉市で川根茶の市場開拓という点については、全協等でも申し上げているように、龍泉との友好都市提携とお茶の市場開拓とは分けて考えております。事業を進める上で関連させることができる部分があれば、当然関連させていきたいと思いますが、山間部で、しかもお茶の産地と言われる龍泉とはお茶にまつわる文化を巡っての交流は大切ですが、川根茶の市場としては考えにくい、そう思っております。

この調査研究事業の対象は、新興著しい中国を初めとする海外市場に置いておりますが、国内への波及も期待するものであります。中国を市場としてとらえたとしたら、ターゲットは中国の高度成長の追い風に乗っている上層の富裕層であります。この富裕層をターゲットに、志向、消費性向、価格動向などについての調査研究を行い、川根茶の市場があるのかを探るとともに、川根茶のイメージアップとブランディングに役立てていこうというものであります。

平成21年度のマーケティング調査についてですが、産業課では、平成21年度当初予算において、近年急激な変化を続け、多様化している茶の流通や消費動向から見た川根茶の実態、位置づけ、マーケットにおける客観的評価等を検証するための調査解析を行っております。現在、消費者実態調査、川根茶流通実態調査の集計をとりまとめ中ですが、集計後には県立大学岩崎教授の解析をいただくことになっております。今回の中国等の調査研究においては、

今の行っております流通実態調査、その結果を十分に踏まえた上で、県や農協あるいは各種の調査機関のデータ等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

この調査研究が生産家や流通業者等、現場の理解が得られるのかという御質問であります、長い歴史と伝統を誇る川根茶業の危機に際して、生産家や流通業者にとって必要な事業だと思って計上したものであることをまず御理解願いたいと思います。ただ、海外市場にはさまざまな事情や課題もあり、難しさもあるであろうことは容易に予測できることでもありますので、慎重を期しながら皆様の御理解が得られるような段取りを踏みながら進めていきたいと考えております。

今後、お茶にかかわる団体等の皆様に説明をさせていただき、それぞれの専門的な立場からの御意見を承りながら、市場関係の戦略を立てていきたいと考えております。今置かれている現状は、お茶に携わるすべての住民にとって大変危惧される状況になっております。皆が一丸となって知恵を出し合い、国の内外を問わず、川根茶の消費拡大に取り組まなければならないときだというふうに思っております。

次に、ふるさと納税の関係でございます。ふるさと納税につきましては、平成20年度から制度が開始されておりますが、その実績につきまして報告をさせていただきます。

平成20年度には10名の方々に御寄附いただき、総額は120万7,000円、平成21年度には現在まで7名の方々に御寄附いただき、総額は39万円という実績となっております。この7名の中で2年連続して御寄附いただいた方は6名であります。

なお、ふるさと納税のPRにつきましては、町の広報紙、ホームページで御紹介とお願いはもちろん、インターネットの「ふたくす」という全国的なふるさと納税応援サイトでの紹介のほか、とうきょう川根の会会員の皆様には、総会会場にて直接お願いをさせていただいております。

次に、町に戻りたい職員もいると思うがという点についてでございますが、何らかの事情があって町外から通勤しているものと思われそうですが、中には町に戻りたいと思っている職員も当然いるだろうというふうには思っております。申し訳ございませんが、私、実態を、現状を把握しておりません。現場の町民がどのように思っているかという点については、恐らくいい感じは持たれていないという点については容易に想像がつきますし、その町民の皆様の感情がまちづくりに悪影響を及ぼしてはならないとも思っております。

小藪議員は、過去においても同じような御質問をされ、問題提起をされておられますが、この点については杉山町長も答えておられるように、日本国民は何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有しております。しかしながら、一方で公務員という立場や地域の防災等を考えたときに、人口減少や高齢化が進む本町の実情を思うと、町民の皆様方の感情は十分理解できるところであります。この問題につきましては、それぞれ事情を抱えてのことでもあり、デリケートな問題も含んでいると思いますので、今後職員とも話し合いの場を持つなど、意思の疎通を図りながら慎重に対応していきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いを申し上げます。

次に、川根本町の職員の総数と年間給与総額についてであります。平政21年度は決算が確定しておりませんので、平成20年度の実績でお答えいたします。平成20年度の職員総数は175名、年間給与総額は9億9,765万円であります。

次に、町外居住職員数とその給与総額であります。平成22年2月現在の町外居住職員数は24名で、その給与総額は823万円となります。また、町外居住職員の家族人数は平政22年2月現在64名であります。幼児、小学生、中学生の総数は17名であります。

次に、町外居住職員のふるさと納税の納税状況は現時点で3名となっております。

最後に、町職員の町外居住職員数ということについては、平成19年度一般質問時に比べ、8名の減となっております。

以上で一般質問の最初の回答にさせていただきます。

- 議長（板谷 信君） あれはいいですか、課長に振ったの。企画課長。
- 企画課長（羽根田泰一君） 2の質問の川根茶中国市場開発調査研究事業についての事業費1,000万円の積算根拠についてという質問だと思いますけど、この1,000万円の内訳は、調査研究のための旅費に200万円、これについては調査研究、2人一組で上海及び近郊に担当者を7回ぐらい派遣するという事で140万円。また、研究セミナーを6名、これは役場職員1名と今後選定する予定の5社を対象として60万円、これ1回、トータル200万円。また、パイヤー招聘とかプロモーションのための消耗品、お茶等に100万円を計上してありますけど、これについてはサンプリングのお茶とか茶器、その他消耗品、トータル100万となっております。また、一番大きい市場開拓のための調査研究費委託費等に600万円ですけど、これについてはコンサルティングを5社、5点ですか、5件掛ける60万、また中国でのキャンペーン、パートナーシップに60万の5回ということで、トータル600万。また、テナント使用料、調査研究事業、現地の使用料100万は、これはショッップの借り入れを5社で50万と、飾りつけを50万見てトータル100万。以上で1,000万になろうと思います。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 5番、小藪君。
- 5番（小藪侃一郎君） ありがとうございます。きょうは中国関連事業を中心にしますので、目次3は時間を置いてまた追跡質問しますが、最後の質問について再質問をしたいと思います。最後といいますとふるさと納税でございます。

19年12月の一般質問で御案内のように、町外居住を取り上げました。そのときは通勤費の支給の制限規制、意識改革がなされて、今のお話では24人ということで、よい方向に向いているものと思います。事情があって町外居住職員の中でも、ふるさと納税を利用して、本町に貢献していただいたのは24人中3人ということであります。町長の今の答弁は22年度の約1億近い数字を発表しましたが、22年度決算では1億1,000万になるかと思いますが、まだまだ多くの職員にふるさと納税を奨励してほしいと思うわけでございます。先ほどお話の中にもあり

ましたとうきょう川根の会、ここに補助金を10万円出されておりますけれども、この会にも御協力をお願いしたいと思うわけでございますけれども、この点について奨励をしてほしいという気持ちを伝えたいと思います。それから、とうきょう川根の会のメンバーの中でふるさと納税をしていただいている方がありましたらお知らせください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） とうきょう川根の会につきましては、正直申し上げまして、高齢者が比較的多くて、退職された方がメンバーとしてはほとんどだという現実がございます。しかしながら、今までも機会をとらえてお願いはしてきたという経緯はございますけれども、毎年東京で総会も開かれておりますし、その席に多分ことしも招かれるというふうに思っています。そういう機会を通して、ぜひ御協力をお願いしたいという旨のことはこれからも申し上げていきたいというふうに思っております。会員の中にふるさと納税をやっておられる方がいらっしゃるかどうかということについては、担当のほうからお願いします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） とうきょう川根の会のメンバーの方がふるさと納税をしては、現在までありません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 今おっしゃられたように、とうきょう川根の会、そして町外居住者にふるさと納税を奨励してほしいと思います。

それでは、中国関連事業についてです。お茶の生産、輸出世界一の国、お茶発祥の地、中国に川根茶の市場開拓調査という予算ということで、先ほどは積算根拠も示されました。テナントという言葉が入ってびっくりしておりますけれども、今回の件で私はいろいろな方の協力を約300ページに及ぶ資料とネットで調べてみました。その中に、以前日中友好親善茶業交流団として、上海、浙江省、新昌県、天台县、杭州市を訪れ、浙江省人民政府外字弁公室の日本交流担当者、この方は川根にも来たことがございます。案内で5泊6日の視察旅行をしたときの浙江省上海茶業視察報告書ももう一度読み返してみました。その上で川根町茶業のために、私はこのようなときにどうして、なぜと思うことを6つほど質問いたします。

私の調べた中で、国の関係機関の調べで、まず友好関係の方から入っていきますけれども、21世紀に向けた日中友好のあり方という報告書がございます。これは国から出ています。友好を、交流を進める上での基本的視点という項目がその中にあります。事業の緊急性、友好交流や協力の密度、そして友好性、目的意識、対費用効果、相互のニーズの把握についての検討をすべきだとあります。これらについてお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 日中友好の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたが、きっかけは12月3日の知事公聴であります。突然川勝知事からあのような形で御提案がありまし

て、知事の人柄は十分存じ上げるところまではいいませんが、あのような方が積極的に川根本町を応援するという意味合いの中で提案をされたということでございますので、これに対応を逡巡しているということは、これからの県政の中での川根本町の位置づけを考えたときに、やっぱりためらってはいけないんじゃないかという思いが一つあったことは正直な気持ちであります。

それから、中国との交流、いろいろな意味で中国は戦略的な対応をしてくるというところで、なかなかうちのほうで考えるほど甘くないという現実が多分あるんだろうというふうに思っております。しかしながら、浙江省といいますと、静岡県との既に12、3年になる、その交流の経過もございますし、そういう中で県知事が肝いりを努めてくださるという中でのお話でございますので、そういう意味では友好的な交流が図られるのかなというふうに思っています。しかも龍泉がその交流先を日本に求めているというお話も伺っておりますので、そういう意味で善隣友好の関係ができるように努めていきたいというふうに心しながら、こちらでも戦略的に対応できるような体制を整えながら交流を図っていく必要があるんだろうというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 中国各地は日本と友好都市提携はたくさんしております。日中友好協会によりますと、約330組あると言われております。そのうち約9%に当たる29件が町、村自治体の友好都市提携であります。あとの92%は都道府県と市自治体レベルであります。ちなみに浙江省内の都市は日本の28の県と市と提携しております。浙江省だけです。浙江省は28の地域と提携しておるということでございます。その中に国内の茶生産地は15市に上ります。狭山市を初め既に茶産地と浙江省は提携しております。静岡県は県と沼津市、島田市、富士市、三島市、富士宮市、熱海市の6市であります。当町規模の9,000人弱の人口と28万の人口との対応が心配でありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 既に中国と姉妹友好都市提携を結んでいる地域もあるわけですが、今回の龍泉というのは一つのお茶文化を通しての交流ということと、それから青磁器の産地ということで、その青磁と川根茶を結びつける。これは中国でその青磁器を使って売ることよりも、むしろ国内に青磁器を持ってきて、青磁器との組み合わせをアピールする。そこに、何と言いますか、一つの川根茶の新しいストーリー展開といいますか、それを加えることによって、川根茶が一つのブランドとしてさらにその力を発揮する。ひいてはその川根地域そのもののブランディングにも寄与する、そういう思いで龍泉との友好提携を考えていきたいというふうに思っています。龍泉でお茶を売るとことはもともと考えておりません。ちょっと質問の趣旨と違うかもしれませんが。

○議長（板谷 信君） ちょっと待って。原田議員が来たようですので、原田議員の入場を許します。

(原田全修君 入場)

○議長(板谷 信君) 5番、小藪君。

○5番(小藪侃一郎君) 今の質問は、中国では28万の人口の都市というのは、小さいと川勝知事は表現されておりましたけれども、県級市で市よりも小さいところでございますけれども、28万の人口と9,000人の人口という今心配をしていたわけでございます。

じゃ次に移ります。

静岡県のホームページを見てみますと、静岡県浙江省友好都市提携25周年の記念式典が行われたときの浙江省提供の大会場が1,700人の参加者で埋まったと、こういう説明書きがあります。そして、それをよくよく調べていきますと、そのうち1,400人は中国人でなくて日本から鳴り物入りで訪問した人たちで、地元浙江省の人は300人ということでございます。ただ、写真を見ますと、ああすごいなと思うわけでございますけれども、中身は全く逆で、静岡県の人が1,400人、それからまた静岡県の日中友好協議会の資料によりますと、日中友好協議会と日中友好協会とはまた別の団体でございますけれども、人事交流事業で訪中団を419団体、1万554人派遣したとあります。こちらから派遣したのですね。それから、中国から425団体、3,209人を受け入れたとしております。こちらから行ったほうが断然多いわけでございますが、私も複数回中国を訪れた際、浙江省に静岡県友好会館がありました。静岡県だけでなく、栃木県と富山県があったかと思いますが、静岡県内に浙江省の友好会館があるとは知りません。これが本当に中国流かなとも思えてきます。友好都市の相手が川勝さんのお話に出てまいりましたけれども、言葉が通じる国外でなくてですね、国内の日本の都市ではいけないのかなと、そんなふうな感じがしますけれども、それについて3月1日から3月5日の職員派遣は提携を前提にしての調査だったのかお伺いいたします。

○議長(板谷 信君) 町長。

○町長(佐藤公敏君) 3月1日から5日まで県の定期調査団、これに乗って企画、それから産業課、そして商工観光課、3名職員が中国に行ってまいりました。これは知事から話があって、たまたまこの3月に定期調査団が出ると、そういうことで急遽これに合わせたわけでありまして。一応定期調査団に乗っていったのは、将来友好都市関係を結ぼうという前提があって行ったということは間違いがございません。

それから、先ほどのおつき合いするのに規模が違うんじゃないかというお話でございます。確かに28万という町は大変大きいわけでありまして、面積のうちの84%といいましたか、山林だということで、しかもお茶ですとかしいたけですとか、そこでとれる物産も比較的共通する、そういう部分もございます。そういうことで、確かに規模の違いはあるわけですが、いろいろな面での交流は可能だろうということで、一応取り組んできているわけでありまして。

○議長(板谷 信君) 5番、小藪君。

○5番(小藪侃一郎君) 交流については経済交流あるいは人的な交流、技術交流、様々な交流がありますけれども、この交流について一番の主力は何を考えておられるのかお伺いします。

- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 一番の交流、なかなかいろいろな意味合いでの交流がありますので、多分お茶もあるとはいいいましても、技術的にも全然違いがありますので、そういう面ではお茶と
いう場合には、いろいろな意味でのお茶文化、お茶にまつわる文化を紹介し合う、知り合うこ
とによって、また新たな川根茶の展開のヒントが得られるのかもしれないということは一つあ
るんだろうというふうに思います。それから、多分中国に、龍泉に行きましても、郷土芸能で
すとか、そういうものの展開もあろうかというふうに思いますので、そういう意味では文化的、
人的な交流、そこに、それから友好関係が成立していきますと、これは学校側とも話をしてい
くわけですが、中学生、高校生等の相互交流、そういうような展開も考えられるんだろうとい
うふうに思います。近くて遠い国、中国のいろいろな文化的な、あるいは暮らし、そういうも
のを知り合う中で相互理解を深めていければというふうに思っております。
- 議長（板谷 信君） 5番、小藪君。
- 5番（小藪侃一郎君） 先ほどの町長答弁の中で、中国等市場開発調査研究事業予算に関して、
町長の提案ですということで、これはトップダウンの事業というふうに考えてよろしいでしょ
うか。主体者は町長で責任持つということで理解していてよろしいでしょうか。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 当然であります。どのような形であれ、町の予算として、あるいは町の
事業として進めるものは、町長の決裁なしで進んでいくものではないと思っていますので、そ
ういう意味で職員のだれかから仮に発案があったものであっても、町として行った事業につい
ては最終的に町長が当然責任はとらなければいけない、そう思っております。
- 議長（板谷 信君） 5番、小藪君。
- 5番（小藪侃一郎君） 今の問題、もうちょっと掘り下げますと、下から積み上がってきた事
業であるか、それか町長が提案を受けて事業化したのかということを知りたいと思います。下
から積み上がってきたものかどうか。町長、お願いします。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 下といたしますか、その担当課から、現課から上がってきたものではなく
て、ヒアリングの過程で、だれとはなしにお茶が大変だねという議論の中から上がってきた話
であります。したがって、じゃそれを何とか上げていこうという判断はしたわけでありま
すので、そういう意味ではトップダウンだと思っていただいて構わないというふうに思ってい
ます。
- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） すみません。当初予算でもそうありますけれども、予算の作成のシ
ステムということをちょっと補足させていただきますけれども、予算につきましては、まず副
町長ヒアリングがございます。これは当然総務課長等も入りますけれども、所管の課長、それ
から担当者が入ってまずヒアリングを行います。その中で精査をして、これは何回か繰り返し

ますけれども、その後、町長ヒアリングを行って、最終的に決定に至るというものであります。でありますので、例えばそんな過程の中にいろいろな下から積み上げるものもあれば、こちらから提案をして協議していくものもあります。そういう中で協議をして、最終的に積み上がるというものでございますので、御理解ください。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 先ほど中国の富裕層というような言葉も出てまいりました。それはどこをターゲットにするかというときに、まだ定かに定まっていない、そんなふうな言質と受け取ったわけですが、富裕層とは本当に高収入世帯ということでございます。中国で10万円の世帯ということになります。その次は5万から10万で中産階級という層がたくさんあります。それは日本の人口ぐらいたということが報告されているのも私も理解しております。日本で年収130万円ぐらいが富裕層という枠に入ってくると思いますが、物価水準が違いますので、日本で言えば年収1,000万に相当するらしいです。これは中国全土の話でありまして、龍泉あるいは上海、北京というところに集中しているのではございません。そして、先ほどのターゲットの場所をどこにするかというときに、龍泉市か、また北京か上海か、そこら辺がまだ定かでないようではございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問ですが、まずそのターゲットは上海市近郊というふうにとらえております。先ほどのお話の中に、全体的にはそういう富裕層のばらつきということを言われましたですが、やはり大都市と一般のところでは約3.5倍の格差があるという中で、上海、北京、このあたりがですね非常に集中しているという中では、その辺がターゲットになってくるかと思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） いっぱいこうやって富裕層、富裕層と聞きますと、お金持ちそのものでございますけれども、日本の富裕層とはちょっと勝手が違うんですね、調べてみますと。ほとんど25から40歳代が60%以上を占めていると思うんです。そういう中国の若い世代にどのような戦略を描いて取りかかっていくのか。本当にどうするのかなという思いが強いわけですが、中国の富裕層のライフスタイルも調べてありますけれども、お茶ということは出てこないで、何か具体的な、何か、ものがありましたら、お願いいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 確かに食文化がまずは違うということがあるわけなんですけれども、それから先ほど言われましたように、そういう中において、お茶の方もですね、ウーロンを中心的にということは現在の状況かと思えます。その中で、今お話の中にもありましたように、25歳から40歳代、こちらがいわゆる富裕層に入ってきていると。そういう中ではまずそのターゲットとしてどうしていくかということですが、こういう中にはですね、非常に今1億4,000万、その中で、いわゆるインターネット市場でまず利用が非常に多いと。その中において

海外市場というのは、このうちの50%を占めている。この方々の中で、今沿岸部中心に、いわゆる長崎県などを中心に、いわゆる鮮魚というんですか、そのような商品開拓等も行われています。そういうようなところとも非常に参考にしながら、鮮魚等が入っていくところには必ずその本来のお茶の味を親しむというんですか、そういう中で売れ行きが伸びているという少数ではありますが、そういう実態もあります。そういうところをターゲットにしていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） それで一番ショックを受けたのは、調べていてですね、日本茶輸出組合というのがあります。そこへ問い合わせたところですね、中国への組合員の輸出実績はない。よって、関税はわからないというお電話でございました。お茶の輸出を本業としている団体の組織の話です。この事業の難しさを町長はどのように理解しているかお伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 正直申し上げて、小藪議員ほど勉強していないという点については反省をいたしておりますけれども、確かに厳しい、難しい問題が多々あるかというふうには思っております。ただ、国内市場を見てみた場合も、川根茶は量的に少ないから何とか国内市場でというようなお話もございますけれども、既に国内市場が飽和状態になっていて、その結果として売り上げが落ち込んでいる、そういう部分もある面、あるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、活路を新しく見出そう。しかも、なかなかそういう海外市場についてのいろいろな調査研究のリスク等茶業界の方がなかなか負担するという部分は難しいんだらうというふうに思います。そういう中で、町としても新しい市場の開拓が目指せないのかというところから発想されたものでありますので、そういう点では御理解をお願いしたいというふうに思うところであります。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 外国に輸出するのもいいわけでございますけれども、東京税関の調べによりますとですね、アメリカが54.2%、ドイツ4.3%、台湾2.7%、香港6.3%、シンガポール6.5、その他が29でヨーロッパが主でございます。中国という字は出ておりませんでした。中国は世界一の緑茶生産、輸出国で、その国に市場開拓調査研究に労力と費用をかけるというのが理解しにくいわけでございます。

我々、茶業者の間では川根茶の販路拡大は内需拡大が常道でございます。例えば例題を提案いたします。川根茶の販路開拓ということで、この1,000万円の使い道を、例えば川根茶の里プレゼント総額1,000万円キャンペーンと名づけて、川根本町の宿泊施設を御利用いただいたお客様に、宿泊時簡単なアンケートはがきをお渡しして、アンケートに答えてポストに投函してください。抽選で5,000名様に川根茶をプレゼントします。例えば、このような事業をする。そのことで民宿、旅館、ホテル等に、そうして川根茶生産、流通、さらに旅行業者、大井川鉄道沿線商店、観光関連施設に波及効果が生まれてまいります。200g入りだと1,000kgのお茶が消

費されます。ということは地元で1,000万円は落ちます。そして、応募なさったはがきは5,000人にプレゼントするわけですが、それ以上の何万というダイレクトはがきが返ってきますので、農家あるいは業者のダイレクトの資産になります。

お茶の市場開拓の困難をきわめる中国で何年先に実がなるのか、ならないのか。今このような時期に、霧の中の事業に大切な税金を使うことに理解はなかなかしにくいのであります。耕作放棄地茶園が問題になっているとき、必死に茶業をしている川根本町茶業にそんな悠長なゆとりはないのではと考えます。足元を見つめてほしいのであります。この点について町長の見解をお伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに川根茶の現状を見てみますと、大変なお茶が、場合によっては農家の家に農家自身が在庫を抱えなければいけない、そういう事態になっているということは認識をいたしております。それを何とかしたいということから今回の予算計上に至ったわけでありましても、今、小藪議員が一般質問の中でおっしゃられた過程、いろいろなお話を伺って見ますと、中国というのは市場としてなかなか難しいというお話でございます。その点については県でもあるいは農協等各種の機関でも、いろいろな今までの調査のデータも持っているということだと思いますので、それらも参考にさせていただきながらですね、仮にこの事業を進めていくとしたら、かなり慎重に茶業界の同意もいただけるような形で進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、今議員からご提案いただきましたものについては、これも今後の皆様との検討の中で一つの方向かなというふうには思いますので、そういうこともまた皆さんと協議しながら、何らかの拡販策は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） それから、もう一つ気になる資料がございます。静岡国際経済上海事務所、静岡県の上海事務所が発行しているものです。その中にですね、上海における日本茶の実態調査というもう報告が既にあります。この町で調査に行かなくてもこういう調査は出ております。時間がないので、要点を紹介しますが、この中で日本産日本茶の市場性は、1つ、日本茶需要の低さ、2つ、日本食輸入規制の動き、3、高額な仕入れ価格、4、上海の水、一番大事ですが上海の水、それから5番、顧客ニーズのギャップと、こういう問題を挙げ、結果はですね、市場性は少ないと。こういう報告書が上海事務所から出ております。それから、高級日本料理店はどうだということで、日本料理店に需要があるといってもですね、その需要量は現時点において極めて少ない。

それから、日本人がたくさん住んでおられるということで、日本人をターゲットにしたかどうかということでございますけれども、在住日本人を対象にしている限り、需要がない上に市場性はないと断言できると、こういう表現を使っております。潜在顧客になり得る富裕層を中心にした中国人にも需要はないと。そして、それは奈良県の農業技術センターの報告ではです

ね、中国語で腥、月へんに星と書きますけども、腥と表現されるように、中国人に合わないの
で、残念ながら蒸し製緑茶の再認識はなさそうですと、こういう報告があります。腥というの
は日本語に訳しますと、生ぐさいということらしいです。そして、消費大国であるあえて、中
国ですね、あえて日本茶を飲む必要もないし、日本茶の存在すら知らない中国人も多いと予想
できると報告書はして、最後に費用対効果が見込めないのが現状であると、こういうふうに関
心しております。

先ほど来、外国の話で国内はと……国内でも川根茶を知らないというような言葉も町長は述
べたことがありますけれども、それならなぜ国内でないかというような疑問も持ちます。

それから、もう一つ、長くなりますけれども、ジェットロ、ジェットロの中国向け輸出の際の現
地規制及び留意点について、あるいは副町長がお話になられましたけれども、インターネット
のお話ですけれども、中国向けインターネット通販における留意点というような報告もジェ
ットロから出ております。日本貿易振興機構でございますけれども、それを読んでいきますと、規
制、許可、認可の高いハードルがあります。そして、そのハードルを越えようとして、既存の
ものに委託いたしますと、それは高い委託料を払うことになります。どのような予算根拠でこ
ういうことを考えますとですね、予算計上をしたのかわかりません。この計上した時点です
ね、可能性のある、または可能性に結びつく資料を示すべきだと思うんです。予算の委員会
では、本当に静岡新聞のお茶が売れない、売れないという記事をコピーして、その上にだから外
国だというようなことでしたけれども、これではなかなか私どもは理解できません。今資料
があるならですね、今すぐここに私に出してください、本当に。この中国の茶市場のことを考
えると、本当に怒れてくるんですよ。何でこんなことが、自分が調べただけでこれだけの材料が
そろっているのに、中国、中国ということで、それに自分たちが知らない可能性のある資料を
持ち合わせているんじゃないかと、そんなふう思うわけですので、資料の提出をお願いいた
します。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 多くの資料を持っているわけではございません。今、小藪議員からい
ろいろ否定的なお話を伺って勉強させていただいたというところで、予算計上の甘さというもの
を指摘されているところでございますけれども、もちろんその国内市場を無視しているわけ
ではなくて、現在、現に国内のマーケティング調査を進めているところで、その報告書が間もな
く上がってくるという段階でございます。

そういう中で、一つその海外というものを含めたのは、海外にも水が先ほど言いました軟水
と硬水と違うとか、あるいは香りの関係、生ぐさく感じる、その焙煎感のあるものを好むとい
うようなことも存じておりますし、川根茶というものがなかなか売りにくい、そういう状況で
あるというふうには思っております。ただ、そういう中で、和食が一つのブームになっている
点もありますので、その和食とのセットができないかなというようなことも考えたわけであり
ます。

それと、いろいろな形でですね、例えばB級グルメと言われる富士宮のやきそば、そこも面白い展開をして、それが全国でネットを組んで、B級グルメが一躍ブームになったような、広く展開することによって、逆に国内への波及もあるのかなというような期待も幾分持ったわけであります。

いずれにしても、準備不足の点もございますので、この問題についてはですね、慎重な上にも慎重を期して、皆様の合意が得られるような形ができなければ、多分進めることはできないというような感じもいたしますので、今後皆様とも協議を進めながら対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 今、町長のほうから否定的なことが多いということでありましたけれども、私もどうしたらできるかというようなことを考えまして調べていったら、ありました。茶の輸出促進事業報告書、これは農林省生産局特産振興課というもので冊子になっております。相当なページ数でありますけれども、それを見ますと、どうしたらお茶の輸出ができるかというもので、読めば読むほど気が遠くなってくるんですね。こんなことをだれがやるの、資金はどうするのというようなことで、現実的でないと。この事業は川根本町にとって現実的でないと断言できます。実現不可能な計画のたとえですね、砂の上に建てた高い建物はすぐに壊れてしまう意味の、まさに、砂上の楼閣事業であると自分は考えます。賢明な町長に考え直していただきたい。熟慮をお願いし、現実、現場に投資することを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（板谷 信君） これで小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

続きまして、10番、鈴木多津枝君、発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまより通告に基づきまして一般質問を行います。

最初に、川根本町も核兵器廃絶、平和の町宣言を行う考えはないか伺います。

静岡県議会は、今月1日の議会で、核兵器のない地球を目指すふじのくに静岡県平和宣言を全会一致で採択しました。川勝知事も昨年9月の県議会で、日本共産党の花井県議の質問に、必要と感じていると答えられ、今年、新年の記者会見で、静岡県も核兵器廃絶、平和宣言を年内に行いたいと述べられたことが報道されましたが、このことが議会を動かす大きな力になったのは明らかです。当町でも、私は議員になって以来、旧中川根町でも、また合併して川根本町になってからも繰り返し議会や前町長に宣言を行うことを求めてきましたが、いまだに実現に至っていません。

しかし、昨年の町議選で就任された板谷議長は、昨年12月に提出した宣言を6月議会前の議運に諮ることを先週約束されました。今年2月、焼津の3・1ビキニデー協力要請に見えた静岡県平和委員会代表者より要請された、速やかな核兵器の廃絶を求める世界市長会議への署名にも、町長、議長ともに署名をされたことは、当町では初めての出来事であり、昨年私たちの支部で行った住みよい川根本町をつくるためのアンケートでも、回答者の7割を超える町民の

方々が核兵器廃絶、平和町宣言をやるべきだと答えられていることとあわせても、多くの町民の願いにかなう貴重で重要な第一歩と考えます。

人類共通の課題である核兵器廃絶を実現するには、それへ向けての行動の輪をできるだけ早く世界の隅々にまで広げることしかありません。そのためにも町長より核兵器廃絶、平和の町宣言に賛同の意を表明していただき、静岡県議会同様、当町議会の行動を促す大きな力にしていただきたいと思います。町長のお考えを伺います。

次に、12月議会でも質問しました特養ホームあかいしの郷の待機者解消に向けて、増床、増築を働きかけるお考えはないかお聞きしました。町長からも前向きな答弁をいただき、町民の方々から期待の声も寄せられています。12月議会以降、どのような対策や検討をされたか伺います。

また、特養を増設すると、保険料が値上がりし、お年寄りに負担増となると介護専門職員から懸念する声も寄せられましたが、そのために必要なことをやらないのではなくて、少ない年金から支払う介護保険料の低所得者軽減策などを設け、介護保険料は最低でも基準額の50%までしかありませんので、所得が少ない人ほど負担が大き、逆進性が強いものになっています。町の施策として50%以下の軽減率を設けたり、減免措置を設ける考えはないかお伺いいたします。

3点目の質問です。就学援助制度を拡充して、どの子も安心して義務教育が受けられる町にする考えはないか伺います。

旧小泉政権の三位一体改革で2005年度から国庫負担が一般財源に変わり、市町村の基準が厳しくなったり、補助額を下げる自治体も出ていていると聞きますが、次の点で当町の実態を伺います。

- 1、国庫補助だった2004年度国負担額と、昨年の交付税算定額はどうなっていますか。
- 2、2004年度以降の受給実績はどうですか。小中別、要・準要保護別の受給者数、世帯数、支給総額の推移を伺います。
- 3、給食費未納世帯に就学援助受給基準以下の世帯がどれくらいあるのか伺います。
- 4、新年度に生徒を通してお知らせと申し込み用チラシを配布して、広報、周知の徹底を図る考えはないか伺います。

最後の質問です。経済的理由から自殺や、それにつながりやすい精神障害に陥る人も増えていると聞きます。当町の自殺率は静岡県内で最高と聞いたこともあり、ことしに入ってから数人の自殺者の情報が耳に入っています。実態と防止策についてどのように考えておられるか伺います。

以上御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず最初の、川根本町も核兵器廃絶、平和の町宣言についてどう考えるかということでござ

います。議員も御承知のとおり、平成21年4月のオバマアメリカ大統領の核兵器のない世界に向けた演説以降、アメリカとロシアとの第1次戦略兵器削減条約、START1の後継条約の交渉開始、核不拡散、核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国がアメリカなどと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採決など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しております。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、核保有国を初め、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があるということから、知事も年内に核兵器廃絶、平和宣言を行う旨説明されておりますことから、私もその必要性を感じているところであります。

広島、長崎、そしてビキニと世界で唯一の被爆を体験した国として核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する必要があるとともに、自らも核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を遵守し、世界に範をしていかなければいけない、そういう時期に来ているというふうに思っているところであります。

次に、特別養護老人ホームあかいしの郷の待機者解消についてお答えをいたします。

昨年12月の議会定例会におきましても答弁させていただきましたが、町は介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、現在第4期介護保険事業計画に基づき、事業の円滑な推進に努めております。

この介護保険事業計画は、介護保険サービス及び地域支援事業を実施するための計画で、必要なサービスの内容や量を把握して、サービス提供体制を整えようとするものであり、特別養護老人ホーム等の整備につきましては、介護給付費や保険料に直接影響するものでもあることから、県の高齢者保健福祉計画及び町の介護保険事業計画に盛り込んでいくことが必要となります。

介護保険事業も発足して11年目を迎えておりますが、町内には社会福祉協議会のほか民間の介護サービス事業者も生まれ、現在2カ所目の小規模多機能居宅介護事業所も建設中という状況にあります。

次期介護保険事業計画の策定に向けた計画の見直しにつきましては、平成22年度中に一般高齢者及び在宅認定者に対しての調査分析を行い、その後、その結果を踏まえ、今後の介護サービスの受給動向や保険給付費の予測、保険料負担額の設定など、町の保健福祉サービス推進協議会等での議論が必要であると考えております。

昨年12月に事業主体である特別養護老人ホームあかいしの郷に確認したところ、現在特に増床する計画はないと伺っていますので、今後審議する中で必要となった場合には、あかいしの郷とも協議していきたいと考えております。

また、低所得者に対する保険料の軽減につきましては、第4期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料及び保険料負担段階の見直しや、介護保険法施行令及び介護保

険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布により、低所得者対策といったしまして、第4期におきましては、保険料負担段階第4段階で課税年金収入額と合計所得金額の計が80万円以下の方につきまして、その基準額に乗じる割合について軽減を図ることができることとなり、保険料負担段階の見直しにより、保険料の軽減を図ることができることになりましたので、本町におきまして、旧第4段階に新たな段階を設けるとともに、旧第5段階のうち、本人の合計所得金額が100万円未満の方の段階及び旧第6段階のうち、本人の合計所得金額300万円以上の方の段階を設けることにより、低所得者対策の一環として実施するとともに、第9段階の合計所得金額が300万円以上の方に応分の負担をお願いしているところであります。

また、保険料の減免等につきましては、町介護保険条例に定めており、災害により著しい損害を受けた場合や心身に重大な障害を受けた等について、必要があると認められる場合に保険料を減免または徴収を猶予できることになっております。

町では、現在第4期川根本町介護保険事業計画に基づき介護保険事業を実施しているところであり、今後も計画の基本理念、元気な高齢者が多いまちを目指し、高齢者がみずからの健康を守り、地域で生きがいのある生活を送ることができるよう自立支援と介護予防の推進を図り、将来必要となるサービス提供体制を計画的に整備し、介護保険事業の円滑な推進が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、自殺の実態と防止策についてということでございます。当町の自殺者数は、県が取りまとめている人口動態統計によると、平成16年6名、17年3名、18年2名、19年2名、20年3名となっております。

当町の自殺防止施策については、平成20年度からいやしの里診療所、竹内医師を中心に自殺予防対策チームを立ち上げ、地域住民への啓発活動を行う1次予防活動、うつ病状態の早期発見、早期治療対策に取り組む2次予防活動、自死遺族へのフォローを行う第3次予防活動に取り組んでおります。

1次予防活動では、啓発用パンフレットの配布、広報紙への定期的な掲載などにより啓発活動を行っており、2次予防活動では結核検診時に3項目の心の健康チェック表によるスクリーニングを行い、必要者には家庭訪問等を行い、早期治療につなげております。

3次予防活動としては、いやしの里診療所で、グリーフワーク、こだまの会を立ち上げ、自死遺族の心のケアを行っている状況にあります。

内閣府や静岡県においても睡眠キャンペーンにより、2週間以上眠れていない方のかかりつけ医につなげる方法により、うつ状態の早期発見、治療を行い、自殺対策につなげる対策を行っておりますが、当町においては2年間の取り組みにより、うつ状態の早期発見、早期治療については成果が上がってきていると思われます。ただ、それだけで自殺予防対策が図られるというものではないことも認識しております。

医療にかかった後のフォロー、心の健康状態の把握を初め、訪問による状況の確認や相談支援、必要に応じ専門機関へ適切な受診へいかにつなげていくかが大きな課題ではないかと考え

ております。

町の自殺予防対策は緒についたばかりであります。今後行政を初め民生委員、福祉関係団体、地域コミュニティーなど多くの方のかかわり、見守りの充実を図るとともに、自殺予防啓発活動を通じ、うつに対する意識啓発を広く行うことにより、早期発見、早期治療を行うことを継続して実施することにより、自殺予防につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 10番（鈴木多津枝君） 3点目の就学援助。

○ 議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○ 教育総務課長（山田俊男君） それでは、鈴木議員の3点目の質問にお答えします。

就学援助費制度による援助の目的は、日本国憲法第26条、教育基本法第3条、学校教育法第25条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、本町においては、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱により、教育委員会で審査の上、認定をし、支給を行っております。

御質問の2004年度国庫負担額と昨年の交付税算定額についてであります。国庫補助金は19万5,000円、昨年の交付税算定額は81万8,000円です。なお、2005年度、つまり平成17年度からは、議員御指摘のとおり準要保護世帯の就学援助費は国庫補助対象から外れました。

次に、2004年度以降の受給実績であります。年度、認定世帯数、小中学校別の児童生徒人数、それぞれの支給総額の順で申し上げます。2004年度旧中川根町では5世帯、小学校7人、支給額42万4,140円、中学校3人、支給額31万5,361円。2005年度、5世帯、小学校8人、支給総額54万7,760円、中学校3人、支給総額24万3,556円。なお、旧本川根町には2004年度、2005年度とも該当者はありませんでした。続いて2006年度、8世帯、小学校5人、支給総額27万2,631円、中学校4人、支給総額39万5,976円。2007年度、9世帯、小学校5人、支給総額35万7,852円、中学校5人、支給総額46万2,282円。2008年度、9世帯、小学校4人、支給総額23万9,309円、中学校7人、支給総額64万9,336円。2009年度、11世帯、小学校6人、支給総額34万5,251円、中学校8人、支給総額74万8,127円。いずれの年度も児童生徒がいる家庭での要保護世帯はございませんでした。

次に、3点目の御質問の給食費未納世帯に就学援助受給基準以下の世帯がどのくらいあるかの質問であります。平成20年度末においては3世帯であります。

4点目の新年度における制度の周知についてのお尋ねでございますが、今年度におきましても、町内各地区民生委員、児童委員の方々には協議会の席上、説明を申し上げ、該当と思われる世帯把握をお願いをいたしました。

町内小中学校の校長会においては、児童生徒が気まずい思いをせず、安心して授業が受けられるよう、常に状態を観察した上で申請するよう指示してまいりましたし、該当者と思われる世帯の事前調査の依頼を実施してまいりました。また、町ホームページでも制度のお知らせを

いたしております。

故澤村教育長がどのようなお考えでおられたか知るすべもないわけではありますが、私は現在の経済情勢の厳しい状況あるいは不況の影響による家庭生活の不安定な状況は、今後もしばらく続くものと思われますので、現に新聞報道等でも全国的に申請者が急増していると報じられております。他市町の状況をもかんがみ、収入の制限基準の見直しと、その時々合った対応をするべく検討が必要であろうかと思っております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

最初の核兵器廃絶、平和の町宣言については、町長からとても心強い答弁をいただきまして、本当に板谷議長からも6月でということとやるということとありませんけど、議会に投げかけてくださるという言葉をいただいておりますし、議会の皆さんもきっと先ほどの町長の答弁で心を促されているというか共感されている方も多いんじゃないかと、私はこれからの進めていく方向を楽しみにしたいと思っております。ありがとうございます。

それで、2点目なんですけれども、特養あかいしの郷のことを聞きまして、本当はこれ質問に出さないつもりで消したつもりだったんですけど、メモリーに残ってしまして、間違っていました。本当は6月議会でやりたいと思っていたんですけど、本当に準備不足で申し訳ないと思っています。

私のほうも12月に質問して以来、ほとんど動いていません。あかいしの郷の責任者にお会いして話を聞きたいとずっと思いながら、それさえもできないでおります。でも、町長の方からきちんと受けとめていただいて、県の高齢者福祉計画、町の保健福祉計画、介護保険事業計画、こういうものに入れなければ、盛り込まなければならないというのは私も重々承知しておりますので、これからそういう委員会も開かれると思いますし、ぜひ盛り込んでいけるようにしたいなと思います。

そこで、少し再質問で実態を教えてくださいんですけど、まず最初に待機しておられる方々、この前の質問では54人ぐらいと言われたんですけども、そういう方の中で、今すぐにも、どうしても施設へ入所しなければならないという状況が起きた場合にはどのような対処法をされるのか伺います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 質問にお答えします。

待機者につきましては点数制度で優先順位というんですか、そういったものが決められております。そういった方への優先順位の決め方等につきましては、施設の中で検討する段階において、町も加わった中でいろいろ議論しているところでございます。必要に応じて緊急度が上がってきますとポイントも上がりまして、順位も上がるというようなシステムになっておりますので、状況により判断させていただくというふうなことになると思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう場合に、状況により優先度が上がっていくというんですけど、緊急な場合には大体どれくらいの待ち日数で入れるんですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 施設は大体満床の状態でありますので、やはり空きがないと確保できないという現実もありますので、いつ入れるかというようなところは、そのケースによってちょっと分かりますけれども、優先順位が高ければ即というような形で対応できると考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 空きがなければ即対応ができないんじゃないでしょうか。そういう場合にどういう対応をされるんですか。あかいしには入れないけれども、どのような対応をされるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 介護保険の長期入所については、圏域というものがあまして、この圏域はいわゆる旧北榛原地区、いわゆる本川根管内で言いますと本田山、それから常葉、あかいし、金谷、この4施設があるわけなんですけれども、こういう中で連携をとり合うということも当然出てきますので、そういう事業所間ではありますけれども、いわゆるこの圏域の中を地域付加算等もございますし、旧4町が資金につきましても援助をしてきたという経緯がありますので、そういう位置関係にございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう圏域の中でも見つからないというときもあると思うんですよ。二人暮らしの人が例えばかなり重い人を家で見えていたけれども、見ている人が例えば見られなくなった状態、こういう緊急な事態のときにどういう対処をされるのかということで、私はよく老人保健施設が紹介されるというのを聞くんですけれども、老健施設というのは入所をしようと思ったら、どれくらいかかりますか、お金が。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 老健施設もですね、治療に関する、いわゆるここと言えばエコトープ関係とかですね、そういう関係になってくるわけなんですけれども、これは緊急避難的に入所する。ただ、これも通常の一般の入所と同じように基準点数がございますので、その点数の中で処置されていくということになります。

もう一点ですね、そういう場合もない場合はじゃどうするかということがありますけれども、ケースワークというんですか、ワーキングの会議等によってショートステイの緊急避難的なものもございますので、そういうようなものを多面的に使いながら処理をしていくということになります。

- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 老健施設は、例えば福祉法人が行う施設の低所得者への軽減というのがあるんですけども、老健施設にはありますか。
- 議長（板谷 信君） ちょっと休憩をとります。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時46分

- 議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
企画課長。
- 企画課長（羽根田泰一君） 1つ訂正をお願いします。先ほど小藪議員の質問の中にありましたふるさと納税の、平成20年度には10名の方々に御寄附いただき、総額120万7,000円と答えましたが、大変恐縮ですけど、102万7,000円と訂正してください。よろしくお願いします。失礼しました。
- 議長（板谷 信君） それでは、一般質問を再開します。
福祉課長。
- 福祉課長（柴田光章君） すみませんでした。老健施設の減免の関係でございまして、居住費、食費ですね、こういった形の負担限度額に関して減免措置があるということでございます。よろしくお願いします。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 大変何かわからないことを聞いてしまったようですけど、私が聞いたかったのは、老健施設には特養みたいに福祉法人が行う低所得者への2分の1の軽減はないだろうということを確認したかったんです。今の答えはどちらなのでしょう。あるかないかで答えてください。
- 議長（板谷 信君） 福祉課長。
- 福祉課長（柴田光章君） 老健施設につきましては、介護関係の施設とは異なりまして、社会福祉法人の関係の減免措置はないと理解しております。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） それでですね、なぜこういうことを聞いたかといいますと、先ほど緊急の場合にどうするんですか、空きがないときにどういう対応をしますかということで、担当課長からは、副町長からも圏域内で何とか施設を見つけたり、あるいは地域でそういう介護してくれるようなサービス、訪問みたいなものができるでしょうというふうな、ちょっと気楽なふうに聞こえたんですよ。実態はそうではなくて、本当に自分の経済的な力と、それから何ともできないという、受け入れてくれる特養がない。なぜなら特養は先ほど言いましたように、

低所得者に対しては軽減があります。だけど、ほかのところだとそういうことがなくて、なかなか自己負担が高くなるから、本当にもうそのことで苦しんでいるという言葉がたくさん聞くんですよ。だから、町長も特養を計画に必要だと思えば盛り込んでいかなければ進まないんだというふうに言われましたけど、これから見直しの中で、やはりそういう実態があるということをお訴えしたいということで、聞きました。質問させていただきました。

もう一点、もし答えられるのであれば、わかっていれば答えてください。わかっていなければ、わからないで結構です。老健施設における待機状態、老健施設だったら今すぐでも入れるように空きがあるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） すみません、老健施設の関係の待機情報についてはちょっと把握しておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ高い老健施設でもなかなか入れない状態になっておりますので、やはり特別養護老人ホーム、せっかく地元にあるわけですから、一番自己負担も安くて利用することができます。ぜひ積極的に施設の方はそういう計画はないと言われているかもしれませんが、実際には個人的にはそういう動きを行政のほうでつくってくればという期待の声も寄せられていますので、県のほうも、国も待機者解消ということで、補助も予算もつけてありますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、今度は介護保険料の減免のことをお聞きしたいと思います。

1年以上、介護保険を滞納されておられる人、1年以上といたしますが、20年度の決算でしかわからないわけですが、これも数字ですので、通告していないから、もしかしたらわからないかなと思いますけれども、私が調べたところでは、人数の説明がなくて、金額で決算書に250万円が現年の……あ、過年度というか繰越滞納になっていまして、現年度分で、20年度の現年度分で50万円近い滞納がありました。もしこの中で長期滞納者が、大体どれくらい介護保険料の長期滞納者がおられるのか、把握していたらお答えください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 平成20年度の滞納状況でございますけれども、現年度が25人で59万1,000円、過年度が46人で189万5,200円、合わせて248万6,300円という状況でございます。議員から話がありましたように、長期的に滞納している方がどの程度の割合かというデータは今持ち合わせておりません。今、申し上げましたように、単年度で25人の滞納状況が生まれているということから、合わせて46人の過年度もございますので、そういった数字から大体滞納状況を考えていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） なぜ滞納状況を聞くかといいますと、滞納を1年以上すると、自己

負担、サービスを受けるときに、自己負担が10割負担になって、全く介護保険のサービスを受けられない状態が出てくると思うんですけれども、以前そのことを確認をしたら、長期の滞納者にそういう人はいませんよという説明だったんですけれども、今もそうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 現在におきまして、特別そういう対応はとっておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 対応をとっていないということは、長期の滞納者にも要介護状態の方はいらっしゃるけれども、10割負担のペナルティーはかけていないということですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） そういうことでございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、町長の答弁にもありましたけど、減免について、介護保険条例でも減免が規定されているという御答弁でした。介護保険条例第12条に減免の規定があります。1、2、3、4、5というふうにありますけれども、何人これまでにこの減免規定で対応されたか、減免されたかお答えください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 条例の減免対象ですけれども、これまで該当はなかったと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 減免をしてもらいたいという申し出といたしますか、相談もなかったんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） ええ、あの……どこまでさかのぼったらいいかちょっとわかりませんけれども、私の知り得る範囲内ではございません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 確かに減免規定というのは大変な天災、災害とかあったとき、亡くなられたとき、いろいろ特別な事情、失業、廃業とかいうことで、なかなか当てはまらないこともあるかもしれないんですけれども、介護保険料はかなり高いわけですね。特に低所得者にとっては最初に言いましたけれども、50%以下の率が、基準額の50%以下がないわけです。生活保護者もというとおかしいわけなんですけれども、生活保護者の場合は支給されますので、介護保険料が別に。でも、その方々よりもっと少ない収入の方でも、50%は、基準額の50%は自分で納付しなければならない。そういう法律になっていますので、決まりになっていますので、減免をきちんと行うということは、町長、命を守りたいということでまちづくりのすばらしい方向を示されたわけなんですけれども、こういう点でも減免のもっと周知を図って、苦しいと

きには相談に来れるようにということでやるべきではないでしょうか。その周知についてどのようにされているのかお聞きします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 減免制度の周知ということでございますけれども、介護保険ばかりでなく、税の関係、ほかの関係でも同じでございますけれども、大体同じような規定がございます。そういった中で、各制度ごとに周知を図っているというように考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） すみません、最後のところをもう一度言ってください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 制度ごとに同じような規定がございまして、制度ごとにやるというんですか、周知を図っているという状況でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どういう周知を図っているかをお聞きしたんですけど、お願いします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 長期に滞納等があった場合には、内容の説明というようなことで、個々に対応しているという状況であります。介護保険に関してはそういう状況でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） もっと公に広くこういう制度がありますよというチラシなどの配布とか、そういうのはやったことはないんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） あ、これまで制度はありますけれども、その周知の方法につきましては、これまでやはり若干少なかったなというようなことは考えております。今後そういった面での周知を図っていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 自殺の防止策、当町はかなり進んでいるんじゃないかという町長の答弁だったんですけども、確かに竹内先生が見えられてから、1次予防、2次予防、3次予防ということで取り組みが進んでいることはとても心強いわけですけども、でも、私は最初に経済的な理由からという前置きをして質問をしました。こういう経済的な理由で相談に来られることも町の方には結構あると思うんですけども、そういう人たちに対してどのように対応しているんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） いろいろな相談内容に応じて対処しておりますけれども、保険料の納付等に関しまして、相談が実際上がってくれば、それなりに町としても対応はしますけれども、まだそこまでケースは余り私はタッチしたことがございませんので、状況をはかりかねま

すけれども、制度がある以上、状況に応じてはそういう申請をしていただくという手続になります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護保険料の率、所得段階、50%以下がないということを先ほどから何回か言っているんですけども、そのことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 制度的な問題を十分理解しておりませんが、代わって副町長に。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 介護保険はですね、やはり現行の制度の中ですね、介護保険料をもって補うというんですか、充てることになっておるものですから、その中で先ほど担当課長が言いましたようにですね、軽減措置等がございますので、それについてはですね、今後周知はなるべく図っていきたいというふうに思いますけれども。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 担当課長に聞いたのは減免のことです。今お聞きしたのは、介護保険料の率が50%以下がないということ。どんなに所得がなくても、50%が最低なんです。そのことをどう思われるか。当然だ、それではないかと思われるのか。いや、島田市なんかは25%の部分の設けたりしています。そういうことも当町としても考えようというお考えがあるかどうか、その点をお聞きします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そういう先例があるということでもありますので、検討はさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 就学援助制度なんですけれども、教育総務課長からかなり詳しく御答弁があったものですから、もう少しお聞きしたいのは、当町は就学援助制度、以前は生活保護費の1.5倍を目安に所得が、それ以下の人に対しては就学援助費の対象とするということになっていたんですけれども、全国的に。今、それを下げて、1.3倍とか、もっと厳しくしている自治体も出ているんですけど、当町はどのようになっているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田俊男君） 先ほど申したかと思いますが、要綱の中に第5条の中で、生活保護法の基準に基づいて、前年度の収入額が当該年度の需用費の1.3倍ということで、1.3倍という規定がございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1.5倍に広げれば、もう少し対象者が広がっていくんじゃないかと思うんですね、引き上げれば。1.3倍に下げた理由は、山田課長はそここのところは知らないでし

ょうけれども、どういうふうに考えておられますか。先ほど最初の答弁でも経済的に厳しい状況になっているということで、いろいろ門戸を広げることも検討したいというふうにありがたい答弁があったんですけれども、そこはまず最初に周知を図ることと、1.5を……あ、1.3を1.5に引き上げるとか、具体的な実効ある対応が必要だと思うんですけれども、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田俊男君） 今お話がございましたように、1.3倍にした要綱の根拠というのは私は認知をしておりません。今御意見があったように、1.3倍以上にする考えはないかということでございますが、先ほど、あの、先の答弁で申し上げましたように、経済情勢あるいは不況の中で、各世帯においての状況というのは非常に厳しいものがあると思います。例えば、学校に行って子供の様子を見ると、ちょっとやっぱり気まずい思いをされるんじゃないかなという児童が、特に服装等については感じられるところもあります。

今の御質問ですが、1.3倍の基準をそのまま設けているところよりも、近隣の市町で申し上げますと、もう少し1.4倍、1.5倍というような市町もあるようでございますので、先ほど言いましたように、そこら辺も含めて、その時代、その時代に、時代というよりも時々合った対応をするためには検討が必要ではないかと。またこれは予算的なこともありますので、そういったことも含めてですね、検討する必要があるのではないかというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 就学援助制度というのは一般財源化、準要保護の方が一般財源化されたということで、かなり自治体には見えない財源になってしまったわけですがけれども、それでも門戸を広げて、そういう子供たち、家庭を救済できれば、本当に国から交付税で措置されるものですし、町にとっても生活が安心してできる家庭や子供たちができるということで、ぜひ門戸を広げていただきたいなと思います。

それで1点、学校給食を滞納されている方の中に、就学援助受給基準以下の世帯が3世帯、平成20年末であるということですがけれども、この方々についてはどのような対応をされるおつもりでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田俊男君） 先ほど申しましたように、20年度末で3世帯ございました。その方につきましても、特に学校における状態等も学校長によく観察するようにというようなこともしましたし、未納についてはですね、その方々と面会を直接しまして、納付方法等についての助言をいたしております。また、学校教育……ごめんなさい、給食センターの方との連絡をとって、納付に努めるよう、あるいは分納といいますか、分けても納付に努めるようにというようなことを指導しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

- 10番（鈴木多津枝君） そちらの方を聞いたつもりはなかったんですけども、そういう3世帯の方々、就学援助の受給者でしょうか。
- 議長（板谷 信君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（山田俊男君） 対象者でございます。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 今の答弁を聞いて少しほっとしました。さすが小さい町は目が行き届いているなというふうに安心したんですけども、多分違うと答えられたらどうしようと思いいながら聞きました。

最後の質問になるかなと思いますけれども、先ほど聞き逃した介護保険条例の減免規定のことなんですけれども、1番が災害などで著しい損害を受けた場合、2番が死亡、長期入院などの場合などで収入が著しく減少した場合、3番が廃業、失業により収入が著しく減少した場合、4つ目が干ばつや冷害、凍霜害など、農業とか漁業によって収入が著しく減少した場合、そして質問したいのは、最後の5番目のその他町長が認める特別の理由があるときということなんですけど、ほかの例えば固定資産税も国保税も多分減免規定を適用した経験というか実績はないんじゃないかと思うんですけども、このその他町長が認める特別の理由があるときというのをどのように考えておられるのか。実際、実効ある減免規定にするためにはこのところを具体的に要綱が何か設けて、どれくらいの生活状態だったら減免の手続というか、受け付けをしますよというふうなことがないと、なかなか、町長がその場で大丈夫、大丈夫というか、いいですよというふうな判断をされればいいんですけども、ある程度の目安が必要だということで、以前国保税だったかに規定を設けたことがあるんですけども、そのことについて検討をされた経過があるかどうかお聞きいたします。

- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 検討した事実は全くないです。というよりも、期間もまだ短いですし、ただ、今言われた前の3項、この中にかなり拾えるんじゃないかなというふうに今のお話を聞いていて伺えました。それで、それに含まれないもので、なおかつ町長の判断ということでありますので、町長の判断以前の段階で、かなりクリアできるんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、そういう事態がもしかして発生いたしましたら、その一つの類型化したものをつくるということではなくて、その都度のいろいろな事情もあろうかと思っておりますので、その判断の中で対処していきたいなというふうに思っています。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） とっても、今まで質問した中では、過去の町長の中ではとても前向きな答弁だったと思います。そういう姿勢が町にはあるんだよということをお知らせをしていきたいと思うんですけど、行政の方もどのような周知をされるかももう一度確認をしたいと思います。
- 議長（板谷 信君） だれでしょう。

福祉課長。

- 福祉課長（柴田光章君） 今の質問でございますけれども、介護保険料に関しましては、ある程度の基準を設けてございますので、状況により対応したいと思っておりますけれども、なかなかこういった内容を広く周知するという筋合いのものではないと考えておりますので、今後こういった周知方法があるか、検討しながら進めていきたいと考えております。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 先ほどから言っているんですけども、介護保険料というのは最低でも50%、基準額の50%しか下がらないものなんですよ。それは多分今基準額が3,530円ですので、半分ですから、千七百何十円ぐらいしか下がらないんですよ。ところが、払わなきゃいけない人たち、全く収入がなくても、年金が1万5,000円以下でも自分で払わなければいけない。1万5,000円あればもう何も言われなくても年金から天引きされてしまう制度なんですよ。どうやって生活していくのか。

私はもう介護保険制度ができたときから、このところが、確かに介護保険制度できて、サービスが沢山できて、困っている人たちがサービスが受けられるようになって、助かるところはたくさんあります。でも、本当に介護も受けられない、そういう低所得者がただただ保険料だけは有無を言わず取られている。天引きされている。払わなければならない。そういうことに対して行政ももう少し私は町民の立場に立って考えていただけるんじゃないかなということで今回質問をしたんですけども、なかなか担当課長からそのような気持ちが伝わってこないんですけども。例えば、このことが経済的な理由から自殺や、それにつながりやすい精神障害に陥る人が増えていますという最初の質問の通告はここにあるんですよ。経済的な理由から人にもなかなか言えないけど、収入がなくてどんどんお金が引かれて、生活をしなければいけない、そういう人たちを行政がどのように救済していくのか、私は行政は防波堤だと思うんですね、住民の暮らしを守る。だから、そのところでどのように対応するのかということで、周知を図らなければ、町民に伝わるわけがないんじゃないでしょうか。困った人たちが駆け込めるところにしていかなければならないと思うんですけども、何かの形で余りこういうことは公に広げること、お知らせすることではないというのではなくて、やはり何かの形でお知らせをしていくべきだと思うんですけども、もう一度答えをお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） ただいま御質問のようにですね、非常にこれは重要なことでもあります。ですので、保険料の納付書を配布するときの広報とかですね、それとか地域包括支援センターの相談とか当然、それから保健師訪問とかありますね。そういうような折にですね、そういう制度周知を図って、なるべくそういう方のないようにですね、広報をしていきたいと思えます。
- 議長（板谷 信君） これで10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

続いて、2番、太田侑孝君の発言を許します。2番。

- 2 番（太田侑孝君） 2 番、太田侑孝です。通告したとおり、行政改革と茶業振興のための足元緊急対策、その他の農政ということの 3 点につきまして質問させていただきます。

町の行政改革の中では、特に平成20年度に前町長から行政改革推進委員会に諮問されました、そして答申を受けた 6 つの公の施設のあり方について継続して取り組んでおるわけですが、佐藤町長におきましては、昨年の21年12月 1 日の行政改革推進委員会の冒頭での新町長のあいさつと、それから12月議会で私の一般質問に答えられましても、答申に沿った形で取り組んでいくと明快に述べられております。また、その 6 つの施設の取り組みの進捗状況につきましては、その当時海洋センターと農林業センターは答申に沿った取り組みがされているが、そのほかの 4 つの施設については、関係者への説明並びに答申内容の調査、検討にとどまっているというような答弁がされております。

繰り返すようですが、この答申の中にある 6 つの施設の関係につきましては、この運営の改善、改革をもちろん進めていってほしいわけですが、町の直営でやっていくのか、あるいは指定管理者制でやっていくのか、また施設を売却するか、あるいは廃止するかという、相当厳しい内容で答申されているわけでありまして、川根本町の行革の象徴としても町民の注目するところでもありますので、どうぞ厳しい姿勢で対応されるよう望んでおるところでございます。

そうした中、いよいよ22年度の事業計画あるいは予算が組まれて進行しておりますが、いわば佐藤新町長の本格的な行政がスタートしようとしておるところでございます。その後、この 6 つの施設の関係者への説明及び調査、検討は今現在どのような進捗状況にあるか、また22年度からの新年度の中でこの答申に沿った達成までの計画がどう計画されているかという点についてお伺いをいたしたいと思います。

2 目のお茶の関係でございますが、私は足元緊急対策というふうにうたってございます。いくなれば、今年のお茶の販売と売れ行きの見通しについては相当厳しい情報が流れておりますけれども、特に J A の茶業センターの全量買い取り方式からあっせん扱いというようなことも流れておりまして、大変不安感が漂っております。特に数字的に言いますと、確かなところではありませんけれども、このセンターも30万kgぐらいの受け入れの前後が非常に勝負どころということで、27、8万kgは大体販売見通しがつくだろうけれども、それ以上のものについては進むものとか、強葉化したものについてはなかなか売りが難しく、あっせんになるだろうというようなことで、大変不安感が広まっております。そういう面では相場の下落も当然ついて回るわけでありまして、非常に心配しております。そうした中、3月6日に開催されました茶業者大会には大変多くの、まさしくこの川根本町の茶業を支える大勢の皆さんが出席されておったわけですが、大変同じようにことしのお茶の成り行きには心配しておりまして、この川根茶始まって以来の緊急事態じゃないかなというような感じは漂っているというふうに私も思っておりました。この茶業振興協議会の団体組織と行政の支援と、あるいは J A の支援ということもお話が出ておりましたので、緊急対策上、連携したことが行政上できないか

ということを町長にその茶業危機を踏まえて支援策についてお聞きしたいところでございます。

また、この茶業者大会を主催した川根本町の茶業振興協議会は、町長がもう兼任といいますか、トップで陣頭に立っておるわけでありまして。陣頭で町長が述べられた茶業者大会でのあいさつは、ほとんどがこの中国の友好とお茶の関係が中心に皆さん関心を持って聞いていたところでありますけれども、逆に言いますと、この茶業者大会に出てきていらっしゃる中核の皆さん方に事前にどのような話をされて、相談をされて、そういうような企画になってきたかという、私はいわば事業の企画の組み立て方、そのプロセス、手続というものが非常に私は大事だと思うんですね。そういう点では、予算の単なる数字以上に地元での茶業界の皆さんとの連携ということは欠かせないものだというふうに私は思いますが、その中で、逆に22年度の茶業推進対策費というのが1,796万9,000円の予算で、対前年比510万7,000円の減という数字になっているんです、表向き、数字上は。しかも中国の関係が全部で1,499万何がしという非常に大きな予算を組んでおりまして、大変むしろ幾ら市場開拓といえども違和感を感じるような状態であるということで、大変納得できる説明がどの程度できるのか。特にこの茶業者大会の皆さんにどう説明されるかというような点をお聞きしたいと思っております。

3つ目のその他の農政につきましては、今の現状からいきまして3つに絞っております。それは耕作放棄地、とりわけ茶園の放棄地、放棄茶園が多いと思うんですけれども、報告によりますと、町内で26あるいは27haくらいあると。筆数で578ということですから、大変大きな面積になっております。その実態調査をおやりになっているということでございますが、その状況、対策についてどのようにお考えになっているか、あるいは有効利用まで含めてお考えになっているところをお聞きしたいと思えます。当然放棄地をどうするかということに伴って転換作物ということが検討として出てくるわけでありまして、特にこの川根本町の状況、環境に合った奨励作物あるいはそれに対する助成措置というようなことが産業課の指導方針としてどのようにつくられておるのか、考えられておるのかをお聞きしたいと思えます。

もう一つは、同じような農政で、菌床しいたけの件が去年は話題になったわけでありまして、内容的にはこれはもうハウス農業とういうかビジネス農業ということで、大変生産から販売、流通までマネジメントされた経営として順調に推移していると思えます。そういった点からいきますと、転換作物がかなり川根本町の中でも出てきておりますので、そういったものをどう育てていくか、あるいは茶園についてもそうなんです、一昨日テレビにも静岡市でやっておりましたが、農業生産法人化の推進ということが出ておりました。やはりビジネス的に法人化していくということがどういう指導ができるか、あるいはJAP、ジャップの話が出ております。ティージャップの取得指導あるいは費用の助成が必要だと思えます。こういった一連の農政について町長のお考えを伺いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 太田議員の一般質問にお答えいたします。

公の施設のあり方、この答申についてであります。公の施設のうち、6施設について平成20年度に行政改革推進委員会に対し、町長の諮問として調査、審議を求めた経緯がございます。対象の施設は資料館やまびこ、文化会館、本川根B & G海洋センター、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターであります。

この6施設を諮問した意図は、直営で管理を行い、職員を配置し、年間の維持管理費も多額である施設に絞ったものであります。答申は平成21年2月20日に答申書の形でまとめられました。私も諮問、答申の有無にかかわらず、施設の必要性や効率性等の検証は常に必要と認識しておりましたので、答申に沿った施設のあり方で見直しに取り組んでできましたし、これからも取り組んでいきたいと思っているものであります。

それぞれの施設の答申の概要、平成21年度の取り組み、進捗状況、答申に沿った達成までの計画について、それぞれの施設について申し上げます。

まず順番に申し上げます。最初にB & G本川根海洋センターについてでございます。答申の概要としては、設置目的はスポーツ振興であり、目的に沿った利用がなされているが、十分に利用されているとは言えず、特定の利用者に偏っていると思われる。社会体育施設としての機能に加え、保健・福祉施設としての機能を担わせるのが施設の有効利用を図る上で望ましい。役場内の複数の部署間の連携を図りながら計画を策定し、事業を構築していく必要があるということから、当面の運営体制としては直営で運営することが適当と考えられるとの答申をいただいております。

生涯学習課としての取り組み、進捗状況については次のように対応しております。

関係する社会教育施設運営委員会への行政改革推進委員会の答申内容と課題としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような課としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような中、現在は関係する福祉課、生活健康課との連携、協力のもと、高齢者福祉、高齢者介護予防事業も実施しております。今後においてもスポーツ振興推進事業や保健福祉事業としての機能も発揮できる事業を関係課と協議して進めていきたいと思っております。

次に、文化会館施設についてであります。答申の概要としては次のとおりであります。

様々な機能が同居している施設であるので、指定管理者制度は導入せず、現在の直営体制に自主事業部分に事業パートナーを導入して事業推進を強化するとの答申がありました。

生涯学習課としての取り組み、進捗状況については次のように対応しています。

関係する社会教育施設運営委員会への行政改革推進委員会の答申内容と課としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような中、事業パートナーを導入するということで、静岡県文化財団との協議、調整を行いましたが、不調に終わってしまいました。新たなパートナーを探すということで、現在は常葉大学本部との情報交換を進める中で事業推進内容を模索中であります。そのほかにもホームページで事業パートナーの公募も検討していきたいと思っております。

次に、資料館やまびこについてであります。答申の概要としては次のとおりであります。

施設としては、ダム建設に伴う地域のための記念施設とともに、観光としての期待もあったが、設置目的を見直し、当資料館を川根本町全体の歴史、文化的アイデンティティの核としての戦略的機能を果たすための施設として位置づけ、収集、保存、研究、展示、教育普及の資質向上を図る。そのためには、学芸員、これは客員でも可ということではありますが、の雇用を確保し、計画的な取り組みが行われるようにする必要がある。教育委員会との連携を深め、町内学校教育における郷土史、地域資源教育の教材、カリキュラムの提供や文化会館の講座の提供等を行う。運営はNPO等地域の運営組織をつくり、指定管理にゆだねるとともに、営業収入や助成収入獲得のための裁量幅を拡大し、経営的安定を図るとの答申内容でありました。

生涯学習課としての取り組み、進捗状況については、次のように対応しております。

関係する社会教育施設運営委員会への行政改革推進委員会の答申内容と課としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような中、現在は町内学校教育においての利用促進を町内校長会の席上や町外から他事業で訪れる青少年団体への利用PRの実施、観光客へのコーススケジュール依頼、地元やまびこ応援団事業での当館の活用、文化財的な遺跡資料を展示することも視野に入れながら、現本川根中学校資料室にある遺跡の整理分別作業を実施したところであり、施設建設の経緯もあることから、地元関係者にも現状を伝え、情報交換しながら慎重に進めていきたいと考えております。

次に、奥大井音戯の郷でございます。奥大井音戯の郷は、教育、文化、産業及び地域の振興に寄与することを目的とし、この施設では、五感を通じ、体験ミュージアムとして、他では体験できない魅力の発信を行うことにより、都市との交流人口の増加を図ってきました。

行革委員会の答申では、観光目的のテーマパークにしても、社会教育施設としても中途半端であり、現状のままでの存続は困難である。指定管理者制度を導入し、当初の設置目的にも掲げられた教育面での役割も担い、事業収入のための裁量幅を大きく与え、経費の削減を目指すとの答申を受けました。この答申に基づき、これまで現代アートを取り入れた先進地の視察調査をし、庁舎内での検討や行革委員長の片山教授、あるいは以前から音戯の郷に深いかわりを持っておられる神津先生のアドバイスをいただきながら検討してまいりました。

今後は、専門家のアドバイスを必要に応じ受けながら、庁舎内で施設の方向性及び構想計画をつくり、商工観光委員会に諮り、答申に沿った方向性を示していきたいと考えております。

フォーレなかかわね茶茗館は、地場産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とし、建設されたものであり、名称であるフォーレはフランス語で森林を意味し、町の緑豊かな環境を表し、新芽を表す芽を含めた茶茗は、町の基幹産業の茶を表しています。

茶茗館は、町の産業の宣伝施設、とりわけ地場産業であるお茶を中心に、宣伝、情報発信基地としてその役割を担ってきました。

行政改革委員会の答申では、茶茗館について、施設の設置目的である川根茶の情報発信基地として必ずしも十分でなく、現状の運営状況では、町が直接運営、管理をしなければならないだけの明確な理由が見出せないとの答申を受け、茶茗館でいろいろな事業を展開していただく

さる方々や、お茶の生産者、販売等の関係者に集まっていただき、意見聴取を４回ほど行ってきましたが、まだその方向性が見出せていない状況です。この中で施設の設置目的を十分に果たしていない、あるいは状況の変化、例えば地場産品の販売所、加工工場、道の駅指定など観光施設としての機能、そのように状況が変化していることもあり、再度設置目的を見直す必要がある等々意見が出されました。

今後は、この意見をもとに商工観光委員会に諮り、施設の目的の方向性を明確にし、その運営、管理体制を早急に決定していきたいと考えております。

農林業センターであります。行革委員会からの答申は、基本的な運営形態としては抜本的な変更を求めるものではなく、町の直営で運営することが適当と考え、直接的な実需者以外の町民にどのような形で貢献しているかを検証し、広く町民から理解を得られるようにしていく必要があるというものであります。したがって、目的である農林産物の育成改良及びこれらの個体、資料等を需要者に供給する業務を主眼に可能な住民サービスの提供にも努めていきたいと思っております。

答申を受け、今年度農林業センターの業務を広報紙やホームページに掲載しましたが、来年度も継続的に、これらの手段により広報に努めてまいりたいと思います。

次に、茶業振興策についてお答えいたします。

まず初めに、今年のお茶の販売、売れ行きの見通しについてであります。最近の茶業界を取り巻く状況は厳しく、年々緑茶の年間消費量が減少傾向にあり、今後も県内外の振興産地としての産地間競争や流通・消費スタイルの変化によるリーフ茶の消費低迷等の影響もあり、地域産業を取り巻く課題は大きいと思われます。

なお、茶業センターの買い取り方式からあっせん方式への変更であります。農協より各農家へあっせんでの取り扱い説明会を開催して周知されましたが、茶業センターで加工用原料とするものは買い取り、加工事業の拡大に努めるとの説明があり、その他のものがあっせんに回るものであります。

次に、組織の連携ですが、先日開催いたしました茶業者大会の主催は、川根本町茶業振興協議会になりますが、協議会は茶生産者関係、茶商関係、町、議会、農協、川根茶業協同組合、県等の指導機関で組織し、町の基幹産業である茶業の振興を推進していくための中核的役割を担い、銘茶川根茶がより一層消費者に喜ばれるように特徴のある茶の生産、各種品評会での調査研究及び各種支援等を積極的に展開することを目的としており、ピンチをチャンスととらえ、関係者が一同に連携していただいているところであります。

なお、現在川根茶の流通実態と川根茶に対する評価等に関する調査を実施し、川根茶の目指すべきマーケット及び新しい流通システムと川根茶の流通の実情を把握することを目的とする調査と、消費者の川根茶に対する嗜好、購入状況を明らかにすることで、消費者が持つ川根茶の商品イメージを把握するものであります。

また、集計、分析結果を踏まえ、町の茶業振興協議会内に設置した町農業振興実務担当者会

議を中心に、急激に変化している地域農業を取り巻く状況に迅速に対応していくため、今後の町農業振興の目指すべき方向、基本目標等を明確にした、川根本町農業振興計画、これは仮称でございますけれども、これの策定を進め、活力ある農業振興を目指していきたいと思っております。

次に、22年度予算、茶業推進対策費、前年度対比510万7,000円の減額でございますが、21年度町単独補助事業から国の経済危機対策や交付金事業への乗りかえ等により、22年度補助金要望額が少なかったことによる減額であります。また、友好都市関係に499万円、お茶戦略に1,000万円の予算を計上しているわけですが、先ほど小藪議員の御質問の際にもお答えしましたように、今後茶業関係者に対し、茶業推進対策、国外に対する戦略等の説明をさせていただき、御専門の立場から御意見を伺いながら茶業推進のための施策を進めていきたいと考えております。この件については先ほどの質問の中でもお答えしましたように、慎重にまずは合意形成を図っていかねばなりませんので、お話を伺いながら進めるべきか、あるいはほかの方向を目指すべきかも含めて考えていきたいというふうに思っております。

次に、産業課に茶業対策室を、ということでございます。

現在、農業室4名にて農業振興全般に対応をしております。22年度予算を計上してございますが、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域特性に即した農業振興を図り、農村生活の改善に資することを目的のため川根本町地域農業支援員を、これも仮称でございますけれども、川根本町地域農業支援員ということで職員を配置していきたいというふうに思っております。茶業対策室ということについては、また課内でいろいろ議論をしていただいて、茶業対策室にした方がよりお茶に対して鮮明に対応できるということであれば、名称等についても考えていってもいいのではないかとこのように思っております。

次に、農業政策としての3点の質問についてであります。

1点目の、耕作放棄地再生利用対策実態調査ですが、この実態調査は調査面積約27ha、調査筆数578筆において、再生利用の対象となる耕作放棄地について植生や農地の基盤、用排水路や進入路の状況を把握する作業、再生活動計画の資料となる荒廃程度の区分作業、耕作放棄地の所有者に対する意思確認等の意向調査作業等の調査結果をもとに、川根本町農業総合支援協議会において耕作放棄地解消計画を策定するものであります。

なお、国・県の耕作放棄地再生利用緊急対策に協調して、町の川根本町耕作放棄地再生利用対策事業費補助金を活用した各地区協議会が耕作放棄地の解消に取り組める体制を整備します。

2点目の、転作作物の現況、取り組みについてですが、現行の川根本町特産物振興事業費補助金の中の奨励作目は、茶、わさび、柿、しいたけ、たけのこ、栗、柚子、ブルーベリー、山菜類及び淡水魚介類を言います。近年、茶はもちろんですが、柚子、ブルーベリー等の補助が多く、10a当たり25万円を上限に2分の1の補助をいたしております。なお、耕作放棄地の転換作物の指定作物はありません。

3点目の、アグリマネジメントの取り組みについてであります。

21年度菌床しいたけ施設整備事業において、生産から流通までを取り組みましたが、今後も国・県等に中小企業者と農林業者との連携による農商工連携事業、茶の生産者や茶商工業者など茶業関係者が連携して行うリーフ茶を中心とした需要喚起、需要拡大のための取り組みを支援する国産原材料供給力強化対策事業、1次、2次、3次産業を総合的に組み合わせた6次産業の振興により、地域資源を活用した新たな商品やサービスを生み出す6次産業化モデル創出支援事業等、支援策の拡充がなされていることから、農業関係者に補助制度の周知を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上、とりあえず最初の答弁であります。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 6つの施設に対します一般財源の投入量ですね、金額。これが21年度は6つの施設全部で1億3,258万3,000円となっています。22年度の予算の中では1億3,550万3,000円、292万円の増と、こうなっていますね。数字の上では今説明されたようなことがどんなふうに改善、運営されていくかということが見てとれないわけでありますけれども、今後この数字が改善されることが望ましいわけですので、これはまた経過を見て、また中身を精査していきたいと思うんです。

この数字の点からいきますとですね、21年度の定期監査報告書というのがありますね。監査報告書、きょうは監査委員も来ていただいています。これは非常に重要な指摘といいえますか、報告書だと私は思うんですが、町長はどのようにこれを考えられているかまず聞きたいんですが。その中にですね、報告書の中に総括的意見として、その中の1項として、委託事業、補助事業が多く実施されているが、各事業の費用対効果を分析し、無駄のない実のある事業運営が図られるよう指導されたいと、こうあるんですね。

それから、これは総括的意見ですが、次には指摘事項ということで指摘されているんですね。これは総務課の中では、その1項に総務課で町内公共施設の今後のあり方について廃止も含め、さまざまな運営方法を検討し、経費の節減に努めていただきたいと、こうあるんですね。

それから、生涯学習課に対する指摘事項では、各施設、文化会館、資料館、B & Gですね、老朽化しつつあり、施設の目的や機能を重視し、今後のあり方を考えてほしいと。

それから、商工観光課の懸案事項となっています。音戯の彫刻作品コンクールは、今年で11回目の実施となるが、プロ化し、事業効果について検討する必要があると思われる。大変な指摘で懸案になっています。

茶茗館は、施設の老朽化に伴い、修繕箇所が増えてきた。また備品についても年数がたち、破損等が目立つようになってきたと、こういう指摘がございます。

これは監査報告書の中での指摘で、単に数字的な見方ではなくて、状況を分析した指摘で、非常に大事な、重要な指摘だと私は思うんですが、これを町長、どういうふうにこの監査報告書を受けとめているかをまずはお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 監査報告にそのように記載されているということでございます。行政改革委員会でもそれらを踏まえて答申があって、その諮問があって、それに答申という形で太田議員も加わって、私も加わっていたわけですが、あのような形での答申をなされて、今その答申に沿って対応を進めているところでございます。何と申しますか、対応のスピードがいまひとつ遅いという部分はあるかと思いますが、当面はその答申に沿って改善策を模索していると、そういう状況でございます。そういう中で、一部にその修繕箇所等もあったりしたということもあって、予算的に前年度に比べて若干伸びているというような状況がございますけれども、いずれにしても、一般財源から１億数万円も持ち出すような状況というのは、これからの町の財政運営にとっても大変な問題であるというふうに思っておりますので、改善に向けては今後も努力していかなければいけない、そういうふうに思っております。

○議長（板谷 信君） ２番、太田君。

○２番（太田侑孝君） それから、同じケースなんですけど、行政改革というのはやっぱり行政職員の意識改革が非常に重要でありますし、それから財政改革という財政の問題も、これは行政とは言っていないけれども、非常に重要なポイントでございまして、今年の１月29日付の同じ監査報告で、財政援助団体監査結果報告書というのがございます。この中で名前を挙げてあれですけども、読んでみますと、川根本町まちづくり観光協会の関係で、監査委員からの要望及び指摘事項の一節に、ほとんどの経費を補助金に頼っている状態であるが、補助金以外の収入についてもよく検討し、自主財源の確保に努められたいと、こういうような報告書で指摘されておるわけです。

やはり今回の22年度の予算を見ましてもですね、いろいろな事情はあるかと思うんですが、ヒアリングもやったということですが、いずれにしても、身近な例というか、文化協会関係とか、体育協会のこれは町民大会あるいは観光協会ですね。あるいは商工会のトイレの改修補助費もそうなんですけど、非常にその辺のお金の点についてシビアでないということがはっきり細かく見ていくと言えるわけなんです。ぜひそういうところの数字のところをどう認識しているかちょっと町長にお聞きしておきたいと思います。お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 団体補助金、これについては行革の中でも見直しを進めてきたものでございます。町内に各種いろいろな産業関係、文化関係、スポーツ関係、いろいろございますけれども、ある意味でこれらの団体は民間の活力といいますか、そういうものを担っている組織でございますので、本来ならそれぞれの負担し合った会費といいますか、そういうものの中で運営をしていただければありがたいわけですが、団体の生い立ちといいますか、設立されていく過程の中で行政のほうから働きかけてつくっていただいたといいますか、そういう経過を経てでき上がってきている組織もあるわけでありまして。その場合、そのときに立ち上げのときからかなり補助金という形で負担をしてきた、あるいは行政の一部、委託的な、そういう要素も含んでつくられた組織等々いろいろございまして、それが長年にわたって補助金という

形で今日に至っているというような事情がございます。そういう中で、なかなか十把一からげに同じような扱いをするというのはいかなるものかなというような面もあるわけでありましてけれども、いずれにしても、その本来自立の方向にもう少し頑張っていただければありがたいという思いは持っております。かなり見直しの中で見直しは進んだというふうには思っておりますが、なおさらに見直す必要がある組織もあるというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 時間の関係もありますので、次へ移らせていただきますが、お茶の振興策の中で、中国のことも今日は話にかなり重大事項で上がっているんですが、昨年の知事の公聴会のときから私はどうも気になってしょうがないんですよ。批判するつもりで言うわけじゃないんですが、静岡空港と牧之原大地から大井川沿いに茶園が広がる一帯をグリーンティー・ガーデンシティ構想なんて、こう言うんですね。そうかと思えば、大井川南アルプス風景街道とか、グリーンティーリズムとか、何か上っ調子といいますか、グリーンティーリズムなんてグリーンティーにリズムなんか今ないんですよ。

今の茶業の状況で言いますと、それはお茶の時期はグリーンがいっぱいなるけれども、農家は青くなるんですよ。一番茶が終われば深刈りしちゃって茶畑は赤茶色になるんですよ。そういう光景が広がるということを実際に見ていただきたいと思うんですよ。私はどうもその辺が真正面から行政が茶業に取り組んでいないから、産業課茶業室……茶業対策室の設置がほしいという切なる願いがあるんです。やっぱり人がそこにいて、人が動かないとだめだと思っているんですよ。

だから、ちょっとまた時間ないんですけども、いろいろ疑問に思っているんですけども、溜まりをつくってという表現があって、町長御存じになっていますね。これは溜まりというのは人が溜まる場所ですから、トイレ休憩したりグルメ、ショッピングとか、こうなるんですが、沿線大井川筋を花でいっぱいにして、山の幸とお茶でおもてなしをなんていうんですが、お茶でもてなすところが川根本町の中にどこかにありますか。どうですか、皆さん、ずっと。ないですよ。茶茗館300円ですよ。あのね、塩郷のつり橋へ来るお客さんが降りて楽しんで、歩いていったら、お茶を飲んでいかなかねと言ってくれたもので飲んだと。おいしかった、楽しかったよというお茶屋さんがお茶出した。そういうのがどこにもないですよ、どこにもない。

それですね、私は提案していきたいというのはね、足元緊急対策というのは小藪議員もおっしゃっていたんですけども、この川根茶は高級なリーフ茶ですので、価格的に高い。ですからね、とにかく飲んでもらって、味を知ってもらって、うまいっけなあということにならないと、販売、購入に結びつかないですよ、もう基本的に。だから、中国の青磁と川根茶をセットじゃ高いものにしたらだれが飲むんですかね。それは販売促進にはならないと思うんですよ。茶茗館の一服のお茶が何gで幾らか大体知っていますか、皆さん。時間ないからしゃべっちゃいますけれどもね、5gで100円見当なんですよ。それで、パック代がアルミのあれに入れて12、3円ですから、1杯が112、3円。これであのおいしいお茶が飲めるんですね。そのレベルという

のは、大体やぶきたで1万5,000円くらい、それからその上が1万8,000円くらいとかですね、3種類用意しておくひかりとかやっていますけれども、それを中国にかけるぐらいのバックをつくってね、小藪議員が言うように、旅館ももちろんそうですけれども、例えば塩郷の駅でも下泉の駅でも、この前視察に行った田野口のレトロの駅でも地元の方々が花を植えてくれているんですよ。お茶をやっておいて、観光客に出してもらえないかなとかね、千頭の駅前で出してもらえないかなと。それは飲んでもらった方に当然川根のお茶を買っていただきますよというトーク、販売促進の言葉の勉強もしなきゃならんと思うんですけれども、そういう企画を進めないとかね、とにかくだれもが知っているでしょう。川根茶はとにかく飲んでもらわんとわからんというのは。

ところが、地元の業者のお茶屋さんですら、このサンプル供給品にもったいない、なかなかお金を使えないと困っているんですよ。だから、それを予算化して、茶業対策室で企画して、千頭の駅前に二十何万人が電車で降り立ちます。そのうちSLで降りるのが15万人、大体見当が。その15万人を対象にしても私はいいと思うんですね。年間の川根本町への流入人口はキャンプ場から温泉のほうから大体50万ちょっと行っていると思うんですね。このほとんどの人が川根茶を飲む機会がないんですよ。それで消費が伸びない、売れない、中国だ。それは全然足元緊急対策になっていないんです。もっと足場を持つ。町長が言う現場というのはそのことを言うんですよ。という提案をしながら町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） いろいろな御提言もいただきまして、ありがとうございます。私が申し上げている、知事がグリーンティー・ガーデンと言われて、その上に大井川が流れ、街道があるわけでありますので、ぜひとも島田あるいはその静岡方面からのお客さんをこの大井川を上って来ていただくことによって、そこにそれなりの溜まりといいますか、お客さんが寄れる場所があるなら、お客さんがそこでお茶を味わうことも可能となりましょうし、あるいはお茶を買うことも可能になる。そういう場所がないということでありますので、ぜひとも交流人口を流入、消費人口ととらえるべきだというようなお話も、先般あるところで伺ってきたわけですが、流入する来訪者のお客様がその場で、お茶なり地域の物産を知り、この地域へのより理解を深めていただくスペースとして、そういうものを提案してきた、提案をといいますか、申し上げているわけであります。

いずれにしても、50万人のお客さんが見えて、お茶を飲む機会がないということで、宿泊されたり飲食をする方はどういうお茶を提供しているのか。お茶に触れているわけではありません。できるだけ地元の旅館、商店においても、できるだけいいお茶を提供し、なおかつそれが材料費の中に、コストの中にも含められるような、そういう形でお茶というものに対してのですね、利用を考えていただければありがたいというふうに思っております。

そういう意味で、足元を見つめてということでございますので、決してお茶の振興を図る上で内需といいますか、国内市場を軽く見ているわけではありません。そういう拡販、なんて言

いますか、地産地消というんでしょうか、この地域に入ってきていただいて、それを味わうということが最も一番の効果的な発信の方法だろうという思いから、そういうグリーンツーリズムのようなお話もさせていただいているわけであります。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 時間もあれですので、農政のことでちょっとお話ししたいんですけども、耕作放棄地、耕作放棄の茶園の関係なんですけど、概要は理解しているわけなんですけど、このことが余り身近に理解されていないというか、知らされていないものですから、簡単な言い方をしますとね、お年寄りがもう自分じゃできないよと、お茶が。うちの庭先にある狭い小さい茶園ができれば役場で来てくれんかねと。ならしてくれりゃあと何か梅の木でも植えたりとか花を植えたりというようなことがありますので、そういうことの細かいところにどう対応するかということもね、一応どこかに、企画の中に考えていただきたいというふうに思っているんです。非常にその辺が有効活用する大きい広い面積のところの場合と、住居の周りのとは全然違うものですからね、老齡化に対応するような転換、あるいは補助という形での伐根をお願いできたらなと思うんですが、また企画していただきたいと思うんです。

それから、そのようなことに関連しまして、一連のそういうことができましたらば、放棄地についての実態調査もやっていますから、区長さんも農地委員の方も知っているということでもありますけれども、地区のですね、実態調査をしながら座談会とかですね、懇談会をやりながら、どんなふうな考えを持っているかというようなことを、細かい対応をしていただかないと、実態調査だけでは、委託の、これじゃだめなんですね。だから、軒先、庭先、背戸の茶畑に足を運んでのこういう放棄地の問題に取り組む企画をまた別枠で立てていただけたらありがたいと思うんですね。ぜひそういった懇談会も開いてやっていただきたいと思います。

それから、転換作物は柚子、ブルーベリーとかかわさびとか自然薯とかいろいろあるんですが、お話ししたとおりのことでありますけれども、実は柚子にしても、ブルーベリーにしてもですね、いちじくにしても、加工品の関係がこの川根本町には足りないんですよ。産物はあるけれどもね、生ものは。加工してそれをどういうふうに販売していくかというのが、ロス、果物のロスをどうなくすかということが非常に重要なんです。ぜひこの振興策としてね、川根本町の産業課の中で加工品をどう作っていくか。それは研修……役場の中……食生活改善センター、どこか厨房があったりするんですが、そういったところを改造して、生産家の奥さん方とかですね、あるいはほかのボランティアの皆さんが、女性の皆さんが試作できるような場所づくりと情報収集をしていただきたい。

聞くとところによると、柚子の皆さんは長野県へ委託加工して、マーマレードとかいろいろ作っているんですね。やっぱりそれはね、まずいと思う。地元で作るような行政の支援を欲しいんですよ。そういうムードを盛り上げていただければ、しいたけの佃煮とかね、いろいろ出てくるものですから、どこへ行ってもよその市町で作ったような土産品が軒先に並んでいる川根本町じゃ困るんですね。地元の皆さんが生き生きと加工して、いろいろな創意工夫した名

産品を生み出すような加工奨励をぜひ行政の中に位置づけてほしいんです。そのための研修とかですね、視察の旅費手当もできればそのグループ別につくっていただければ、四国でも九州でも柳川市でも二、三人ずつ研修に行けるよというようなこともぜひしていただきたいと思うんです。そういうことが立ち上がってくれば、新しいその農業ビジネスという一角が開けてくるというふうに考えますので、その辺の受けとめ方について町長に聞いて、おしまいにしたいと思います。お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 幾つも御指摘いただいたわけですが、農産物ですね、付加価値を高めるということでは加工施設、そういうものがあって、いわゆる産業の高次化といいますか、1次から2次、2次から3次ということで6次産業ということになっていくわけでありますけれども、一昨年、その前ですか、議会でも今の長野県の小池加工場さんに視察に行ってもらいました。そこで試作の段階では、ああいう施設を使うというのは一つの使い方としてあるんだろうというふうに思っています。その延長線上でこの町で何とかという機運が盛り上がるものなら、もちろんそういうものも考えていきたいというふうには思っております。

いずれにしても、その限られた農地の中から生み出される農産品、それが自分たちで苦労しながら価格、自分でつけられないという商売を長い間余儀なくされてきている農家の皆さんでございまして、農家の皆さんがもっと納得できる、そういう農業を営めるような土地にしていくことが農業の何よりも振興につながっていくんだというふうに思っておりますので、今の御意見も刻み込みながらですね、いろいろな形で農業振興を図っていきたいというふうに思っております。御協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 大変ありがとうございます。質問を終わりたいと思うんですが、一つ忘れたんですが、産業課の中にそういう転換作物とか加工品に続いて、セクションとかそういうことではないんですが、皆さん困るのはですね、ネーミングとかですねパッケージ、デザイン、それからラベルとか、それぞれ生産者の皆さんが工夫されているんですが、そのよき相談相手がないものですから、野暮ったいものになったり、規格違いのものがあったりしますので、産業課の中にそういう経営企画といいますか、デザイン、総合的なマネジメントをするようなことがないと、いちじくでも柚子でもね皆さん大変困ってしまうというので、そこまで含めた農政というものを視野に入れてお考えいただきたいという期待を込めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで太田侑孝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は1時。午後1時。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を行います。

1番、中野暉君、発言を許します。1番。

○1番（中野 暉君） 1番、中野暉です。通告に従いまして一般質問をいたします。

私の点は2点あります。観光事業とお茶の振興についてでございます。

まず最初に、観光事業でございますが、町長のごあいさつの中でも触れておりましたけれども、先ほどから話がありましたグリーンティー・ガーデン、この広がる自然環境のすばらしい我が町に課せられた課題の一つは、観光事業ではないかなというふうに思います。大井川沿線を中心とした大井川鉄道とアプト式トロッコ列車井川線、長島ダムとレインボブリッジ、接岨峡温泉等、寸又峡温泉、そのほかたくさんありますが、この豊かな資源でございます。今年度から最も頼もしい協力者、時之栖が参入のもりのくに等々を持っております。当町も何よりも観光には力を入れなければならないし、観光に対しては国も、そしてまた県知事のお考え、島田市長の言葉にもありましたように、大井川を中心とした静岡空港からの観光ルート、これらを軸とした取り組みは大井川奥座敷に位置する当町の役割は重要と考えます。

しかしながら、豊かな自然、地域資源を持ちながら効果的な観光誘客に結びつけてはいないのではないか。多くの観光客を迎えながら、通り過ぎるだけの観光事業では取り組みの見直しを図っていかなければならないわけでありまして、多くの課題を抱えているのが現状でございます。町長の第1回の定例会のごあいさつの中で、溜まり、多分直売所というふうな形で私は受けとめたんですけれども、お言葉がありましたけれども、具体的にどのような形で進めていくのか、あわせて今後の観光事業の取り組みについてお伺いをいたします。

2点目の茶業振興のことについてでございますが、低迷する茶業界、当町の基幹産業であるお茶を取り巻く環境は著しく厳しい状況でございます。このことは関係者全員がわかっているわけで、大変厳しいということをみんな肌で感じているわけでありましたが、割り切れない、承知できない、何とかしてくれよと、悲痛な不満があふれているのも現状でしょう。このことは一番茶を過ぎればさらに強い要望が出ることを予想いたします。この状況では、生産者は経営が成り立たず、生産を放棄する茶園が増加し、さらに耕作放棄地、この耕作放棄地が増えることを懸念いたします。状況を調査し、早急な対応を検討しなければならないことでもあります。

大井川農協でも厳しい経営の中、本年度から買い取り方式を変更をしまして、あっせん茶扱いとなりましたけれども、川根茶業センター建設に関しては、川根本町の行政が積極的な取り組みの中、補助事業で建設に至ったことも忘れてはならないことでしょう。そもそも北榛の製茶工場は市場の相場に左右されないよう、仕上げ茶販売を中心に商う工場として建設されたこ

とで、遅場所の川根茶を市場相場扱いにさらすことは本意とは思えないことであります。しかしながら、このような現実も受け入れていかなければならず、嘆いてばかりいられないのも事実でしょう。生産者がつぶれたら、川根茶もつぶれる。茶商においても衰退の一途をたどることになります。全員が強い危機感を持たなければならないと言えましょう。今こそ官民一体となった取り組み、茶商も、生産者も、農協も、行政も各関係機関一丸となり対応しなければ、先人が築いた日本一の茶所、日本一の川根茶のブランドを消し去ってしまうことになってしまいます。

ただ、この苦境を一気に解決する策はないわけでありまして、今までも、どこの県でも、どんなところでの市場開拓、拡販には苦慮してきました。業界、あらゆることを手がけてきたにもかかわらず、大変難しい問題でございます。そこで、この行政で支援できることは先ほど来直接支援というものもありましたけれども、大変いい案じゃないかなというふうに思います。市場開拓の足がかりとか、販売に向けての仕掛けというものが地方行政としての支援というものは考えられるんじゃないでしょうか。

町長の御提案の龍泉市の友好都市計画、これは最初に友好都市の計画を行った事業でもありますけれども、それに付随したこの問題で、先ほどにも大変貴重な意見がありましたけれども、おっしゃるとおり、中国にも大変多くの種類のお茶があります。当然逆に売り込みも激しいでしょう。なかなかこのところへ開拓をすることは難しいわけですが、グローバル社会の中、お互いの往来の中にビジネスチャンスというものも生まれてくるんじゃないかな。発想の転換も必要ではないかなというふうに思います。観光客を通じたPR、観光と結びつけた事業展開を期待をし、基幹産業であるお茶と観光の今後の取り組みについて答弁をお願いをいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中野議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の観光振興の新たな取り組みについてであります。議員御指摘のとおり、観光客は年々減少しており、観光客の誘客には大変苦労しているところでありますが、県でも昨年6月4日、富士山静岡空港開港に伴い、観光しずおか躍進計画行動計画を見直し、今後さらに多くの旅行者を迎え入れる好機ととらえ、国内外の多くの旅行者が静岡県を訪れ、魅力を楽しみ、もう一度、また何度でも訪れたいと感じていただくように、それぞれの地域の魅力を磨き、おもてなし、満足度日本一の観光地を目指すとしております。本町においても、富士山静岡空港の開港に伴い、平成22年度において日、中、韓国語のパンフレット、手提げ用クリアファイル、ポスターの作成を予算化しており、静岡空港、中国上海、韓国ソウル、東京、名古屋の静岡県事務所、観光エージェント等に配布し、観光客の誘客を図りたいと考えております。

近年、余暇時間の増加やライフスタイルの多様化が進み、人々の観光行動や観光に対するニーズが大きく変わってきております。このような観光行動や観光ニーズの変化に的確に対応し

た個性的な観光地をつくる必要があると考えております。地域を見ますと、多彩な魅力を持つ自然、歴史、文化の素材が多数あり、この資源を生かした観光振興を進めてまいりたいと考えております。

その一つに、平成20年度から地方の元気再生事業の採択を受け、大井川流域をエリアとしたまちかど博物館に取り組んでおります。これは大井川流域に住む人たちのお宅や仕事場の一角を博物館として公開し、コレクションや伝統の技、手仕事などを館長さんの語りとともに見ることができるものであります。現在40件のまちかど博物館が認定され、開館しました。この間、2回のモニターツアーを実施しましたが、大変好評で、アンケートでは、若い年代の人たちは田舎を感じるもの、食の製造過程などに、40歳以上の方たちは、温泉、健康、懐かしさ、物づくり体験を求める傾向があり、食をつくる現場を実際に見、説明を受けることに多くの人が興味を抱き、その方たちのおもてなしが大変よかったという意見が多くありました。

今後は、このまちかど博物館が新しい観光資源に生まれ変わるよう、観光協会を中心として民間事業者や地域の方々などとも連携し、さまざまな観光資源を発掘し、その魅力を高められるよう、また継続的な展開ができるよう、積極的に支援し、地域全体の観光振興につなげていきたいと考えております。

私は富士山静岡空港の開港に合わせて、空港と南アルプスとを結ぶ大井川を軸とした広域的な連携を深める中で、地域資源に磨きをかけ、大井川、とりわけ川根筋から奥大井にかけての元気再生を図っていききたいということを申し上げてきました。これに対しまして、社団法人静岡政経研究会地域経済研究所の田中先生から国土交通省の日本風景改造についてのお話を伺いました。先生は、日本風景改造については、富士山と伊豆のルートにかかわっておられ、NPO法人全国交流会議の代表理事も務めておられますが、その先生から大井川南アルプス街道ということで進めたらいいのではないかと御提言をいただき、島田市にも声をかけたところであります。

今後、静岡市の参加も求めているかなければなりませんが、思うところは大井川、大井川鉄道と井川線、そして車道の3本を軸として、飛行機、高速道路、新幹線という高速交通から低速交通へとギアチェンジを行っていただき、川根筋ならではのゆっくりとした時間を味わい、楽しんでいただける街道として位置づけしたいというものであります。

溜まりと申し上げているのは、沿線を訪れる来訪者がトイレ休憩だけではなく、この地域をより知っていただくために、グルメ、ショッピング、さらには地域の人との交流を楽しんでいただけるスペースとして、沿道に何力所かを設置したいというものであります。大きな施設にすると投資額も大きくなりますし、リスクも大きくなるということになりますので、できるだけお金がかからない方法としてオープンカフェなどのある屋台村的な雰囲気のある場所としたらどうかと考えたわけでありまして。適当な場所に適当なスペースを確保し、そこに町民の皆様に参加していただいて、市を開くというもので、これはまだ私が頭に描いているという程度のものであり、今後地域の皆様を初め、関係の皆様との協議がどう展開していくかということにもよ

りますが、流入人口に地域で時間とお金を消費していただける仕掛けが必要だというふうに考えているものであります。もちろんお茶を初めとする農産品の販路拡大にも寄与するものと考えております。

このたび先ほど申し上げましたように、まちかど博物館として40カ所を認定したところであり、島田市の左岸や井川地域にまで広げ、さらに大井川が歴史的、文化的に果たしてきた役割をストーリーとして展開していけば、大井川筋が魅力ある地域となるのではないかと考えております。昨年12月議会で中澤議員から一般質問の中で御提言のあった観光農園整備のお話はまさにこの街道の魅力を倍加させるものだと思いますので、これらについても推進していきたいというふうに考えるものであります。

また、中国龍泉市との友好都市提携による青磁と川根茶の組み合わせなど、地域のイメージアップやブランディングにもつなげていきたいと考えるものであります。

次に、茶業振興についてお答えいたします。

中野議員御指摘のとおり、リーフ茶の消費量は低迷し、茶業界は大変厳しい状況に置かれております。生産者はより高品質で安全・安心なお茶の提供に専念してまいりましたが、昨年の農協の一番茶生産概況報告によりますと、川根本町地域の生産概況、煎茶の取引状況であります。生葉生産数量は前年比88%、取引単価平均前年比90%、取扱荒茶量では前年比91%と前年より金額、数量ともに厳しい状況であります。

また、川根本町の共同茶工場の一番茶の状況ですが、生産数量109万4,000kgの前年比88%、荒茶数量25万3,000kgの前年比91%、荒茶平均単価では前年比91%と、同じく厳しい結果となりました。

しかし、このような厳しい状況の中においても、前年より平均単価のアップした工場も数件あります。このことはここ数年産地工場間格差が大ききことや基本管理の不備による品質低下も下落の要因につながっております。昨年が一番茶は相場動向を意識して摘菜を早目に始め、短期操業に徹した茶工場や茶商、JA等が求めるものや臨機応変に生産することができた茶工場では前年と比較しても価格の反動は少なかったと思われます。

なお、22年度予算に計上しました地域農業支援員による共同製茶工場、自園自製工場、認定農業者等への巡回、経営指導等を実施して改善に努めていきたいと考えております。

次の耕作放棄地対策ですが、太田議員の質問でもお答えしましたが、国・県の耕作放棄地再生利用緊急対策に協調しながら、町の川根本町耕作放棄地再生利用対策事業を活用した耕作放棄地の解消に取り組めます。また、観光事業と結びつけた事業ですが、産地そのもののよさをアピールするため、産地である本町を訪れ、体験等を通じてPRを行うグリーンティーツーリズムツアーを実施して、川根茶のファンを増やしながら、積極的にお茶の消費拡大に努める活動を観光事業者とともに取り組んでいきます。

今後の茶業振興策ですが、先ほどの太田議員の質問にもありましたが、本年度のマーケティング調査等を踏まえ、今後の町の農業振興の目指すべき方向、基本目標等を明確にした仮称、

川根本町農業振興計画を早急に策定して、活力ある農業振興を目指していきたいというふうに思っております。

また、茶業の振興についてでありますけれども、町としても今申し上げましたように、生産面だけでなく、流通面においても対応策を検討することが必要だとの観点から、21年度においてマーケティング調査を実施したところでありますが、現在、これの取りまとめ段階に入っておりますので、この結果のほか、県や農協等の指導機関が行った調査研究などの各種データも参考にさせていただきながら、茶業界はもとより幅広い層からの御意見を伺い、対応していきたいと考えております。

先ほど小藪議員からも御質問がございましたが、茶の市場開拓調査研究事業も今後の川根茶の販路拡大策ということで考えたものであります。また、観光事業と結び付けた取り組みについては、大井川南アルプス街道はこの地域でのグリーンツーリズムの展開を促す施策でもあり、中澤議員からの御提案もございました観光農園のような事業展開があれば、お茶を初めとする農産品の販売促進にもつながるものとなりますので、農家民泊など等もあわせて、農家の新たな事業展開という面からも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今の直売所というような話の中、私は受けとめているわけですが、大変自分の意図するところであって、このことによって多様な農産物の収入も見込むことができ、お茶以外の産業ももくろむことが可能と思われます。耕作放棄地を活用した農業促進により、この事業の対策にもつながり、農地を持たない町民にも参画できる企画を盛り込むことが可能となるということで、これらに対しても効果があるのではないかなというふうに思います。また、自給率のことに关しまして、貢献できる事業であって、家庭菜園、農業により自給自足を促進することによって、開設から販売までの資料をいただければ、多くの皆さんが参加しやすい、来客というんですか、観光客に対して何らかの形でお金を落としていただく策ができるんじゃないかなと、こんなふうにも考えます。もちろん時之栖が成功を祈るわけですが、人を誘客するプロの参入により期待するところが多いわけですが、地域としても積極的に盛り上げる対応も必要だと思います。この開設に当たり、直売所という話を先にしましたけれども、あわせて地域産品の直売所コーナー等も参画できるように盛り込んでいただきたいなというふうに思います。観光を軸に、町民の暮らしや産業など地域全体が潤う仕掛けも期待をいたします。

もう終わりますので、いいですかね。

○議長（板谷 信君） はい。

○1番（中野 暉君） 先ほどから問題になっている龍泉の問題であります、姉妹都市は本当に私もいいことだなというふうに思いますが、川勝知事と趣旨を同じくし、歩調を合わせることは重要であります。今後の事業展開に大きく関与することでもありますし、今回の肝いりの

事業と考えなければいけないと、こんなふうにも考えます。こだわりのお茶を今まで本当に売り続けてきたわけで、大変心配なところもありますが、我々も農協にいてお茶を売る中で、今まで特にニーズに合ったお茶づくりということで、そんなふうな形で川根茶が少し方向が変わってきたというところもあるんじゃないかなというふうにも思います。当然このことも必要でありますけれども、日本一の茶所、日本一の川根茶というものは最高級品を生産し、最高茶の川根茶を売り続けることが川根茶を残す一つの方法ではないかなというふうにも考えます。全員で協力をして、活気あるまちづくりはみんなが希望するところでありました。積極的な取り組みを期待いたしまして、私のお願いにかえます。

以上です。

- 町長（佐藤公敏君） ありがとうございます。一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思っています。

お茶についてであります。一つの新しい試みといいますか、新しい展開として、今年の元気再生事業の中でフレーバーティー、柚子ですとか、そういうものを入れたお茶もつくり、これを引き続いて、今度商工会を中心に行うわけですが、補助金は今度なくなりますけれども、新しくこの地域のお茶のあり方としてフレーバーティーというような新しい展開も試みております。

いずれにしても、大変茶業界、観光も含めてであります。厳しい状況になってきておりますので、地域の資源をフル活用といいますか、もう一度しっかり見直してですね、地に足のついた形で、地域にも今外部からこの地域に入ってきた方でも、大変その、なんと言いますか、この地域としてこれから出番をつくっていききたい方々がいっぱいいらっしゃいます。そういう方々にも入っていただいてですね、いろいろな資源があって、そこにいろいろな人がかわり合える、こう、なんと言いますか、そういう地域づくりを進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） これで中野暉君の一般質問を終わります。

続いて、6番、原田全修君の発言を許します。6番、原田君。

- 6番（原田全修君） 原田でございます。

初めに、おわびを申し上げます。体調を損ねまして、今朝大事な本会議に遅刻をいたしました。誠に申し訳ございませんでした。やや体調を取り戻しておりますので、時間が許される限りよりしくお願いしたいと思っております。

私は、川根本町の情報通信基盤整備事業、呼び方としましてブロードバンド基盤整備、こういったような言い方がありますが、この基盤整備事業構想への取り組みの姿勢について町長にお伺いをしたいと思います。

ここであえて事業構想への取り組みの姿勢について伺うと申し上げますのは、2月26日の新聞に報道されました川根本町の平成22年度当初予算の主な事業として、平成23年度から2年がかりで実施予定の地域情報通信基盤事業に向けた設計費として4,900万を計上したとの記事に住

民はかなりのショック、あるいは不信というようなものを抱いている。そもそもこのような事業構想が住民あるいは議会の意識に根づいているというわけでもない状況の中で、あたかも当町の主要事業として合意されているかのような印象を抱かせる報道をさせたということは、行政当局としましていささか勇み足ではなかったかと御指摘申し上げたわけでありましたが、改めて町長の考えておられる当町のブロードバンド基盤整備とはどういうものであるのか。そして、どのように進めていこうとしているのかを町長からお聞きしたいと思うわけであります。パソコンや携帯を使った業務処理とか情報収集あるいは遊びの空間といった、こういった高度情報化社会、いわゆるブロードバンド社会の中であって、当町のような中山間地域では都市部との情報格差を解消することは住民にとって特に、若者にとってはその期待は大きいものがあると思います。

また、地域行政にとっても、ＩＣＴと言われます情報通信技術、ＩＣＴによる業務効率の向上、また住民サービスの向上を図る上において、地域公共情報ネットワーク、いわゆる地域イントラネット、こういったようなものの構築のためのブロードバンド基盤の確保というものは必須なものであるという認識は私もしております。

ただ、先月発表されました総務省のブロードバンド基盤整備の推進政策は、平成21年度を一区切りとしたニュージャパン政策、これがありましたが、平成22年度以降は今までに整備されてきた情報通信基盤、特にハードウェアとしては光ケーブル、人工衛星、携帯の基地局と、こういったようなものの利活用に軸足を移す政策を推進しようとしております。

このような中、当町としてはどのような対応をしてきたか振り返ってみたいと思いますが、まず2町合併の際の新町建設計画、そして平成18年末に策定されました川根本町総合計画、またその当時の財政シミュレーションでは、今後の課題としてブロードバンド基盤整備の必要性については認識はしているものの、まだまだ構想はまとまっておらず、大ざっぱに役場から各地区集会所との間で光ケーブルを結び、各家庭までは業者の事業の中で配線をしていくというような一つのイメージを持った構想が、構想とまていきませんが、そういうものが掲げられておりまして、要するにシミュレーションのテーマとして、財政シミュレーションのテーマとして載っておりまして、ここに12億円の事業費が必要としてあったわけです。それは実は今までに引き継がれており、特に進展もなく来たわけでありましたが、平成21年度になってやっと住民に対するブロードバンド基盤整備へ向けた町としての意思を全戸配布のパンフレットで示し、こういうパンフレットがありました。これで示しまして、住民の意見を収集をするアンケートの実施を行うなど前向きな姿勢が出てまいりましたが、これについては評価できると思います。そして平成21年度予算ではブロードバンド整備基本方針策定業務と題しまして、業者に委託するものとして約600万円くらいでしたでしょうか、予算が計上されて、役場内に設置されておりまして関係課長で構成される川根本町地域情報化研究会とタイアップした検討が開始され、その成果に期待がかけられておったわけです。当局からブロードバンド整備基本方針の策定業務の報告、初めての報告が議会にされたのは今年1月末でありました。

しかし、配付された資料、説明に愕然としたのは私だけではなかったと思います。どういうことかといいますと、こういう中間報告がされたわけでありますが、中間報告とは言いながらも、一応この基本方針策定、基本方針なるものがですね、こういうふうに表示されるわけです。住民アンケートの結果から、双方向告知通信システムなるテレビ電話の端末機を各家庭に設置し、ひとり暮らしのお年寄りの見守り支援や回覧板にかわる行事の通知システムを導入していく。このために必要なものは光ファイバーを各家庭まで配線する。F T T Hと言うんですが、ファイバー・トゥー・ザ・ホーム、F T T Hのために、せっかくF T T H方式にするためにインターネット接続の希望者や、あるいは地デジテレビの難聴対策としてもこれが使用が可能であると。言ってみれば、テレビと告知端末、これを設置していきましょうと。せっかく光ファイバーを各家庭に配線しますから、これを活用してインターネットの接続もできます。地デジも接続もできますというような基本方針になるようなものが出されているわけであります。これを平成23、24年度の2カ年度で事業を実施していきたい。事業費は16.6億円は確保しなければならぬ。このような報告であります。

当町の一般会計予算、来年度51億円であります。計上されておりますが、これの約3分の1の巨費を投ずると、こういう中間報告がされたわけであります。この中間報告では、住民アンケートの分析からシステムの選定に至る、先ほど申し上げました、そのシステムの選定に至るまでの検討の経緯や事業規模、実施時期の適否の検討状況、こういったようなものもあらわされておられません。基本方針の方針策定の委託をした業者のかなり偏った誘導があるかのような報告書であるために、さらなる検討を行政のほうに要請をしていたさなかに平成22年度予算として4,900万円もの設計費が計上された。これにつきましては、私は行政の言葉を変えて、少し厳しいわけですが、行政の暴挙ととられても仕方のないことだというような感想を持ちました。なぜ、このような進め方をするのか御説明をいただきたいと思っております。具体的には通告の6項目に示しております。情報通信基盤あるいはブロードバンド、こういったことをテーマにするためには、する以上はどうしても技術的な知見が必要であります。最新の技術情報等を確認をしながらぜひ質疑をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 原田議員の質問にお答えいたします。

まず、今回のブロードバンド整備事業とは、急速に進展する情報化社会への対応と当町における情報通信に関する課題に対応するため計画するものであります。その内容としては、川根本町地域の情報通信基盤を光ケーブルで整備する基盤整備事業と、整備された基盤を利活用する事業に分けることができます。

御質問の住民への行政サービスに関する意思の把握については、第1回アンケートの結果から、情報通信基盤が整備されたときに利用したいサービスとして、町からの生活情報等の提供と消防・防災情報が上位の2件を占めていました。また、現在の同報無線を利用しているお知

らせ放送についても、聞き取りにくい、または聞き逃すのではとの御指摘があります。その課題の解決手段として告知放送を基本サービスとすることについては、住民の皆様の御理解は得られるものと考えています。その上で情報提供する場合のシステムは何を使用するかについては、基本設計業務を進める中で幾つかの選択肢を示しながら計画していきたいと考えております。

2 番目の質問にお答えします。

原田議員御指摘のとおり、インターネットサービスにおける情報格差への対策であるならば、衛星ブロードバンド加入への補助施策という選択肢もあり得ると考えます。

しかし、当町の情報通信分野における情報格差、課題としては、同報無線の戸別受信機が配備されていない世帯や地域的な問題により地上デジタル放送を安定して受信できない世帯の存在といったものも考えられます。

このような情報格差に対しては、F T T H方式によるブロードバンド整備は有効と考えていますので、基本設計業務における課題として考えていきたいと思えます。

次に、3 番目の御質問です。

原田議員御指摘のとおり、情報通信基盤を光ケーブルで整備した場合には、学校教育などへの活用は当然考えていかなければならない課題であります。国においても、i-Japan戦略2015の3大重点分野の一つ、教育・人材分野に授業でのデジタル技術の活用等を推進し、子供の学習意識や学力、情報活用能力の向上がうたわれていますので、インターネットサービスのみならず、整備される情報通信基盤をより多くの住民の方を対象に幅広く活用したいと考えています。

また、基盤整備とともに、地域イントラネット網を構築し、効率的かつ効果的に情報通信基盤の運用に努めたいと考えております。

4 番目の質問でございます。

静岡県が平成19年3月に発表した静岡光ファイバー整備構想では、陸・海・空の交通基盤に加えて、急速に進展している光ファイバーなどを利用したブロードバンドネットワークを第4の重要な社会資本として位置づけています。

当町においても、ブロードバンドネットワークを将来的に必要な生活や産業の基盤となる社会資本としてとらえ、この事業を道路やダムなどの産業基盤整備や学校、病院などの社会福祉施設建設と同様のインフラ整備事業として位置づけています。産業振興施策、福祉、医療施策も非常に重要なものですが、まず社会資本を整備して、その基盤を活用して、さまざまな分野の課題に対応していきたいと考えるものです。

事業実施に必要な財源として考えている補助金なども5年ごとに大きく見直されています。現在の国庫補助制度は平成26年度まで、県補助制度は平成24年までとされています。それらの制度を活用できるよう基本設計業務において慎重に検討していきたいと考えます。

5 番目の質問にお答えいたします。

本年度整備基本方針を策定中であり、総事業費についてはおおむね12億から16億が想定されております。当事業は川根本町建設計画並びに総合計画に位置づけられているところです。そ

の財源については国・県等の補助金、合併特例事業債を予定しております。

昨年９月にお示ししました財政計画シミュレーションでは、建設計画に基づき、平成22年度、23年度の２カ年で12億円の事業費を計上しております。財源としましては、国・県の補助金４億円、合併特例事業債７億6,000万円、一般財源4,000万円を予定しておりますが、現在の国等の補助金の状況が変化してきており、平成22年度以降の補助金については未定であります。

近年の国の経済対策により、当町は国の交付金の活用により投資的事業を中心に、地区等の要望にこたえた事業を展開することができました。また、交付金等により起債の借り入れについても最小限にとどめることにより、近年は起債残高も減少しております。

しかしながら、今後は当事業のような大型プロジェクトや地場産業の振興策が控えております。財政健全化指標では、現在のところ健全化は図られておりますが、大型事業を計画していく上ではその事業内容、事業費の精査は不可欠であり、他の事業とあわせ、実施につきましては事業の選択と集中により効果的に展開していかなければならないと考えております。

続きまして、ブロードバンド等の大型事業を行った場合の実質公債費比率及び将来負担比率への影響についてであります。先にお示ししました財政計画におきましては、建設計画をもとにシミュレーションをしております。現在の計画での建設事業につきましては、ブロードバンド、防災通信設備の大型事業のほかは通常の建設事業分を想定しております。これらの大型事業につきましては、その財源として国・県等の補助金と合併特例債を見込んでおります。具体的な比率は出せませんが、先ほど申し上げました財政健全化比率の状況を踏まえると、引き続き有利な財源の確保に努めていけば、比率の上昇はありますが、将来負担比率につきましては交付税措置等の控除財源があり、大きな影響はないのではないかと考えられます。

実質公債費比率につきましても、同様に交付税措置のある有利な起債等の活用により、大きな比率の変化はないと予想されますが、交付税措置も７割程度であり、残り３割は自主財源となるため、単年度の償還額及び経常収支比率に注意する必要があります。これら大型事業につきましては多額の費用を要するため、今後事業内容、費用の精査は不可欠であります。

次に、６番目の質問であります。

当事業の推進につきましては、現在基本的な方針の検討を行いながら、昨年のアンケートの結果等を踏まえた情報の公開について準備を行っております。また、住民の方を対象とした説明会の開催など幅広く御意見をお聞かせいただきたいというふうに考えています。それらの説明会などを進める中で、当事業の基本設計をまとめ、住民の皆様の同意を得たいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ６番、原田君。

○６番（原田全修君） ただいまの町長のまず初めからの御答弁でありますが、今まで全協というようなところで聞かせいただいた以上のものではありませんが、今のお話の中でですね、こういった事業の必要性、私が申し上げているのは、ブロードバンド整備というものは大事な事業

であると思っているわけなんです、当然これは認識はしておるんですが、16.6億もの巨費を投じて今なぜやらなきゃならないのか。その理由として、同報無線、難聴地帯があるとかいうようなお話がありましたが、私が申し上げますのはその程度のニーズでもってF T T Hの方式をとることがまずは理解ができないということであるわけです。デジタルデバイド対策、情報格差解消対策につきましては、後ほどまた触れてまいりますけれども、衛星ブロードバンドあるいはデータ通信、個別に言いますとN T T ドコモのF O M Aという携帯端末がありますが、こういったようなものを使った技術の進展が非常に早く、スピードアップして追いついてまいりました。そんな状況の中で、デジタルデバイド対策、これはしっかりやらなければいけないということはありますが、F T T Hで同報無線で難聴をカバーするというような発想で16.6億欲しいということでは、とても住民の理解は、納得はされないじゃないのかと思っております。

先ほど同僚議員の朝からのいろいろな質問の中で、我がこの川根本町の産業振興をどう図るのか、もう火がついているこの茶業の振興策、どのように手を打っていくのか。これをまじめに、まともにやっていきますと相当な事業費もかかるものだと思うんです。そういったようなものをさておいて、この光ケーブルを張りめぐらさなければならないというようなところへ行ってしまうというこの事業計画に非常に私は疑いといいますか、そのくらいのものまでも抱くようなものを持っております。

もう一度お聞きします。F T T H方式にする。16.6億はかかります。この本当のニーズというものを本当に住民の気持ちを分析したということであるならば、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 原田議員の質問にお答えします。

なぜF T T H方式によるブロードバンド整備をという質問だと思いますけど、現在うちのほうで把握しているのは防災無線の戸別受信機の未設置世帯、これが現在約1,300世帯あります。また、地デジの放送を安定して受信できない世帯が240世帯、また老朽化が進んでいるテレビが共聴組合ですね、これに加入している世帯が自主共聴の組合の加入分が54世帯、N H Kの共聴組合加入分が135世帯ですか。また、天候により受信しにくい世帯が50世帯ありまして、トータルおおよそ240世帯ということで、現実これ大分広域化していますし、周知、いわゆる告知、行政側サイドから住民への告知するにはこの手段がいいではないかということで現在計画を進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 先にパンフレットを示しましたけれども、川根本町にお住まいの皆様へ町からブロードバンド基盤整備に対するお知らせということでですね、ブロードバンド基盤整備を検討する理由としましては、実は今企画課長が答えられた内容については一切触れられて

おりません。実はブロードバンド基盤整備というのはもう、いちいち言わなくても必要性はわかると思うんですが、その手段として、例えば4、5年前まではまだまだ一般事業者といえますか、ブロードバンド事業者がなかなか山間地域の方まではサービスができないというようなことから、先ほどからお話もありました地域イントラネットの整備構想とあわせて、要するに地域のインターネット、そういったようなものもどうあるべきかということで光ケーブルを張りめぐらせるという提案がされている。

ところが、最近の、先ほど申し上げた技術的知見が必要だと申しますのはそういうことになってくるわけなんです、光ケーブルだけの世界ではないという話になってくるわけです。光ケーブルというのは御承知のように、非常に膨大な設備投資をしようとする。そういうことでありますので、先ほど企画課長がお答えになった同報無線という話につきましては、例えば静岡市で平成22年4月から実施しようとしております携帯、あるいはパソコンへの一斉配信、メール一斉配信システム、これで難聴対策をやっていこうじゃないかと、こういうような既に新しいツールを使ったですね、事業が展開されるわけですね。ですので、このF T T Hにどうして固辞するのかということが、これは住民には理解ができないだろうと思っております。

では、質問いたしますが、このF T T H方式をやったときのですね、あるいはもっと別の方式でやったときの費用対効果というようなものを計算されたことがありますでしょうか。

○議長（板谷 信君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時54分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○企画課長（羽根田泰一君） （聞きとり不能）活用の場合の概算については23.86となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 費用対効果をどのように証明するかというのはですね、例えば100円の投資をしたときに150円の得になりますということが、これが例えば1.5というような、こういったようなC/V、こういう評価手法もあるんですが、今言われた数字はこの16.6億を投資をしますと、どのようなメリットが出るかということを説明をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 大変恐縮ですが、数的には、数字的にはそういうものを出しておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 23.8というのは多分ですね、100円を投資しますと23.8円のメリットがある。そういうふうではないかと思いますが、多分そういうことだと思いますね。しかし、私が言うのはですね、もちろんそういうメリットもありますが、もっとこの町に住んでいる住民がなんて言いますか、幸せになるといいですか、メリットをいただけるかというところで、このシステムをいろいろな形で使うことができると思うんですね。ですから、同報無線の解消策だとか、難聴の解消策だとかいうようなところでなくて、もっと大きな産業振興あるいは福祉、先ほど私、事例として見守り、お年寄りの見守り支援とかとありましたけれども、トータルでこのF T T H方式であるとこんなにいいものあるんですよ。言葉でもいいわけです。住民のアンケートからの声でも結構です。F T T Hに16.6億を投資しますと、こんなにあるんですよというようなことをぜひ公表をしていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） これは全協のときにもお話ししてあると思いますけれども、庁内、役場内の各担当の室長を集めて会議を持っていたものですから、その中でも全協のときもお話ししましたが、その中で出たことで、将来ブロードバンドを活用した住民向けサービスとしては双方向の告知通信システム、また高齢者見守りコミュニケーションシステム、これはもう一つまた遠隔画像の診断サービスとか、あと遠隔監視カメラの設置とか、先ほど出ましたI C Tですか、学校間交流システムの学校教育への活用とか、こういうもろもろのものが将来活用できるではないかということで、計画というか庁内検討委員会の中では出ていまして、また行政情報の地理情報のシステムとか行政情報の動画の配信サービスとか、いろいろこう、だんだん派生していくのではないかと検討委員会ではいろいろ出ていますけど、16.8億の中でやっていく中ではまだなかなか具現化していない状況で、22年度にはこれの基本的な設計をするということで予算計上してあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 基本的な設計をする。4,900万円もの大きな額を投じて、基本的な設計をするというのは、実は今言われたような地域イントラネットというこの少し大きくしていった遠隔医療システムという話が出ましたけれども、例えばこういったところに踏み込んでいって、あるいは資金面ではないにしても、こういうシステム設計ができるんだということがしっかり描かれていないと、そこに対する設計ということができないわけでもないと思います。多分それは夢のまた夢のような、遠隔医療画像システムというようなものはですね、夢のまた夢ではないかと思いますが、ただこれはF T T Hですよ。各家庭とお医者さんと結んで、病院と結んで遠隔画像処理システムができます。夢のまた夢だろうと思います。ですから、そんなようなものをとにかくただ入れ込んだだけでですね、システム設計にもう入っていくなんていうことは非常に無謀であると思います。これは指摘しておきます。

今お話がありました見守り支援システムということがありましたが、これはどんなふうなことを考えておりますでしょうか。ＦＴＴＨを使うとこれができるということですね。教えてください。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 先ほどの基本設計というのをちょっと言葉足らずだったですけど、22年度においてまず基本設計をして、それで、それをまた公表というか、見ていただいて、その次の手段として詳細設計に入るとというのが22年度の予算となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番。

○6番（原田全修君） 見守り支援システム、ＦＴＴＨで見守り支援をするという、この方法はどんなふうにしてやるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 課長、質問に答えるように。

○企画課長（羽根田泰一君） はい。失礼しました。高齢者見守りコミュニケーションシステムについての質問だったということで失礼しました。これについては、在宅、不在宅の確認、またテレビ電話機能への活用とか、見守り管理システムを具体的な内容としてはこの3点を取り上げて会議で進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） アンケート、住民アンケートの結果からそういうシステムは非常に有効だということが株式会社ビーム計画設計というところから出された、この中間報告であるわけなんですけど、これが住民のアンケートの声なんですか。お年寄りあるいはひとり暮らしの方々、病弱な方々なんかがですね、特に中心地から外れたところにおられるような方が、こういうシステムがあれば非常に便利だと言っておるのか、それともお年寄り、特にひとり暮らしのお年寄りなんかがですね、今なんて言いますか、マンツーマンで慰めてくれるような、あるいはいろいろな情報を伝えてくれながらお話をしてみたいと、こんなような形で見守ってくれることを望んでいると。私はむしろそんなふうにお年寄りの方々は思うんじゃないかと思うんですが、そのような分析もされた中で、このＦＴＴＨというものは一番いいんだというところを導き出しているのかということなんですけど、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 今の住民の行政サービスへの要望ということなんですけど、この川根本町情報化アンケート調査報告書、これの26ページに、利用したい行政サービスとして、住民アンケートですけど、町からの生活情報等の提供が28.1%、消防・防災情報等が21.9%、また遠隔医療診断相談等19.1%と、このようになっておりまして、住民の要望だと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 先ほどから申し上げています、その中間報告というもののの中にですね、何度も同じようなことを言いますが、基本的なシステムというものは情報端末による告知放送、町内の有料、あ、無料テレビ電話ができますと。こんなに便利なものがあるんですよ、便利になりますよと。こういうのが実はこの基本サービスということでありまして、これでスタートを切っていきたいということなんです、現在は。ただし、これだけではもったいないから、インターネットをやりたい方はつないで使うこともできますというような、もうブロードバンドはどっかへ行っちゃった形の中ですね、告知端末装置を使いたいということがまずは表に出過ぎているといいますか、これが中間報告になっているんですね。

ですから、このブロードバンド基盤整備というものをスタート、計画をつくっていくということ、スタートさせたことは私は評価できると先ほど申し上げましたけれども、どこか本筋から外れて、よそのほうへ行ってしまうような気がしてしょうがないわけです。そんなことからですね、基本設計に入っていくなんてことはまさにこれは暴挙であるというしか私はないと思っておりますが、肝心のブロードバンド基盤整備という一番の基本の中で、これは総務省も言っておりますし、その中でですね、やっぱりデジタルデバイド、要するに情報格差をなくすためにはどうしたらいいのか。以前の技術では光ファイバーというものを張っていくという手もありました。ところが、最近はですね、先ほど言いましたように、技術革新が進んでおります。人口衛星、ブロードバンド、それから、例えば私も使っておりますのはFOMAなんですが、NTTドコモのこのFOMA、これを使いますと、もうパソコンとつないでいくことができる。例えば寸又峡温泉で、このFOMAを使っていけますと、もうほとんどこの地域と同じくらいのスピードでもってパソコンの操作ができるような時代になってまいりました。要するにFOMAだけじゃなくてauもありますし、いろいろなところがありますけれども、FOMAで言いますとそういうことです。

お聞きしたいと思います。こういったデータ通信と言うんですが、このデータ通信あるいは人工衛星、衛星ブロードバンド、こういったような方法、そして光ファイバー、例えば3つを並べたときにですね、これらをいろいろな形で駆使していくということが常識的に考えられると思うんですが、どのように考えられてきたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 今、議員の質問の中に、この川根本町ブロードバンド整備基本方針策定業務の中間報告書を資料としておりますけど、この9ページを見てください。よろしいですか。今回行政サイドで進めてきたのは、この9ページに書いてあるとおり、基本サービスと追加有料サービス、検討中のサービスということで、今議員が言われたFOMAとかちょっと考えていなかったものですから、これを主に今考えているというところです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） 今 9 ページを見たんですが、何を今言われたのか。要するに衛星ブロードバンドあるいはこのデータ通信、これをどのようにツールとしてこの中に含めて考えられたのかということを聞いているんです。

○ 議長（板谷 信君） 企画課長。

○ 企画課長（羽根田泰一君） 失礼しました。だから、今言われたツールとして F O M A とか、それはちょっと検討の中に入っていないです。

以上です。

○ 議長（板谷 信君） 6 番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） ブロードバンド基盤整備なんていうことを言っただけで、既にこの辺のところは念頭になければいけないわけでありまして、このビーム計画設計株式会社というところはそんなような認識もなかったということなんでしょうか。あるいは委託の業務内容に、それは考えなくてもいいと。光ケーブルだけで考えてみてくれと、こんなふうに言ったんでしょうか。その辺どうでしょう。

○ 議長（板谷 信君） 企画課長。

○ 企画課長（羽根田泰一君） 委託業者にそういう認識は、ちょっと私わかりませんが、またそのように業者に言った覚えも私はありません。

以上です。

○ 議長（板谷 信君） 6 番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） そんな程度でですね、16.6 億円かかります。そして平成 22 年度に、要するに 900 万を計上して設計に入ります。事業は 23、24 年度でやりますということが実は既成事実として既に町内に伝播をしておるわけなんですね。こんな事業計画というのは全くこれはあってはならないことだろうと思います。

もう一つ、技術的知見ということを申し上げます。実は寸又峡でも既に A D S L 並みのスピードでもってインターネットができるという形になりますね。では、例えばブロードバンド、要するに高速インターネット、これの基盤整備を今総務省の方では進めていて、ほぼできかっているというのは、実はこういったことをデータ通信だとか衛星ブロードバンドとかということを含めながら考えているわけなんです、例えばスピードということはおわかりでしょうか。1 M（メガ）とかあるいは 3 M（メガ）とか、この辺ところをやはりひとつ認識しておかなきゃなりませんので、スピードということをちょっとお聞きしたいと思いますが。実は、ブロードバンドというものが整備されるという条件は、整備されたという判定条件は、何 Mbit（メガビット）くらいのスピードだというふうに思っておられますか。

○ 議長（板谷 信君） 企画課長。

○ 企画課長（羽根田泰一君） 今、質問された内容については、この中間報告の 2 ページに書いてありまして、ここに A D S L が 1 M（メガ）から 30 M（メガ）と書いてありますので、1 G B（ギガ）ですか、ここに契約上そういうことが書いてあるのは、光ファイバーの場合は。こ

こを見ていただければわかると思いますけど、以上です。

○議長（板谷 信君） 6番。

○6番（原田全修君） ブロードバンドというのは、総務省が言っているのは1.5Mbit（メガビット）、メガポーとも言うんですが、そのぐらいのスピード。そのぐらいのスピードというのは一体じゃどのぐらいのものかということなんですね。実質的にデジタルデバイドが解消されたかという一つの目安としてはですね、これは100%満足するものじゃなくても、1.5Mbit/sec（メガビット・パー・セック）です。1メガポー。このスピードというのは例えばですねユーチューブという動画サイト、これは見られた人はいると思うんですが、企画課長が今私の質問にいろいろ答えてくれてありますので、ユーチューブでの動画というのはどのぐらいのスピードだと思いますか。

○企画課長（羽根田泰一君） わかりませんね。

○議長（板谷 信君） わからんきゃわからんでええよ。

○6番（原田全修君） 実はユーチューブの動画配信、これを見ていきますと、例えばサッカーボールを、サッカーの試合の動画をサービスしてもらっているんですが、1.5M（メガ）のスピードだと、これに十分追随していけるわけなんですね。実はこういったサービスが既に、FOMAのアンテナができているところは既にもうできているような形になります。確認はしてありませんが、接岨峡でも寸又峡でも多分もうそういう時代になってきたと。さらに私がここで提案をしていきたいのは、こういう時代が既に来ている。これは3年前はそうではありませんでした。3年前のシステムは実はこれなんですよ。これはですね、島根県の島根町で採用されたシステムです。これと全く同じシステムを我が町は今度採用したいと。こういうふうに言っているわけなんですが、島根県は島根町以外のところで、このシステムを導入しようとするところは1町もありません。新しいブロードバンドというものを当然そういう技術を採用していきたい。

ですから、16.6億円も投資しなくても、もっと少ない投資でですね、同様、同等、同程度以上、あるいはプロバイダーはいろいろなサービスを提供していきますから、我が町が告知端末装置でお年寄り支援システムだとか、同報システムだとか、こういうようなものより、もっともっと多くのサービスを事業者は提供してくる、そういう時代になってきているわけですね。

ですので、もう来年ですね、来年の7月に地デジが全国地デジに一齐に切りかわってまいります。地デジに切りかわるということはどういうことなのかといいますとですね、これは電波の世界ががらっと変わってくることなんですね。今も規制緩和が地デジをスタートさせることによって相当緩和されてくると思います。そうしますと、今言いましたこのFOMA、このタイプが既に、いいですか、これはパソコンにつなぐことができますから、パソコンへないだときに、既にもう7.2M（メガ）のスピードがもらえるようになってきました。これがですね、来年の7月の地デジが開放された時点以降からは、実はこのスピードがさらにアップされてくるという想定を今しております。さらに2、3年たつともっとアップしてくる。要する

に電波の世界にも入ってきたということなんです。こういう御認識はありましたでしょうか。

町長、ここの点については少しどの程度御認識だったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 質問者がなぜそういうことを聞いているのかということをも十分踏まえた中で答えてください。

○町長（佐藤公敏君） 申し訳ないわけですがけれども、全くテクニカルな面についての情報を自分自身持っていないものですから、ひたすら聞き入っているところでありますけれども。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 実はそういったようですね、我々が今ベースに持っている認識というのはそのくらいだと思うんです。若干私はこういったことに興味を持っている人間、またそれで飯を食ってきた人間でもあるものですから、電気とか、情報とか、通信とかかなり強いかもしれませんが、そういうふうですね、技術的な知見、あるいはそういった他市町村と申しますか、そういったところの前例を見習いながら、この我が町も進めていくという基本的な姿勢が必要だろうと思います。

もっと、最もこれから大事なものは、私はこの地域、この川根本町というところが、この町独自の設備を持ったり、あるいは町独自のソフトウェア、アプリケーションというんですが、こういったことを持って、この地域だけがこじんまりしたシステムをつくってしまいますと、これから町長もおっしゃっております広域連携というものはどうなのか。これは実は情報から入ってくるという、こういう時代に入ります。町長の御所見をお伺いしたいのは、こういった情報ツールをうまく使った観光あるいは産業振興、そういったまちづくり、そういったようなことのお考えがあるのか、考えていきたいと思っておられるのか、情報をメインにした、ツールにした。その辺のところをお聞かせ願います。

○議長（板谷 信君） 町長。最後の答弁になりますので。

○町長（佐藤公敏君） もちろんこういう情報を使って、いろいろな産業政策ですとか観光振興を図っていききたい、そういう思いは持っております。そういう中で、今回のブロードバンド、技術的な問題についてはわかりませんけれども、今までの業者さんとの提案、そういうものの中で、いいものが出てきたという認識で一応お諮りしたわけであります。ところが、今、原田議員のお話ですと、もう既に3年前の技術なんだというようなお話もございます。そこら辺については全く知識を持っていませんけれども、そういうことも含めてですね、とりあえずその基本計画を練っていくわけでありますけれども、そういう中に、そういう新しい技術も当然含めてですね、計画をこれから練っていく、そういう必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） これで原田議員の質問を終わります。

続きまして、9番、市川昌美君の発言を許します。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 通告しました一般質問を行います。

正論、異論、激論の末、平成22年度の予算審議が終わったと思っております。夢食う虫も好

き好き、それぞれの思惑の背景を見る思いで議論を聞くことができました。我田引水のごとく見えるものも、当事者には当時者の論理があり、必然性を持っていることが不思議で、黙って耳を傾けたのは私だけではなかったようです。私は、中川根、本川根、この両町の合併後丸4年、合併後の町政に不満を持った方々からの直接選挙で選ばれた議員であり、その責務を果たす責任がございます。町のスタンドで、あるいは商店で、あるいはちょっと寄った飲み屋で合併の期待が外れたことへの怒号や不信が激しくなりました。それぞれ異なった長い歴史を持つ2町、生活環境もその整備の進捗状況、人口、財政状況、町の方針も違うのは当たり前のことです。

中川根の茶業、本川根の観光立町も世界的なリーマンショック後の景気の低迷で、ともに頭打ちの状態というよりも危機に瀕しております。私は、低迷する茶産業を初め、農業の再生と合併後の川根本町の立地の観点を大切にと考えております。議会も町長、役場の職員も町政の刷新のために発想の転換、小さな行政機構を目指して行財政改革を、この改革も聖域である人件費に切り込まなければ、弱い者いじめに終わってしまいます。大幅な経常経費収支比率の引き下げが至上の命となっております。従来のごとく前年度のカリキュラムを踏襲することから脱皮することが肝要です。当面の問題点の検証と町の未来を見越した自主的な事業への切りかえが急務かと考えます。これからはあの戦後復興も高度成長も望むことはできません。

この状況の中で、旧中川根を中心とした農業の再生は地場、地産地消をベースに、堅実な営農ができることが可能なのが最大のテーマととらえております。莫大な投資をした北部の観光施設も時期を見て検証は必要と認めますが、一方的な切り捨ては認められません。北部の方々の中には当座の間に合わせにはそれをクリアするだけの財源と資金はまだ十分あると考えている人もおります。課題は山積しますが、人心の遊離だけは何としても避けたいと思います。

それでは、2点質問いたします。

低迷する農業、その現況の地区別、個別の現状把握はできておりますか。今後の農業再生の方向性を示してほしい。また、農業の後継者に対するバックアップはどうするのか教えてください。

質問2です。ちまたの声、職員の声、問題視される老人介護の現状はどうなっているのか。社会福祉協議会の問題点はどこにあるのか。町はその解決策を提示できないのかお答え願います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 市川議員の質問にお答えいたします。

議員の現況の地区別、個別の現状把握はできているかとの質問でございしますが、町では20年度に農家アンケートを実施したことにより、地域別の状況や意向をとらえることができたと考えております。その結果を見ますと、現状を維持したいとする意向が大多数であります。農業経営者の高齢化、農業従事者の減少、農業生産の継続に対する意欲の減退等から、縮小・離農志向も3分の1近い結果となり、縮小・離農志向者には農地そのものを売却や農地貸付とい

った意見が多く、耕作放棄地の増加とあわせて、この意見に対する対応が今後の地域農業を維持するための課題と言えます。

なお、昨年の共同製茶工場の一番茶の状況を見ますと、29工場の荒茶平均単価格差ですが、2,400円から6,200円となり、平均単価は3,200円でした。また、3,000円より安い工場が12工場、4,000円より高い工場が4工場ありました。このことはここ近年産地、工場間格差が大きいことや基本管理の不備による品質低下も下落の要因につながっております。このことから工場間のばらつきを少なくし、底上げするよう農協等と協力して支援してまいりたいと思っております。

また、今後の農業再生の方向性ということですが、太田議員、中野議員の答弁と重複しますが、本年度実施しているマーケティング調査等を踏まえ、昨年度定めました4つの指針、地域を守る川根茶づくり、川根型茶業経営スタイルの構築、消費者の嗜好に沿った茶、売れるお茶の生産、販売、地域の特性を生かした消費者に好まれる農作物の生産、販売を踏まえ、川根本町農業振興計画、仮称でございますけれども、これを早急に策定して、活力ある農業振興を目指していきたいと思っております。

なお、個別の現状や農業後継者に対するバックアップはという質問ですが、多種多様であり、その都度農協営農指導員や新たに予算計上しました地域農業支援員による指導で対応させていただきます。

また、国県の補助事業を初め、新規就農者の就労支援、町の農業経営に対する補助金等による支援もさせていただきます。

次に、老人介護についての問題であります。老人介護の現状についての質問でございますが、平成12年度に介護保険制度が創設され、以来介護サービスの充実が図られ、町内においても介護サービス施設として特別養護老人ホームを初め、7事業所が開設されております。また、平成18年度には、法改正により介護予防の推進が重要視されたことに伴い、地域包括支援センターによる訪問調査、民生委員との懇話会などを通じて情報の収集、生活機能評価検査による早期発見に努めております。また、その受け皿として3カ所の生きがい対応型デイサービスセンターの運営を開始したほか、集会施設等を利用して介護予防教室などを実施し、高齢者が要介護者へと移行することのないよう介護事業を展開しているところであります。

介護保険制度のほか保健福祉関係の法改正も行われております。昭和59年実施された老人介護法では、生活習慣病予防が重視され、40歳以上の方に対して健診や家庭訪問を幅広く行ってきましたが、平成18年度に施行された健康増進法においては、特定健診によりメタボリック症候群の予備群を抽出し、対象者を重点的に個別指導するというより有用にリスクの高いほうに重点を置いた施策へと転換されてきております。

こうした状況の中、高齢者の見守り体制については、地域包括センターを中心に保健、医療、福祉関係者との協働を図り、支援体制の強化に取り組むとともに、介護保険や保健福祉サービスの提供に努めてはおりますが、やはり地域全体での見守り、支え合う体制づくりが必要不可欠となります。今後も引き続き高齢者が健康を維持し、地域の中で生きがいのある生活を送る

ことができるよう地域コミュニティの協力を得て、高齢者が元気で暮らすことができるまちづくりを推進していきたいと考えているところであります。

次に、社会福祉協議会の問題点はどこにあるのかという質問ですが、御存じのように、社会福祉協議会は独立した社会福祉法人であり、会の運営は理事会がその権限を持って執行しております。理事会は町議会、民生児童委員協議会、区長連絡会、社会福祉関係団体、行政機関の代表のほか、学識経験者の全11名で構成されております。社会福祉協議会は、その定款の第1条でうたわれるように、川根本町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている組織でありまして、川根本町の誕生に伴い、旧町単位の組織が合併して今日に至っております。2事業所の統合に伴い、管理体制や運営方法を初め、細部での調整など不十分な点もあったかと思いますが、執行機関としての理事会の意思統一、さまざまな課題解決を図る体制の整備が最も重要ではないかと考えます。

社会福祉協議会は地域にあって、数多くの福祉事業を推進しており、その役割、存在意義はわかり知れないものがあります。それだけに地域住民との信頼関係が大変重要となります。社会福祉協議会は、昨年12月執行機関も新体制となりましたので、大きな期待をしているところであり、町も行政機関として理事会及び評議員会に参画しておりますので、皆様からの御意見を賜りながら、課題の早期解決を図り、信頼される社会福祉法人となるようかかわってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 単刀直入に申し上げますけれども、たしか昨年度だったと思いますけれども、あ、昨年だったと思いますけれども、社会福祉協議会の中で上司等とのトラブルで、トラブルがありまして、退職を覚悟で町への改善を要請した10人の女性の職員がいると私は聞いておりますが、その実態はいかがですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 議員の質問にお答えします。

昨年でしたね。そういった要望書といいますが、そういった内容の文書が福祉課の方に届けられました。その中で上司とも協議した中、やはり町長が申し上げたように、理事会での対応が基本ではございますので、私も福祉課長として評議員会に出席しておりましたものですから、評議員会であり、そういった問題点があったということで、理事会の中で協議していただくよう依頼したところでございます。その後、理事会の中でいろいろ審議をしていただいたということは伺っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 社会福祉協議会の御質問の件でありますけれども、昨年私、理事とい

うことで出ておりましたので、そのことで少しお話をさせていただきますが、御質問のとおり、そのような動きがございまして、そういう中ですね、社会福祉協議会の職員の厚生というか、保護というか、そういうような形の中ですね、検討をいただくようにということで、私の方でアンケートを、全職員にアンケートを出させていただいて、そのアンケートについてはですね、一応取りまとめた内容をですね、前会長でありますけれどもお届けをしております。それに基づいて理事会で御検討をいただきたいという御報告をさせていただきました。また、そのアンケートもですね、詳細の部分もございましたものですから、それについては後日お渡ししますということで、私は言わせていただいておりますので、一応自筆部分がありますので、それを私の方でパソコン打ちをしまして、打ち直しをしまして整理をしたものをお届けをするということでお話をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 市川君。

○9番（市川昌美君） 昨日行って、職員の方に聞いてみましたけれども、いまだ解決していないということで、これはどちらがいいとか悪いとかで言う問題じゃなくて、同じ職場で働くのは、お互いに譲り合って、とにかく円滑に運営をやっていないと何にもなりませんからね。ましてや介護というのは本当にこれから一番重要な部分の一つとして活動していく場所ですから、この辺はまた理事会を開いたときに、30日にたしか理事会だと思いますけれども、これは特に御提案していただいて、協議していただきたいなと思います。

それから、指定管理者制度になりましたので、経営実態の把握が本当に困難になりつつあるのではないかなということを感じております。管理が行き届かなくなってしまっているこの状況の中で、例えば町ではいわゆる財政の監査を行うことは可能なんですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 委託事業の指定管理を初め、多くの事業を社会福祉協議会の方にお願している状況ではございます。それで、当然そういう団体についての監査というのも可能だと考えております。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほどの質問のところで、少し補足をさせていただきます。

私、1月1日から理事の方はおりておりますので、新しい理事、行政側から西村総務課長がおりますので、先ほどの詳細アンケートについてはこちらに委託して、今後の理事会で検討していただきたいと思っております。何よりも働きやすい職場、生きがいというんですか、働きがいのある職場でなければならないものですから、そういうことで御協議をいただきたいと思っております。

それから、今課長が言いましたように、社会福祉協議会については監査事務というのは県のほうにございまして、これは市町村ではありませんので、県のほうで指摘事項という形等に、理事会等で提案していけば、そういう形の中でも協議はされていけるかと思えます。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 9 番、市川君。
- 9 番（市川昌美君） よろしく願いいたします。

それでは、茶業の問題について質問いたします。まず、予算面から質問いたしますけれども、平成20年度の予算の農業人口比が1,862万となっておりますけれども、これに対して農林業センター運営事業費が1,981万5,000円、その中に含まれる茶業振興支援経費部分の詳細を説明してください。

- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） 市川議員の質問の22年度茶業振興費の内訳ですが、委員会でも説明いたしましたが、本年度予算額1,862万、これの内訳ということですね。
- 9 番（市川昌美君） いや。
- 議長（板谷 信君） もう1回質問聞きますか。もう1回お願いします。
- 9 番（市川昌美君） その中の農業振興費の内訳は予算に載っておりますけれども、運営事業費の1,981万5,000円の、いわゆる振興支援経費部分が明細にございません。だものですから、それをお聞きしているのですが。
- 議長（板谷 信君） ページ数で示されますか、ページ数で。同じものを見ている、予算書。
- 9 番（市川昌美君） いやいや、これもう私は持っていないもので。質問事項だけ。

じゃ結構です。議長。

- 議長（板谷 信君） 9 番、市川君。
- 9 番（市川昌美君） 面倒くさいですから。実は何を言いたかったかといいますと、21年度実績で見ると、この1,981万5,000円に2,128万2,000円という人件費が入りますね。そうすると、農林業センターの経費が4,000万を超えるんですね。これが川根本町の農政の実態ではないかと。各事業の赤字支出も含めて全般に人件費が事業経営を圧迫しておりますね。結局予算的にはいろいろやっていますけれども、この辺の状況はどう見ておりますか。
- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） 今の質問は農林業センターの運営費のことで、職員の給与がということですかね。農林業センターは、本年度3,400.....農林業センターの運営事業費、これですね。センターの運営事業費はセンターはお茶の苗の生産販売ということでやっておりますので、それがほとんどの事業費にということであります。
- 議長（板谷 信君） 9 番、市川議員。
- 9 番（市川昌美君） ちょっとすれ違いが多くて、質問を変えます。

耕作放棄地の農地への再生利用のための取り組みの支援には、国県町の三者による100%の補助率がありますが、事業実施主体が地区自治会、地域内団体に限られ、個人が外されておりますけれども、この救済処置はございますか。

- 議長（板谷 信君） 産業課長。

- 産業課長（鈴木一男君） 耕作放棄地の対策ということでの質問だと思いますが、個人で、耕作放棄地のまず最初、農業委員会に耕作放棄地の場所を特定してもらって、その耕作放棄地に該当する地番、それが耕作放棄地の対策の場所になります。それで、国県の補助事業を利用しますと、その耕作放棄地の全部が100%補助で行われるということです。それは個人でも可能です。借り手がということです。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 9番、市川君。
- 9番（市川昌美君） こういう制度はいろいろ雑草を刈ったり、いろいろな補助枠がありますけれども、この補助事業のいわゆる情報は、生産家あるいはこの仕事に携わる人たちに周知徹底されておりますか。
- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） 委員会でもちょっと説明したんですが、各区長さん、それから農業関係の代表の方に集まっていたいて、耕作放棄地対策ということで説明はしてあります。
- 議長（板谷 信君） 9番、市川君。
- 9番（市川昌美君） それから、もう一つ、いわゆる川根茶の流通と、いわゆる消費状況の実態調査を1月に行っていると思いますけれども、これ去年の夏ぐらいにもう県平均のいわゆるキロ単価が荒茶で2,000円割れになった時点で、なぜ今ごろまでその調査を引き延ばしてきたのか。もうあと一月もすれば新茶が出て、荒茶の売買が始まるというときに、この辺どう考えているんですかね。
- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） この調査は県の補助金をいただいてやりました。それで、県の補助金がつくのがだいぶ手間取ったというか、遅かったものですから、秋以降の発注になったということです。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 9番、市川君。
- 9番（市川昌美君） 課長をいじめるつもりでも何でもなくて、実を言うと、この前も私、申しましたけれども、いわゆる生産家、1次産業の茶業者が60%ぐらいいつでも倒れてもいいというような状況ということを生産家にも聞いておりまして、それから、この2月19日の静岡新聞の、川勝から2010年県予算というのでコラムに載っておりますけれども、IT業者がいわゆる菊川でレタスを作っているんですけれども、これより別なグループに川根本町の方々が参加しているんですね。出稼ぎに行っているんです。それは農業の後継者で茶業をやっている人たちなんですけれども、ただこれをずっと調べてみますと、いろいろなグループがありまして、これかなりきちとした契約と、いわゆる下の基礎的なものを調べておかないと、ちょっと危ないような部分もあるものですから、結局本当はここに茶原があるんですから、転作するんだったら当然ここでできるんだけど、ある程度この、いわゆるこの町の基礎的な方針が決まら

ないものですから、茶原は置いておいて、それで、菊川あたりまで、今現在はその試験操業みたいな形で土日に行っているんですね。家山あたりの方も行っておりますけれども、結局、これ何かいいグループがありますけれども、悪いグループに会ったら、身ぐるみはがされてしまうような怖さがありますけれども、これ見て思いましたけれども、先ほど言いましたように、放棄茶園にしても何にしても、今少し県でもいわゆる茶業とか農業に力を入れているものですから、当然いい補助制度もあるんですから、その辺をもう少し各農家に委員会だけでなく、周知徹底すると。少し資料でもちょっとコピーして渡していただければ、そういうものを少し勉強して、利用してやってみようかなという人もいますけれども、何となくまだ町の方針が従来の補助金をつけておけばいいわぐらいと考えていると、そんなに簡単な現状じゃないものですから、その点従来のいわゆる農業に対する考え方と、今実際こういう状況で、第1次生産者は赤字ですからね、完全に。1町歩あろうと1町歩半あろうと赤字で、この前私も茶業の大会に行ってみましたが、農協が買いますけど、あっせん扱いにという話をちょっと私なりに解釈しましたが、よく生産家に聞いてみますと、農協が言うのか、メーカーが言うのかわかりませんが、茶業組合に対して、いわゆる荒茶生産の製法のいわゆる蒸かしの部分、それを指示してくる話があって、例えば深蒸しとか浅蒸しとか、そういう指示があるような話をちょっと私も耳にしたんですけれども、結局最近旧本川根のほうでもそうですけれども、一番主体的にやっている人たちが組合から離脱するんですね。ということは今の茶工場は暇な人がもんで、もちろんお茶にたけた人がもんでいる組合もありますけれども、平均的に時間がある人がもむということで、少し昔みたいないわゆるぜいたくな要するに荒茶の生産ができないのではないかなというような傾向がちょっと見えてきたものですから、その点あたりは把握しておりますか。あ、議長、把握していなかったら結構です。

○議長（板谷 信君） 一応聞きます。産業課長。

○産業課長（鈴木一男君） 詳しいことはわかりません。農協の営農指導という方がいまして、その共同茶工場のほうの指導等はしている状況ですが。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） ですから、何か振興会もありますけれども、そこら辺が今度はいわゆる底辺部へ向かってどのくらい働きかけをしているのか。何となく町のいわゆる営農方針というか、一応川根本町の一つの基本的なもの、生産からいわゆる流通販売までの一括したものが伝わっていないような形で、私はそういうふうに感じますけれども、その辺いかがですか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鈴木一男君） 共同の茶工場に加入している農家の方は、全体の7割ぐらいではないかと思うんですが、その方たちと共同の連絡会とか、そういうところで指導していけばいいと思います。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） その点が徹底しないと、町のいわゆる思いも伝わらない部分が出てくる

と同時に、組合によっては、あるいは良質なお茶をもんで作って、荒茶を作って、かなりいい成績を残しているのもありますよ。それは私も聞いていますけれども。その辺のばらつきを何とかしないと、川根茶全体のお茶の評価につながるのではないかなというような気がいたします。そういう点で何となく共同組合離れというのが、それも一番重立ったような人たちが今回のあたりでも動いて、たしか地名かどこかへお茶をもんでいただくような話もちょっと耳にしたものですから、その辺の傾向というのは後のところは聞いておりませんが、その点私が考えますのに、合葉になったということは、要するに生産家は合葉にして、あと売掛金が戻ってくればそれで楽なんですけれども、結局組合としては組合で買った生葉で作る荒茶の量が莫大になるものですから、そうすると、お茶を売る先は1社しかなくなっちゃうんですね。まずあまり多い数量では普通の茶商では買えないですから、そうすると農協1つになってしまって、結局買い手市場になるのではないかと。こんなきついことを言うのは私ぐらいかもしれませんが、そういう状況をいわゆるもう少し一応観光立町と言われる形で今町の方針でやっている部分もありますから、そこら辺をいわゆる観光を利用して売するような努力をしないと、これは同じ現状のままになるのではないかと。

先ほど私より前にお話ししいただきましたけれども、本当に300万円やそこらの予算を組んで、川根本町のお茶はこんなにうまいかという飲むところが本当にはないですね、どこも。だから、千頭駅あたりへ降り立って、お茶屋2軒ぐらいしかないですからね。ですから、駅前でも、あるいは茶茗館でもどこでも無料で観光客が飲めるようなシステムをつくると、またこの川根本町のいいお茶の消費も変わってくるのではないかと私も考えていますけれども、その点少し考えていただければありがたいと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 市川議員の今お話を聞いていて、おっしゃりたいことをちょっと考えていたんですけれども、茶工場のその機械が要するに大型化してきて、そのことに伴って、そのなんて言うんですか、小さい農家のお茶が、その前は恐らく六貫機ですとか古い時代になりますけど、小型の機械があって、茶葉に応じたもみ方といいますか、合葉しないでもんできた、そこにその川根茶の個性もあったけど、大型化する中で摘菜期間も短くなって、そういう中で品質が落ちてきているというような意味合いのことをおっしゃる……、市川議員のおっしゃることがなかなかつかみかねていたんですけれどもね。それで、要するにお茶が売れないから、お茶を提供する場所をというお話でございますけれども、そのお茶というのは今も無料でというお話でございますけれども、すべておもてなしの材料として無料で提供するものという意識が大変強い部分があるわけですね。ですから、そういう試飲する場所があってもいいわけなんですけれども、逆にお金を取ってお茶を提供する。ほんとうにお茶を茶茗館で一部やっていますけれども、そういう施設があってもいいのかなという感じはします。いろいろな川根茶も川根茶として全く一つの味にする必要はないわけでありまして、工場、工場あるいはその茶葉なら茶葉、土地なら土地のそれぞれの個性のあるお茶を作り合えば、そこに川根茶の多様性という

ことも出てくるわけでありますので、そういうお茶をとこところで飲んでいただけるような仕掛け、そういうものはしていきたい。それが川根茶の販売を増やしていくような、そういうことにもなっていくんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 技術的なことは私も素人ですから本当に深くはわかりませんが、要するに今の茶商も含めたいわゆる1次産業、ほとんど今の現状というのは深刻を乗り越えていますから、その部分に取り組む、いわゆるいろいろな関係者の意識を本当にもっときつく低いところへ考えないと対応できないかなという感じが私はしているんです。そういう意味で、今までの従来どおりのようなやり方をやっていたら、恐らくもう離農してお茶をやめちゃう人が増えていくのではないかなと、そういう心配があるものですから、あえて言いますけれども、今までも何人かの方がこのお茶についていろいろな御意見や質問をしていただきましたけれども、どうも答弁の対応が従来と同じような対策で通るのかなというような、そういう形があると思うんですけれども。特に産業課長に聞きたいですが、その辺本当に現場へ行って、いろいろな生産家と話し合いながら、その現場を見ながら、どうしたらいいのか。私たちはどういうふうにバックアップをしたら、あんなたちはどういう形で御飯を食べていけるのかなというような、そういうものがないと、ここのブラインド越しに生産家を見ていたって、私らが茶原を車で通って見るようなもので、全く生産家の意欲も高揚もしないし、いろいろな意味でその実態もわからないじゃないかと思えますけれども、先ほど聞いたら、産業課は4人しかいないというのは少ないなと思いましたけれども、私たち鹿児島県へ行って、いわゆる南九州のお茶を見てきましたけれども、もうここをはるかに超えているんですね。個人で残留農薬も測って、それでいわゆる追肥を入れる時期と、その容量まで計算してやっていますからね。ですから、向こうもいわゆる市価は半値ぐらいになっていますけれども、あの衆はもう、退路を断って、それで先を何往復もして、それで生活費も借金をあてるぐらいでやっていますから、心構えが少し違うんですね。

ですから、恐らく自然淘汰して、この生産量が減ってくれば、当然今頑張った人たちには需要と供給のバランスがまた戻ってくるんじゃないかと。それで、あれだけ広大な生産地を持っているところというのは効率化が容易なものですから、そういうのを考えると、こういう中山間のこんな厳しいところは何となくいろいろなものをやって、多角経営でもやりながら、場所のいいところで本当にお茶に適したところだけ残して良質茶を上げていくような、そんな形をとっていかないと、ちょっと生き残れないかなという感じがするんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） いずれにしても、そのお茶が川根茶に限らず、日本全国のお茶がなかなか売れない、そういう状況になってきております。それから、ライフスタイルも変わってきたし、食文化も変わってきたし、人口も減っていく、そういう状況になってきております。そう

いう中で、お茶が売れない状況というのは、今後もいろいろな拡販をとりながらも、お茶の需要を増やしていくというのは大変難しい時代に来ていることは間違いがない話だというふうに思っております。

ただ、きょうも先ほど休憩の折に、この廊下で傍聴に来ていたお方でしたけれども、デパートに行ってみたときに、安いスーパーで川根茶は見かけるけれども、東京の三越なり何なりへ行ったときに川根茶って見たことないよというお話をちょっと聞いたんですね。そういう意味で、せっかく全品で優等なり農林水産大臣賞をとる品質のお茶を持っていながら、その売る先が、これは国内市場という話になるんですけれども、そういうまだまだ足りない部分があるのかなということも感じました。ですから、そういうことも含めてお茶の販路というのは考えていく必要があるんだろうと思います。

それから、お茶が売れない状況になってきて、今、日当たりのいい場所ですとか、そういうところに傾斜していったらどうだというようなお話もございましたけれども、放棄茶園が増えていくという状況の中ではそういうことも意識的に考えていく必要もあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、基本的にはそれぞれの地域に共同工場があって、その地域のお茶の振興を考えていくわけでありますので、基本的にはそこがまず頑張っていて、そこに対して町としてどういう支援ができるのか。どうしても町の職員の数の問題ですとか、指導できる能力の問題等もございますし、それから、農協がひと頃のように店舗を幾つも持って営農指導に力を発揮するというようなことも、昔から見るとかなり後退していますので、ですから、そういうものを補うという意味で、22年度の予算の中に農業の支援員を1人専門の方を役場のほうで臨時雇用いたしまして、その方にも現場に出させていただいて指導もしていただくような対応も考えていますので、そういう中で何とか川根茶の今後の消費増につながるような方向を、何とか目指していければというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） これで終わりますけれども、本当にこの1年というのは尊い1年になると思いますけれども、産業課あるいは町長から言われたような結果が出ることを祈って、今年度の予算を見守りたいと思っていますけれども。本当にこれで追加的に少し、茶業に少し手助けしたいというようなときが来ましたら、補正でも何でもいいですから、せめてへばりついて長男坊として、後継者としてアルバイトをやりながら残っているわずかな後継者ですけれども、本当に宝物ですから、これから将来に向かって支援してあげていただきたいなと思ひまして、その点町長に一言聞いて終わります。

○議長（板谷 信君） 答弁求めますか。町長、一言。

○町長（佐藤公敏君） 川根茶の非常事態だというふうに思っております。川根から川根茶を取ったら何が残るのか大変心配な状況になっていることは間違いのないというふうに思っていますので、そういう意味で一生懸命茶業振興対策にしっかり町としてもできる努力をしていきたい、

そう思っております。

- 議長（板谷 信君） 以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

全協を開きますので、大会議室の方へお願いします。30分ぐらいのつもりです。

休憩 午後 3 時 0 5 分

再開 午後 3 時 3 2 分

- 議長（板谷 信君） それでは休憩前に引き続いて会議を再開します。

日程第2 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について

- 議長（板谷 信君） 日程第2、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

しがつて、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する
る条例について

- 議長（板谷 信君） 日程第3、議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

しがつて、議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 国土利用計画（川根本町計画）の策定について

- 議長（板谷 信君） 日程第4、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

- 第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月3日の本会議において、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定についての

付託を受け、3月10日午前9時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

国土利用計画（川根本町計画）の策定について。概要については担当課職員より説明を受けながら進みました。この計画は、町内において計画的な土地利用を推進するため、土地利用に関する総合的かつ基本的な指針とし、本計画を策定するものです。担当者の説明後、委員から質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、国土利用計画（川根本町計画）の策定についての質問に、土地基本法における（土地についての公共の福祉を優先）などの土地理念を踏まえ、土地利用計画法第8条の規定に基づき、川根本町における土地の利用に関する基本的な事項を定めるものです。この土地利用計画は、平成30年目標で、総合計画より長いとの説明がありました。利用区分ごとの希望目標について、もっと積極的な夢を持つ目標であるべきと考えるがとの質問に、過去10年の実績を考慮し、それをもとにして予測を立てた。過去の10年も元気なまちづくりの施策を様々実施している。今後も施策は実施する。そうしたことも十分考慮しての予測と目標ですとの回答があった。社会的、文化的条件の中の土地利用形態で、それぞれの町域面積の割合の合計が100%を超えているがとの質問に、土地の利用目標が重複する土地がありますので、100を超えていますとの回答があった。耕作放棄地、空き家利用を積極的に進めて、人口増を目標とすべきではないかとの質問に、まちづくりで実施しています。リストも作っているが、すぐに入れる空き家が少ないのが現状ですとの回答であった。利用区分の河川の目標に水質の保全とあるが、大井川の水質の改善を強く目標とすべきではないかとの質問に、美しい河川の維持、回復と目標に入っています。水質に関しての項目はないけれど、環境基本計画の中で詳しく計画を立てていますので、そちらの方で協議し、検討し、計画していると御理解くださいとの回答がありました。県に提出したとのことですが、訂正は可能か。また、議会の議決前になぜ提出したかとの質問に、県に協議のためと、県との方針との整合性を図るために提出したと。県との矛盾が生じなければ訂正は可能だと思います。今後協議して正式なものになると思いますとの回答がありました。予算は一般会計ではないのですかとの質問に、合併支援交付金ですとの回答であった。奥大井自然公園の定義はとの質問に、定義の基準はありませんとの回答がありました。国土利用計画で農地法は国の計画で目指すものがあるのかという質問に対して、農振地区、農地、工業としっかり分けている地区は他の市町にはありますが、それほど本町においては詳細区分はしていませんとの回答であった。工場、工業誘致について見込みが並行の予想となっているがとの質問に、宅地をもっと……工場、工業誘致について見込みが並行の予想となっているが、宅地をもっと増やすべきではないか。計画などで気合いが入った計画を立てるべきではないかとの質問に、国土利用計画は土地基本総合計画なので、性格的なもので、規模も少しは考えなければならないと思います。県との協議で決まってくると考えていますとの回答があった。以上のようなことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行われました。全員賛成で原案どおり可決し

ました。

以上で第1常任委員会に付託された土地利用計画の策定についての審査の経過並びに結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

しがつて、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第18号 平成22年度川根本町一般会計予算

日程第 6 議案第19号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 議案第20号 平成22年度川根本町老人保健特別会計予算

日程第 8 議案第21号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 9 議案第22号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会

計予算

日程第 1 0 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

日程第 1 1 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度川根本町温泉事業特別会計予算

日程第 1 2 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

- 議長（板谷 信君） 日程第 5、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算から、日程第12、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、中澤智義君。

- 予算特別委員長（中澤智義君） それでは、予算特別委員会に付託されました平成22年度川根本町予算について、審査の経過と結果について報告します。

3月3日、本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査項目の事件について協議いたしました。委員長には私、中澤智義、副委員長には中田隆幸議員が選出されました。

審査の日程につきましては、3月4日、5日、8日、9日、10日の5日間に実施しました。厳しい日程の中でありましたが、平成22年度一般会計予算及び特別会計予算7件の審査について、それぞれの所管課長及び室長等の説明を受け、審査を行ってきました。また、11日の午前中には、田野口駅と徳山の杉沢団地の現地視察を実施いたしました。視察終了後、議案第18号、一般会計予算から議案第25号、いやしの里診療所事業特別会計予算までの採決を行いました。審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の経過の意見、質問、要望等について全体を報告すべきですが、今回は審査の結果を委員長報告として、その中の幾つかを抜粋して報告させていただきます。

生涯学習課、社会教育総務費、10款4項1目13節の3中学生海外英語研修事業委託料についての質問に、21年度未実施のため、2年、3年生40名を実施する。3年生については選考は終わっているので、その人たちが行けるかどうかの希望調査はすると。2年生については、例年のとおり選考を行うとの回答がありました。

社会教育関係団体補助金、文化協会の200万、21年度は100万に対して倍増ではないかとの質問に、この200万は限度額であり、文化協会主催の事業にのみ対象となる。

10款4項3目文化会館運営費、13節の15、文化会館自主事業委託料について、合併5周年事業として中電の後援は確定かとの質問に、今回限りということで話を進めているとの回答がありました。

10款5項1目保健体育費、1節1体育指導委員は何名かとの質問に、8名であると、そういう回答であった。

10款5項2目海洋センター運営費、7節1臨時雇い賃金について、プールの監視員は水泳の指導もするのかという質問に、監視のみである。指導はしないとの回答であった。夏休み中、学校のプールが使えない状況にあり、利用したい子供のために送迎の交通手段を考えてほしいとの質問に、難しい問題ですと回答がありました。

総務課、2款1項1目一般管理費、2節に職員の異動状況はとの質問に、21年度現在、職員は160名、今年度退職3名、新規採用1名、22年度は158名体制ですとの回答があった。

2款1項2目文書管理費、消耗品費が増えた理由は何かとの質問に、22年度より印刷機をカラー刷りにできるよう機器を変えるため、カートリッジなどの使用で高くなる。印刷機の借上料も上がっているとの回答がありました。

生活健康課、2款4項1目13節の3、質問、住基ネットの枚数は、利用実態はどうかとの質問に、今年度は1月までに309枚、今までで総数は845枚、利用実態はわからないとの回答がありました。

2款4項1目13節の4、戸籍電算システム機を新しくする理由はなぜかとの質問に、効率が非常によくなるとの回答があった。

国民年金事務費、3款5項1目、年金相談を受けることがあるかとの質問について、ある、内容によっては社会保険事務所へ送っているとの回答がありました。

4款1項2目扶助費の1、内容の説明をという質問に、中学生まで3割負担、一律500円、月4回2,000円が限度ですとの回答がありました。

4款1項3目20節の4、子宮頸がん接種補助、20節の4、子宮頸がんになぜ年齢制限をしたのかという質問に対し、データから制限をつけた。医療機関とも相談した。今後結果を見て検討するとの回答がありました。

4款1項4目11節の6、生活改善センターは耐震かという質問に対し、昭和44年に建設されているので、その当時の耐震にはなっていると回答がありました。

4款1項6目18節の1、霊柩車を購入するが、どのくらい使ったか、たっているのかとの質問に、平成元年に購入している。20年たっているとの回答がありました。

4款1項6目19節の21、古紙に奨励金がつくが、町のごみには奨励金がつかないのはなぜかとの質問に、小学校の回収は資源だが、町の回収はごみであるとの回答があった。

国民健康保険事業特別会計、1款2項2目12節の10口座振替率はどの程度かとの質問に、

81%であるとの回答があった。

8款2項1目11節の4、印刷製本費38万1,000円は何かとの質問に、国際エイズデーの啓蒙を国保保険料納付者全員を対象に配布すると回答があった。

8款2項1目13節の2、医療費通知作成委託料は無駄ではないかとの質問に、医療費の間違いをチェックするために必要との回答がありました。

いやしの里特別会計事業予算、1款1項1目、いやしの里診療所は、町外の患者が多数いると聞くがとの質問に、約1割弱、1月は48人ほどと回答がありました。

1款2項1目、事務員の勤務が午前、午後と分かれているが、一定しないのではないかとという質問に対して、しっかり対応はできているとの回答がありました。

建設課、4款1項7目28節の1、水道は企業会計で進められると言われているがという質問に、移行は進めているが、資産の調査が難しく、まだだとの回答がありました。

6款2項7目15節の1、久野脇集落排水工事がなぜ林業整備費だとの質問に、中山間地域にあるので対象となるとの回答があった。大島団地が入居者が減り、入居者の管理費が値上がりするのではないかととの質問に、この住宅共益負担金10万円があり、これで助成していく。入居者の負担はないと、負担値上げはないと、そういう回答でありました。

11款2項1目9節1、区道とはどの道を言うのかとの質問に、町道でなく、市道でなく、赤道などを指すと、そういう回答でありました。

簡易水道特別会計事業、1款1項1目、デフレの時代なので、土地借上料の単価を見直す必要がないかとの質問に、すべての土地借上料に関係する問題なので、返答はできないが、検討はするとの回答があった。

2款1項1目13節の4、昨年に比べて大幅に減っているが、その理由は何かとの質問に、水質検査箇所が少し減った。また、低価格入札でこうなったとの回答があった。

教育総務費、10款1項2目1節1、教育長はどうなっているかとの質問に、考慮中である。欠員の状態はよくありませんので、いずれ御相談しますので、御協力をお願いしますとの回答があった。

10款1項3目7節の2、学校の統合は急ぐべきだが、22年度にそうした予算が入っているかとの質問に、入ってはいない。体制がとれてはいないと回答がありました。

10款2項2目20節の1、当地はお茶の産地でありますので、社会勉強の中でお茶に対する勉強を取り入れてはいかがか、学校教育に取り入れてはいかがかとの質問に、南部小で少しやっている。総合学習の中で検討するとの回答があった。

10款3項2目19節の20、部活動で通学バスが利用できない生徒を親が送り迎えしているが、そうした費用を見ることはできないかとの質問に、今の要綱ではできないとの回答であった。

10款3項2目14節の15、パソコンの借上げはどこの会社で、契約は何年かとの質問に、オカムラで5年契約だとの回答があった。同じく町内の業者ではできないのかとの質問に、入札ですので、指名がないとできないとの回答があった。

学校給食、材料費の地産地消は進んでいるのかとの質問に対して、難しい。同じ品物もそろえることが大変だとの回答があった。学校給食はどのくらい配食しているのかとの質問に、1日622食との回答があった。滞納はどのくらいあるのかとの質問に、160万くらい、世帯数で.....160万ほどです。世帯数で12世帯ですとの回答がありました。給食費は幾らかとの質問に、小学校で4,200円、中学生で5,050円ですとの回答がありました。

社会福祉費、3款1項2目18節の1、備品購入費は何かとの質問に、訪問用車両購入1台分だと回答がありました。

3款1項3目13節の9、システムの運用を緩和できないのかとの質問に、原則登録制で行っておりますので、難しい。道路運用規定もあるとの回答があった。13節の9、昨年あった介護資格研修補助金が今年はないが、なぜかという質問に、昨年は26人の研修があった。今年は応募しても参加者が少ないと判断し、取りやめた。県の指導を受けるため、人数が確保できないとできない。希望者が多くなれば再考すると、そういう回答がありました。

敬老会の内容はとの質問に、75歳以上は報償費、商品券で2,000円、敬老会事業対象者は事業費2,000円を上乗せして行うと回答があり、報償費の2,000円については地元の要望に任せるとの回答がありました。

税務課、2款3項1目、徴収を厳しくやると聞くがとの質問について、不納欠損が出ている。サービスと負担を公平にするため、徴収を厳しくやる。差し押さえも辞さない。もちろん相談にも乗るとの回答があった。

歳入1款1項1目、今年の税収はとの質問に、現在申告中であるが、農家の還付が多い。厳しい状況であると回答がありました。

産業課、6款1項3目19節の23、特産品とはどういうものか具体的にとの質問に、柚子、わさび、ブルーベリー、しいたけその他である。19節、21年度の事業である茶流通マーケティング消費者調査はどうなったかとの質問に、現在取りまとめ中である。消費者は県外に調査している。結果は企画と連携して次の事業に生かすとの回答があった。

6款1項4目19節の1、茶放置園に借り手には助成金があるが、貸し手にはないのかとの質問に、借り手には10aに30万、貸し手にはありませんとの回答であった。

林業費、6款2項2目13節の4、この事業は部落の周りや鉄道沿線に使えないのか。国の緊急雇用対策事業です。町道部落内は難しいとの回答であった。13節の猟友会の現状はとの質問に、高齢化で会員が減っているとの回答であった。

6款2項3目14節の7、重機借り上げはどこから借りているのかとの質問に、地元の建設業者から借りているとの回答があった。

6款2項4目17節の4、権利購入金300万について、買う義務もないのになぜ今年も買うのかとの質問に、長尾川源流部で災害予防の目的もあるので、購入する。300万が妥当であるかどうか検討する必要があると思うがとの質問に、国有地ですので、森林管理士とも相談するとの回答であった。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。

最後に、委員長より報告の中に特につけ加えたいことがあります。２款２項３目企画の中の13節委託料、市場開発調査研究事業委託料について、一般質問等でもいろいろありましたが、行政は茶業関係、茶業生産家、農協との相談、検討を十分に図り、その上で事業を進めるかどうか、関係者並びに議会と合意を諮りながら慎重な態度で取り組む。場合によっては廃止、方向転換も柔軟に考え、茶販路拡大策に取り組むと行政よりお話がありました。また、ブロードバンド計画につきまして、町民との民意を諮るため、地域相談会を開いて十分な町民の民意を把握する。今後の技術の進歩も十分に見きわめ、他社との検討も再考する。議会の合意も諮りながら取り組むとの行政より確認がありました。

以上をもちまして予算特別委員会の審査報告を終わります。各課の室長並びに係長、課長、丁寧な説明をしていただきました。誠にありがとうございました。また、町長、副町長も全日参加してくださいました。参加、出席してくれました。今後ともこうした姿勢で臨んでいただきたい、そのように思います。本当にありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで予算特別委員長報告を終わります。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから……、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初に、議長から今日の委員長報告のまとめが後日配付されるという報告がありました。私も認めたんですけども、それは。今回は特別ということで、これが慣例にならないようにぜひお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） はい、わかりました。そのように議長の方からも事務局に強く言っておきます。

これから、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪です。

議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算について反対討論をいたします。

22年度予算案に対し、一般質問でも述べたとおり、中国関連の事業約1,500万円の事案を含め、やや机上の計算である、いわゆる現場の姿が見えない。平成22年度川根本町当初予算資料説明の施策名、景気雇用対策の中のまちづくりとして、市場調査開拓……開拓調査研究事業として1,000万円が計上されています。それが中国等だと説明されました。まさか外国を対象にした事業とは考えられませんでした。景気雇用対策の中に載っております。

事あるごとに現場、現場と言われている佐藤町長であります。この事業は現場の意見に耳を傾け、議論した足跡が全く見えないのであります。現場無視の感は免れません。一般質問で準備不足を認められるような御発言がありましたが、3月13日の中日新聞のコラムに、ウィー

クリー川勝知事という欄がありました。その中で、油断の一手、改めて現場修行、と見出しがあります。川勝知事がお金を投じる前に必ず地元の同意を得るように、そしてマスコミも含め、公開で練った上でやるようにと、やや厳しい口調で幹部らに徹底したとあります。

51億8,500万円の22年度の当初予算であります。3月11日から、あ、3月4日から11日まで予備日もフルに活用して行われたわけですが、予算案には評価できる事業もありますが、町長自身の予算の質問に対する町長の思い、本気度が伝わる説明は少なく、残念でした。新しくやろうと計上したトップダウン事業の中国関連、川根茶市場開拓調査研究予算約1,000万円は単年度で終わるものではございません。10年、20年の連続事業になる可能性があります。外国、中国に投資し、その成果が本町に成果の還元、利益還元の可能性が全く不明確、不透明であります。川根本町の地元投資し、それが住民の実感できる連続事業とは違います。

全協でこの事業は先ほどの御報告にありましたように、議会あるいは茶業関係者の理解が得られなければ執行をしないということですが、中国と市場開発調査研究事業1,000万円は条件つき事業になったとはいえ、事業は残ります。中国と外国よりも国内での販路、消費拡大のために早期に対策を打つべきであると考えます。まさに議会のチェック機能を働かせなければいけないものであります。それが我々議員の役目であります。頑張っている川根本町町民、住民の皆様に対し、議員の役目をしっかり果たすためにも、川根茶産地のお茶に組みする者としても、熟慮の結果、反対討論をいたしました。それぞれの胸に手を当てて議員諸氏の賛同をお願いいたします。

終わります。

- 議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、森君。
- 7番（森 照信君） 7番、森です。

私は、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

3月4日より予算特別委員会において慎重な審議がなされました。いつもは4日間という審議でありますけれども、今回は予備日まで使った審査で、大変慎重な予算審議だったと思っておりますし、先ほども一般質問でいろいろな問題が出てまいりました。

ただいま出ましたお茶の開発ということで、中国販路の開発ということでもありますけれども、やはり今お茶というものが大変厳しい中であって、何とかその打開策をということで町の方でも何とかしなくちゃいかんということで、このような予算を組んだということでもありますけれども、いろいろな話し合いの中にあっても、今からこのやっていく市場開発というものは、これから茶業関係者の皆さんと、生産者の皆さんともいろいろ相談しながらどのような形でやっていきたいかという柔軟な姿勢を見せております。やはり一番町もお茶というものには大変心配をしているあらわれだと思っておりますし、議会の方にも逐次報告をするということでもあります。

私が一番心配しておりますのは、今度予算の中にありますけれども、県下で最も早く取り組

んだ肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンの接種、こういうものは時期を逸しては効き目がないものであります。ぜひともそのような住民サービスに係る大切なものでありますから、早く予算を成立して、住民サービスをしていただけるようにしていただきたいと思ひまして、賛成の討論とさせていただきます。

- 議長（板谷 信君） ほかに討論ありませんか。議案に反対者の討論を。10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論いたします。

とは申しまして、毎回述べていることですが、当然今回上程された予算のすべてに反対というわけではありません。来年度一般会計予算は51億8,000万円で、合併後最少の予算になりました。地方交付税は今年度同額の21億5,000万円を計上し、少し余裕を感じる予算です。それは町民の暮らしや命を守るとの佐藤町長の方針のもと、予防費で2,254万円増の4,000万円近い予算となり、これまで強く要望してきた新型季節性インフルエンザ予防接種やヒブワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンなど各種の予防接種に補助が拡充しました。

また、母子保健費で、扶助費が440万円の減額になっていますが、中身は今年度実現した乳幼児医療費補助の所得制限なしで中学卒業までの拡充や、妊婦健診の14回すべてへの補助を実績に合わせて計上したためで、不妊治療への補助も新設するなど、町民を守る姿勢に大きな拍手を送りたいと思います。はしかの予防接種を受ける子供が減って対策が必要というニュースが流れていましたが、新たな予防接種も周知徹底が図られ、予防効果が上がることを期待します。

22年度から北部地区で本格運行が始まる路線バス対策費も3,079万円で、37万円減額になっていますが、経費節減の厳しい課題の中で、巡回やデマンド、既存交通機関の運賃助成など利用状況やアンケート調査などを参考に検討が重ねられました。走らせるからには一人でも多く利用されるよう月1,000円以下の定期券を創設するなどの改善を強く求めるものです。

大きな特徴のもう一つが、ただいま大きな議論になっていました川根茶の中国市場開発調査費1,000万円とブロードバンド詳細設計委託料5,000万円、約5,000万円などです。その必要性や効果、方法など議会も町民の間でも賛否両論が噴出し、合意ができた状況ではありません。特に中国における川根茶市場開発調査については、厳しいお茶の再生の目的からとはいえ、3月1日から視察へ行かれた職員の報告でも、生活の違いや国民性の違いなど川根茶が入りこむ可能性は非常に難しい感じを受けたと述べておられ、まずは観光、交流でお土産販売につながるよう、結婚でこの町に住んでおられる中国人の奥さん方や働きに来られている方々に協力をいただき、町民のやる気とグループ育成を支援することこそ先ではないかと考えます。

また、ブロードバンドの詳細設計委託についても、最初から企業につながるのではなく、いろいろなところから情報を得て、町民にもあらゆる機会をとらえて意見を聞いて、町としての意思決定を諮るべきではないでしょうか。まだ庁舎内でも不安の声が上がる状況で見切り発車することはないと先ほども約束をされましたけど、後々後悔を残す原因にならないよう強く要

望いたします。合意を諮らず、意見も聞かず、行政主導で進めた過去の失政が大変なお荷物になっていることが多いこの町で、住民は巨額な事業にとっても敏感に不安を抱いていることも事実です。まずは町民の合意を諮ることが何より大事なことを繰り返し要望します。

来年度指定管理者が時之栖に変わるもりのくにに大きな期待が上がっていますが、今働いておられる人たちがどうなるのか、どのような待遇になるか、雇用の安定も含めて心配されます。ウッドハウス、バス運行など利益だけをはねて、町民には低賃金と長時間労働が押しつけられている町外企業への委託は、行政が本気で町民の中にグループ育成を図るなど町民を守る取り組みが求められます。

厳しい財政削減のもとで、茶農家の現金収入を支える公共事業が激減し、茶価低迷が追い打ちをかけるもとで、国の緊急経済対策により町内業者の仕事が少し増え、来年度予算でも土木費や農林業費、消防費などで今年度より大幅に工事請負費が増えていることは、茶業や林業を守る上でも大事なことだと思っています。しかし、22年度予算の区事業補助金がわずかに100万円に減ったのは要望が少なかったとの説明でしたが、これまで毎年要望してもなかなか聞いてもらえないとの苦情を聞いており、にわかには信じられないことで、要望が出れば補正で対応したいとの課長の答弁に期待します。

また、要望が少ない理由は、高齢化や不況でぎりぎりの生活を身近に送っているのを見ておられる役員の皆さんが、地元負担が生じる要望は出せない状況もあるのではないかと危惧されます。その意味でも地区集会所の管理修繕が合併のすり合わせで地区負担となり、老朽化する集会所の大規模修理への不安が募っています。22年度予算のコミュニティ費にも454万円もの地区負担が計上され、空調取り替えなどへの負担は仕方がないとしても、建物本体の修繕費への負担である水川集会所屋根ふき替えに147万円もの地元負担が計上されているのは条例改正でも反対しましたが、いまだに地域の批判も多く、とても認められないものです。

21年度は学校給食費が値上げになりましたが、22年度予算では保育料が2,853万円から3,101万円に248万円近くも増えています。保育所運営委員の報告では、国の基準が高額所得層でもう一つ段階が設けられたが、当町には対象者がいないので、実質据え置きと同じとのことでしたが、なぜ保育料収入が増えるのか予算委員会では何の説明もありませんでした。質問しない原因が悪いと言われるのでしょうか。要綱の変更があったときぐらいは議会に配付すべきではないでしょうか。

さらに予算決算審査では、所得ランク別対象人数など積算根拠が示されて当然だと考えます。要綱変更は議会の議決要件ではないため、報告する必要もないと思っているとしたら大間違いです。このような議会への軽い考えが商工会館のトイレ改築でも補助金514万5,000円のところでもめた大きな理由です。工事費1,029万円の2分の1補助との説明だけで予算計上後に要綱の補助率を4分の1から2分の1に引き上げたり、図面も出さず、積算根拠も示さないなど議会軽視もはなはだしいものです。ほかのところでも余りにも積算根拠を示す資料や説明が少な過ぎて、何のための予算審査かわからないところもありました。

税務課の賦課徴収費では、悪質滞納者へは断固取り立てを行うとか、滞納整理機構への移管予告の効果が報告されました。しかし、訪問は公平に欠けるので、やめて、納税相談にみえるよう呼び出しを行い、全然応じなければ悪質と判断するとのことですが、それで本当に生活困窮者を把握し、適切な救済措置がとれるのでしょうか。民間でさえ支払いにみえない方へは粘り強く訪問して集金します。差し押さえもあるなどと書かれた滞納整理機構への移管予告書を送りつけるのは、払いたくても払えない高齢者や業績不振で収入が激減した人にとって、家や命さえも奪われかねない恐怖を与えるもので、憲法遵守を責務とする行政が決してやってはならないことのはずです。

特に県下でも自殺率が多く、所得水準が低い当町では、収入にかかわりなくかかる固定資産税や16.4%もの高い延滞金などは深刻で、実態に合った救済策を講じることこそ今一番求められている命を守る町政ではないでしょうか。

また見逃せないものに、今年度当初予算より1,680万円も減額となった老人福祉費で、減額の大きな理由に在宅介護支援センターの全廃があります。あかいしの郷と社協の本川根、中川根事業所の3カ所に設置委託していたのを、事業の効率性や公平性の点で役場内に置いたほうがよいとの要望が民間事業所から出されたのをきっかけに、今年度は経過措置として社協の2カ所を1カ所に減らして、社協職員が役場に出向しておりました。22年度から役場に設置するのかと思っていましたが、すべて廃止して、地域包括支援センターで行うと説明されましたが、包括の職員増は当初予算には出ていません。副町長は1名の増を考えていると言われましたが、募集でもしているのでしょうか。今でさえ地域包括支援センターは、名前のとおり町民の複雑な相談にも対応を迫られており、町民のセーフティネットや自殺防止のためにも職員増員が欠かせないところです。人員確保もしないまま、さらに大変な役割を押しつけるのでしょうか。委員会でもただしましたが、在宅介護支援センターで行っていたひとり暮らしの高齢者の訪問対話など、一人で元気に頑張っておられる高齢者に一番の励ましとなるもので、縮小しないためにも職員確保を強く求めます。

来年度予算に計上された5カ月分で180万円の千頭温泉運搬業務委託料はその最たるもので、自噴もしていない温泉を無理やりポンプでくみ上げ、昨年8月に取り替えたばかりのポンプが今もまた故障して動かないため、加入旅館4軒に供給するための温泉を接岨から運んでくる予算とのことですが、契約の期限もなく、千頭温泉廃止の合意ができるまでは永久に供給し続けなくてはならない。ポンプの故障にも多額なお金をかけ続けなければならない。そうでなければ契約者に違約金の補償も生じかねない取り返しのつかない失政と言うしかないものです。

毎年300万円ずつ買い続けている観光造林の権利購入費がことしも計上されました。杉山町長が森林の持つ多面的な価値や、その保全に努める中山間地の取り組みを国に訴えて、無償譲渡を求めていくと約束され、21年度の購入費300万円も議会から中止せよと言われれば中止する旨の答弁があったもので、佐藤町長にも購入執行中止や予算計上中止を求めてきたものです。購入の理由を町有林として一体的に管理したいなどと、よほど財政に余裕がある説明がされま

したが、変えよう、変わろうと呼びかけた町長らしからぬもので、佐藤町長にはぜひ国の無法な言い分に屈するのでなく、無償譲渡への交渉に力を入れていただきたい。観光造林法も既になく、森林保全の責任は国を挙げて高まっています。国が管理を投げ捨てているなら、なおさら無償譲渡の要望は通るはずです。買う約束もない、どこへ行くわけでもない町の山の国からの権利購入など地方主権を掲げた佐藤町長がやるべきではないことを強く訴えます。

最後に、来年度予算に新政権の目玉である子ども手当費6,950万円が全額国庫負担金で計上されました。中学卒業までのすべの子供が対象ですが、全額支給は財源が確保できないとして、22年度は半額の月1万3,000円です。これまでの児童手当受給対象者では月3,000円しか増えません。財源確保のために民主党政権は、18歳未満の扶養控除の廃止を決めました。このことで負担増となる家庭が少なくないことが問題になっています。さらには財源確保のために、所得が少ない人ほど負担が重い逆進性の強い消費税引き上げ論が与党から浮上していることは重大な問題です。消費税引き上げや医療、福祉削減など国の悪政に対し防波堤となり、町民の暮らしや健康、財産を守る自治体の責務や真に町民が主人公のまちづくりを目指すことを強く求めて、22年度一般会計予算に反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さん。次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、山本君。

○3番（山本信之君） 3番、山本信之です。

平成22年度川根本町一般会計予算について賛成いたします。

その内容は、3月定例会行政報告の中で説明がありました。平成21年度における大きな出来事は何といても自民党と公明党の2大連立政権から、民主党、社民党、国民新党による3党連立政権との政権交代が行われたことであり、静岡県県政においても民主党が推薦する川勝知事が誕生したことであります。

21年12月3日に、当町において平太さんと語ろうが開かれました。知事に対してそれぞれの立場から、様々な考えを発表した中で、知事は川根茶の販路拡大のために中国との友好都市提携について提言されました。これは川根本町にとってプラスに作用するような交流にしていかなければなりません。そのためには川根本町へ訪れ、交流人口の増大につながることであり、そして川根茶の拡大につながることであります。

当町は観光面においても力を備えております。静岡空港が開港されたことにより、奥大井、南アルプスの自然、大井川鉄道のSL、温泉などリピーターや誘客を図っていきたいと考えています。町民も中国へ訪れ、交流を図り、見聞を広め、中国からも多くの人たちが川根本町を訪れ、交流を図り、町の活性化につながり、町が発展していけばいいと考えます。

行政改革については、自治体がある限り、行政が継続する限り、常に意識の中に入れて進めなければならないもの、それが行政改革と思っております。それぞれの立場で力を出し合うことによってまちづくりを進めていきたいと思っております。

私は、22年度川根本町一般会計予算について賛成いたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありますか。6番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） 私は、平成22年度川根本町一般会計予算に反対する立場で討論をいたします。

2 款 2 項 6 目のブロードバンド整備計画詳細設計業務委託料4,898万3,000円につきまして、この件につきましては、予算審議の場では光ファイバーを全家庭まで張りめぐらせ、F T T Hでのサービスを行うブロードバンド基盤整備にこだわらず、事業内容の変更もあり得る柔軟な対応とするという答弁がありました。そうであるなら、先ほど私の一般質問、川根本町の情報通信基盤整備事業構想への取り組みの姿勢を伺う、この中で4,900万円の設計費の予算執行に当たって、どのような手順を踏むかというような説明もなかったということはどういうことであつたでしょうか。社会通念的に見て、4,900万円もの膨大な設計費というのは、本体事業はその数十倍、数十億円にも達するであろうと容易に想像できる設計費であります。

平成21年度の事業としてブロードバンド整備基本設計策定業務約600万円を業者に委託しておりますが、その中間報告で光ファイバーを張りめぐらすという基盤整備の提案があり、それがそのまま事業費16.6億円を必要とし、したがって、設計費は4,900万円程度になろうという選択の余地を残さない業者の連動があるであろうというふうに想像されます。あくまで光ケーブルを張りめぐらせ、あえて私から言わせますと時代おくれと言わせてもらいたいような告知端末装置とテレビ電話を全戸に配置する、そういうシステムを意図とした設計費であるということとは明確であります。

ブロードバンド基盤整備は川根本町の基本構想をしっかりとつくり、そのコンセプトを明確にしていけば、おのずと方法は定まってくるものであらうと思います。まず構想をつくるべきであらうと思います。ハードウェアの選択として、光ケーブルは幹線に使用し、人口集中地域での活用が考えられます。携帯基地局の整備の進展に応じて光ケーブルでの対応が不利な地域では、データ通信によるインターネット接続が考えられます。携帯基地局の設置も不可能な地域は衛星ブロードバンドの活用が考えられます。というような選択もできるわけであります。町の行事や緊急放送などはインターネットを使ったメール一斉配信を行うとか、子供、お年寄りの見守り支援には携帯電話でのシステムの活用が可能であります。ブロードバンドの世界は技術的にも急速な進歩が続けている、続けております。莫大な投資が必要な光ケーブルを中心とした基盤構成を求めるのは誤りであらうかと思っております。

また、当町の置かれている厳しい茶業を初め、経済産業の厳しい環境打破、人口減少や福祉、教育環境、これらの課題への対応など、山積している諸問題を抱えている現状を認識すれば、原案にあるような膨大な投資が必要な事業は今計画すべきときではないと思います。拙速に進むべきではないこの事業、今は技術の進展をも見極めた、見定める時期にあらうか……事業の計画を見定める時期にあらうかと思えます。そんなときに4,900万円もの設計業務の計上は明らかに過剰であり、むしろ今の段階では計上すべき事業ではなかったと思われます。

このような不明朗な、かつ一般会計予算の約、当町の一般会計年度予算の約3分の1を要するという膨大な当町の財政に極めて大きな影響を与えるようなブロードバンド整備を背景にし

た予算が含まれている平成22年度一般会計予算は、住民には理解がされるものとは思えません。委員長報告に予算執行に当たっては、民意を把握して進めるとありましたが、今進めてはならないと思います。基本構想を明確にし、基本方針策定業務の中間報告書を完成版とするよう委託業者に促すことがまず必要で、それが住民や議会の承認が得られた後に設計に入るべき、こういうプロセスを踏むべきであると思います。

以上から平成22年度一般会計予算案には反対するものであります。

- 議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。
- 11番（高畑雅一君） それでは、私は、平成22年度川根本町一般会計予算について、条件をつけて賛成討論をいたします。

この予算については、平成22年度川根本町一般会計の委員長であります中澤議員の方から委員長報告にも今ありましたように、総務費、衛生費、農林水産費、商工費、教育費の中に各種住民に目を向けた予算も計上されております。しかしながら、企画課で計上された市場開拓調査費が問題になっております。その一つの市場開拓調査費の予算については、しっかりと検討をし、住民、茶業に従事している者、各種団体とも協力、理解を得られるようにしていただきたい。また、この事業が今後川根本町の茶業にどのような影響を与えていくのか、そういうこともしっかりと検討していただきたい、そう思っております。住民の理解、各種団体の理解が得られない。そして議会の合意がなければ、町長は執行しないと明言をされておりました。そのことが委員長の報告の中にも示されております。このことは重く受けとめていただきたいと、そういうふう感じております。

私は、町は各種団体、住民の理解、議会の合意がなければこの予算について執行しないという条件をつけて、本案に賛成といたします。

- 議長（板谷 信君） ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立多数です。

しがつて、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。簡潔にお願いします。

○ 10 番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

原案に反対の立場から討論を行います。

まず、討論を行う前に、日ごろ国保会計の運営や加入者の健康を守るために寸暇を惜しんで仕事をされている担当の職員の方々、現場の皆様に心から敬意を表します。

それでは、反対討論に入ります。

この会計は、この予算は、7月の本算定後までは過去の医療費推移から算定した医療費や老人保健拠出金に変わった後期高齢者支援金、介護納付金、老人保健拠出金の後から来る請求分などを国・県・町療養給付費交付金、前期高齢者交付金を充てて、予測される繰越金を引いた残りを国保税で上げている。実際には所得が確定して、国保税収納額が判明する7月の本算定までは国保税がどうなるかわからないというもので、予算では保険給付費の1,000万円近い減額見込みにより、国保税が242万円減額の1億2,678万円が計上されています。不確定な会計に反対しても余り意味はないと思われるかもしれませんが、国庫支出金が1億2,416万円で、保険給付費の6億3,656万円の19.5%しか計上されていないことや、調整交付金をわずか1,000円の科目設置しか上げていないことなど、このまま本算定に持ち込むようなことは許されないことで、本算定では国負担の計上や医療費以外で国保税をむやみに使ってはならないこと、町が行うべき保健福祉事業に国保税を使わず、しっかりと一般会計から繰り入れを行っていることなど、さらには可能な限りの国保税負担軽減に取り組んでいるかなど厳しい審査をして本算定を行うことを強く求めるものです。

それは所得の不安定な人を対象に、国民皆保険という国の目標で始められた国保制度が、今では所得が300万円の4人家族の場合で、40万円を超す自治体が珍しくないことが報道されていましたが、当町でも例外ではないことが試算でわかりました。社会保険などでは事業主が半分以上を負担していますが、国保では事業主の代わりに国が半分負担をしていたのをどんどん引き上げて、今では25%しか負担していないことが国保税が高くなってきた大きな原因です。

今回の予算で国負担は20%を割りました。5%は来るはずの調整交付金ですが、不確定との理由で1,000円の科目設置になっており、このような、このままでは国保税引き上げにつながりかねない要注意な予算となっています。過去にも医療費の高見積もりや歳入で少なく見積もる手法で国保税を必要以上に引き上げて、余剰金を国が5%以上とあいまいな基準を設けている支払準備基金にため込んできました。しかし、ここ数年は加入者の負担増を避けるために、ため過ぎた基金の取り崩しが行われ、国保税引き上げが避けられていますが、介護納付金負担分や後期高齢者支援分が組み込まれたことで限度額の引き上げなどの負担増が繰り返されてきています。しかも22年度予算では、保健事業費に21年度より315万円も多く一般財源、つまり国保税を計上し、平成18年度決算から20年度決算まで保健事業に国保税は1円も使っていないことから、今回の予算計上は道理のない異常なものだと言えないものです。なぜこれまで医療費以外に国保税を使わないようにと努力を積み上げてきたことが生かされなかったのか大い

に疑問です。

また、国保税の値上げを避けるために、限りある基金を取り崩すだけでなく、一般会計からその他の繰り入れを行い、加入者の貴重な財産である基金を守り、これ以上負担増を招かない本算定がされることを強く要望します。

また、国に対して、国の負担をもとの50%に戻すよう要望する声を上げ、命にかかわる資格証明書の発行をやめて、すべての町民に保険証が交付されることを強く求めて、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 中澤です。

私は、議案第19号、平成22年度国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度で医療保険の根幹を成す制度として、国の医療と国民の健康増進に大きな役割を、貢献しております。こうした中、川根本町の国民健康保険事業特別会計は、22年度は総額が10億円となり、前年に比べ4.9%の減、一般被保険者の保険給付金も1.4%の減で、減少予算となっております。

反対者は弱者の保険料が高いと言って反対されていますが、保険料はそれぞれの家庭の所得や固定資産税を対象にした保険料であります。また、その保険料に対しても7割、5割、2割といった弱者に対して減免の措置がなされ、弱者、中間所得者に対する配慮もされております。これ以上の保険料の減免措置は国県のペナルティーがあり、国県の支援補助金の減収を招く結果となって、川根本町の健全な国保会計にマイナスとなり、ひいては被保険者の負担を上げる結果となります。保険料のこれ以上の問題は、国に向かって言ってもらわないと、制度上仕方がないことだと思います。

反対者は基金のことにも触れていましたが、基金は国保財政を安心、安全のための耐震補強といったようなもので、何かあったときのための国保財政の保障を支えているものであります。適切な基金は持つことが必要と考えます。平成22年国民健康保険事業特別会計予算は財政の健全化に努め、過去の実績や医療費の動向等を見きわめ、一定の算出のもと編成されており、妥当であると認めます。

よって、私は原案に賛成であります。賛成の意を明確にし、私の賛成討論を終わります。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立多数です。

しがつて、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

会議時間の延長

○議長(板谷 信君) 5時が近づいてまいりましたので、延長を行います。

○議長(板谷 信君) これから、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

しがつて、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、この制度自体が75歳以上の高齢者を一般の医療保険から切り離して、高齢者に差別医療と際限ない負担増を持ち込んだ、世界に例を見ない親不孝の冷たい制度だからです。

その性質上、廃止の声が高齢者自身だけでなく、若い層や医療関係者からも上がり、昨年の総選挙ではこの制度をつくり、押しつけた自民党政権に厳しい審判が下り、廃止を公約に掲げた民主党の圧勝で政権交代が起きました。

しかし、政権についた民主党は、新制度ができるまでは今のままでと廃止の公約を4年後に先送りし、期限を切って設けていた保険料軽減策は今のまま残して継続する方針を示しました。存続する限り上がり続ける保険料についても、できるだけ上げないようにとの指示を広域連合に出しましたが、据え置きのための国の予算計上は全くなく、保険料引き上げが広域連合で広がる一方で、基金や余剰金を使って据え置きや保険料値下げに踏み切る広域連合も出ています。

そんな中で、静岡県広域連合組合議会は、4月から平均で年1人900円ほどの値上げを全会一致で決定したことが新聞で報じられました。幸い持ち家が多い当町では、保険料算定に資産割がないことから、開始時に7割の方が国保税より下がったとの担当課長の報告がありました。年をとればだれもがあちこちにいうところが出て、高齢者の医療費が一般に比べて多くなるのは当然です。少ない年金を頼りに生活されている高齢者がほとんどの中で、際限なく保険料が上がり続ける仕組みになっている医療保険制度がよほど国の負担を増やし、高齢者への負担を避ける手だてを設けない限り、高齢者の保険料は上がり続け、暮らしていけないとの悲鳴は保険料値上げが続く限り、限りなく激しくなっていくことでしょう。

保険料は大半の方が年金天引きの特別徴収のため、この方々からはどんなに苦しくても滞納は起こり得ませんが、年金が月1万5,000円以下の普通徴収者は生活費にも足りない中から、自分で納めなければならず、滞納が1年以上続けば、国保では高齢者への資格証明書は発行しないとしていたのに、後期高齢者医療制度では発行すると法律に書かれました。制度開始から3年目を迎えた今、22年度予算でも普通徴収の過年度分が19万2,000円から24万9,000円に増えました。資格証明書発行の条件ができ上がっていますが、当町は資格証明書は発行しない方針を示されていますが、これからも守られるか心配されるところです。

保険料徴収のもとになる広域連合への納付金が1億1,448万6,000円から1億1,006万円に443万円減りましたが、全協では値上げを決めた資料が配付されました。予算がなぜ減ったのかについては、積算根拠を示す資料も説明ありませんでした。近隣の医療費状況を示す表が審査後に配付されましたが、昨年配付された資料では、県内で9番目の医療費でしたが、今回は下から4番目で、1人当たりの医療費も下がったのか、上がったのかはわからないところです。当町は県の医療費平均より20%以上低いことで県の保険料率より低い軽減率が適用されていますが、この最下位だった医療費が順位が上がっているということは、重症化の傾向にあるのではないかと危惧をぬぐえないものです。この制度の目的である医療費抑制では、医者にかかりたくても行けないお年寄りをつくり、重症化を招きかねません。

後期高齢者医療制度の導入と同時に、従来の老人保健制度は廃止されましたが、老人保健法では第1条に国民の老後における健康の保持を制度の目的と規定していました。後期高齢者医療制度の根拠法である高齢者の医療の確保に関する法律からは、第1条に老後における健康の

保持という言葉はなくなり、かわりに医療費の適正化という言葉が明記されました。高齢者の健康を守る制度から医療費抑制のための制度に変質したことがこのことでも明らかです。このような制度は一刻も早く廃止するしかありません。長引けば長引くほど高齢者を苦しめます。私たちの世代にとって、いわば命の恩人とも言うべき高齢者が医者にも行けない状況をつくらないためにも、非人道的な差別医療制度は一日も早く廃止し、とりあえず今すぐにでもできる老人保健制度に戻して、高齢者を守る医療制度はどうあるべきかをしっかり議論して、高齢者も現役世代も安心の医療制度を構築し直すべきです。政権与党が速やかな廃止を公約に掲げて、多くの支持を集めた当制度は、存在自体が認められないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、市川さん。

○9番（市川昌美君） 平成22年度当初予算の後期高齢者医療事業特別会計について賛成の立場で討論いたします。

まず、特別会計の全額は1億1,010万円、歳入内訳の主たる財源は保険料8,641万5,000円でございます。一般会計の繰入金が2,364万、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは1億1,005万7,000円、先ほど反対討論で小泉さんがやったのが悪いとか、民主党もまだ今確たる見直しが先伸びになっておりますけれども、川根本町の一般会計、現在のこの賛否を問うときに、とてもこのところから幾ら手が長くても届きませんので、とにかくその問題はまた国政の成り行きを見ながら、その推移に任せるしか私たちには手だてがございませんので、この会計は賛成とし、私の賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。
この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。簡潔にお願いします。

○ 10 番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論します。

介護保険制度は、平成12年度に始まって以来、今年で11年目を迎えることになります。スタート当時は負担あってサービスなしとの批判が全国で高まったように、本人のサービス利用料1割負担を除いた給付費の50%を保険料で徴収する制度で、40歳から64歳で30%を、65歳以上で20%負担し、国・県・町の公費で50%を見る制度です。それまでは国が費用の半分を、残りを県と町が負担する措置制度でしたが、公費50%としたことで、国の負担は50%から25%に半減し、新しい制度への責任も半減させました。サービスや施設の充実は当然必要なことですが、そのことが保険料値上げに直接影響する制度で、65歳以上の保険料は3年ごとの見直しで、当町でも基準月額スタートの1,200円から、昨年からは3倍近い3,530円に上がりました。今後も当然必要なサービスの拡充や利用の充実が高齢者の保険料値上げに連動し、年金だけが頼りの高齢者に耐えがたい負担増をもたらすのは明らかな制度です。

また、現在は介護保険料は、収入がどんなに少なくても基準額の50%までしか下がりず、昨年の第4期介護保険事業計画でも、低所得者の負担軽減を図るために、年金が80万円以下に0.75を0.08%軽減する階層が設けられましたが、50%以下は設けられず、今後早急に50%以下の軽減率を設けることが必要と思われます。

当町は保険料が低いので、国の基準以下の率は設けないというのが前の町長の答えでしたけど、低所得者への耐えがたい負担を強いたままになっています。町の取り組みが強く求められます。高齢者の年金は決して増えることはありません。保険料は年金額が月額1万5,000円以上あれば、有無を言わず年金天引きが行われますが、サービス利用料は原則1割負担が必要で、保険料は払ってもサービスを使うお金はないという高齢者も少なくないはずで、保険料の滞納が1年以上続けば、サービス利用料が10割となり、使いたくても使えない制度になっていますが、当町は町の判断でそういう人をつくらない努力がされていることはとても評価できることだと思います。

20年度決算でも11万7,500円の不納欠損が行われており、現年度未済額が59万円、1年を超す長期の滞納は200万円近くにもなっています。昨年の説明では要介護者で10割の……あ、なっています。また、22年度予算そのものでもどうしても指摘しておかなければならないのは、それは委員会でも主張したことです。地域支援事業費に高齢者が食費も削って納付されている貴重な介護保険料である一般財源を充てていることです。国の方針で介護予防事業費で173万円、包括支援事業費及び任意事業費で377万円の一般財源を計上しています。国の方針で予防事業の20%に一般財源を充てることが決められているとのことですが、保険料はあくまでも介護サービスの給付のために半強制的に徴収されているもので、予防や任意事業などという本来なら町の責任で十分に手厚く行われなければならないはずの事業に、高齢者がわずかな年金から有無を言わずに天引きされている、あるいは食べる物も切り詰めて納付している貴重な介護保険料を使うのは約束違反もはなはだしいものです。予防のために使うのだからよいじゃないかとの意見も委員会でありましたが、わずかな年金しか収入がない高齢者の耐えがたい負担を考え

れば、このような冷たい方針は変えるよう国へ声を上げるべきで、国の負担をとりあえずは30%まで引き上げるよう求めることとあわせて、保険料の使い方を介護サービスに厳しく限定するよう国に声を上げることを強く求めて、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 8番、中澤。

私は、平成22年度介護保険事業特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。

平成22年度の予算は10億890万です。21年度は9億4,770万で、本年度は6,120万の増額となっています。21年度は9,477万の予算で、20年度は……20年度に対して8,600あ、20年度は8億6,070万で、前年21年度は8,700万の増額です。本町は高齢化に伴い、ここ2年間で支払納付金が1億5,000万も伸びております。

一方、介護保険料は第3期、平成18年から20年まで、保険料算定基準額は3,100円でした。弱者はこの算定基準額の50%、すなわち半分の減免をされており、それが弱者の保険料です。高齢化に伴い支払給付金が大幅に伸びる中、第4期、21年から23年の間、保険料の改正が行われました。保険料を決める算定基準額を3,100円から3,530円に改正されました。その上所得に応じて6段階に分かれていた保険料を9段階に分け、算定基準額を5段階の中心に置き、1、2段階の弱者の算定率を改正前と同様に50%と据え置いております。

一方、新たに算定額月3,530円以上の4段階の調整と9段階の所得300万以上の人は、基準額を1.62と納める新たな納付者段階をつくって応分の負担を求め、弱者の負担がかからないよう調整のもと、改正されておりました。このことは先ほど一般質問で町長も説明しております。さらに当議会初日に条例の一部を改正し、介護保険限度額を9万円から、介護給付限度額を9万円から10万円に引き上げる改正をし、弱者に対する負担に十分に配慮しています。これ以上の保険料の弱者の値下げは、先ほども言いましたが、国の制度を変えてもらうしかないと思います。

平成22年介護保険事業特別会計予算は、過去の実績や介護事業の動向を見きわめ、一定の算出のもと編成されております。私は妥当であると認めます。

よって、原案に賛成します。賛成の趣旨を説明し、私の賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例について

- 議長(板谷 信君) 日程第13、議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案1ページから2ページをござんください。

平成21年11月30日に一般職員の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布、同法の中で地方公務員法についての一部改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることに伴い、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の要旨は、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げて、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、時間外勤務代休時間を指定することができる規定を新設し、当該時間外代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、正規の勤務時間においても勤務することを要しない規定を新設するものであります。

御審議よろしく願いいたします。

- 議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号 平成21年度川根本町一般会計補正予算

(第7号)

- 議長(板谷 信君) 日程第14、議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第7号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,189万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,028万8,000円としたものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回の補正予算は国の第1次補正の経済危機対策において公共事業等の追加に伴う地方負担額の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施するための地域活性化、公共投資臨時交付金事業2本と第2次補正における明日の安心と成長のための緊急経済対策における地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する地

域活性化、きめ細かな臨時交付金事業33本の経費について計上するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は5,601万2,000円の増額です。公共投資臨時交付金事業として平成22年度実施する町道改良事業に充当するためのまちづくり基金への積立金と、きめ細かな臨時交付金事業である役場庁舎防水改修事業に係る経費です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,200万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として簡易水道事業特別会計において実施する南部簡易水道田代地区配水管布設替え事業に係る繰出金です。

第6款農林水産業費、第2項林業費は2,020万円の増額です。作業道維持補修事業として2路線、林道維持改良事業として7路線分をきめ細かな臨時交付金事業として計上しております。

8目の美しい森林づくり基盤整備交付金事業は、公共投資臨時交付金の充当による財源更正であります。

第7款商工費、第1項商工費は1,506万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として、寸又峡遊歩道落石防護網設置事業と温泉事業特別会計において実施する寸又峡温泉引湯管布設がえ事業等に係る繰出金です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は810万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として、町道維持補修事業5路線を計上しております。

第4項住宅費は、きめ細かな臨時交付金事業として町営住宅高郷団地、桑野山団地、大島団地、特別公共賃貸住宅桑野山団地の各住宅維持修繕事業経費を計上しております。

第9款消防費、第1項消防費は、3月定例会初日に第6号補正として議決いただきました常備消防事務委託料での島田消防本部車両南側拡張工事分をきめ細かな臨時交付金事業として行うための財源更正です。

第10款教育費、第2項小学校費は607万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として中央小学校体育館、第一小学校体育館の屋根塗装事業です。

第3項中学校費は781万2,000円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として、中川根中学校校舎等改修事業経費を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2億6,323万3,000円の増額です。地域活性化、きめ細かな臨時交付金は第1次、第2次交付限度額合わせて1億4,565万1,000円、地域活性化、公共投資臨時交付金は1億1,758万2,000円です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は8,133万9,000円の減額です。財政調整基金繰入金は今回の補正に係る一般財源分の調整による減額です。長島ダム水源地域振興基金繰入金は温泉事業特別会計における接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額によるものです。

第2表、繰越明許費につきましては、一般3ページをごらんください。

今回の繰越明許は地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業による事業追加によるものが主なものです。

一般5ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費の地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業、防災行政無線中継局蓄電池交換事業は、受注生産である蓄電池の納入が年度内に見込めなくなったことによるものです。同じく消防費、防災情報通信設備整備事業、全国瞬時警報システム設置事業は同事業が全国的に集中したため、受注機等の機器の生産が年度内に間に合わないため、年度内完了が見込めなくなったことによるものです。その他の事業につきましては、地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業であります。それぞれ平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

計補正予算（第3号）

- 議長（板谷 信君） 日程第15、議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,159万4,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。今回の補正予算は国の第2次補正である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業として実施する事業経費について計上するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水7ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は1,670万円の増額です。南部簡易水道田代地区配水管布設替え事業に係る設計監理委託料及び工事費を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水6ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は1,200万円の増額です。地域活性化、きめ細かな臨時交付金を財源として一般会計から繰り入れるものであります。

第2項基金繰入金は470万円の増額です。今回の事業費の不足分を水道事業基金で調達するものです。

第2表、繰越明許費につきましては、簡水3ページをごらんください。

今回の繰越明許は国の第2次補正予算である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業であります。平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

しがつて、議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（板谷 信君） 日程第16、議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,087万9,000円としたいものです。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。今回の補正予算は国の第2次補正である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業の追加と千頭温泉故障による使用料の減収及び接岨峡温泉ポンプ改修事業の減額です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

温泉7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は千頭温泉故障による使用料減収を一般会計繰入金で補てんするための財源更正です。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は690万4,000円の増額です。接岨峡温泉ポンプ改修事業の減額、きめ細かな臨時交付金事業として実施する寸又峡温泉引湯管布設替え事業費の追加による工事費の増加を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉6ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料、第1項使用料は15万6,000円の減額です。千頭温泉故障による減収です。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は706万円の増額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。一般会計繰入金の財源としましては、引湯管布設替え事業分はきめ細かな臨時交付金、接岨峡温泉ポンプ改修分は長島ダム水源地域振興基金の減額、使用料減収分は一般財源を充当しております。

第2表、繰越明許費につきましては温泉3ページをごらんください。

今回の繰越明許は国の第2次補正である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業であります。平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（板谷 信君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議会の会期、日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(板谷 信君) 日程第18、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長(板谷 信君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

よって、平成22年第1回川根本町定例議会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時40分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 市 川 昌 美

署 名 議 員 鈴 木 多 津 枝